

第二期

魚沼市子ども・子育て支援事業計画

(案)

令和2年度～令和6年度



魚 沼 市

目 次

第1部 総論

第1章 総論

1	計画策定の趣旨.....	2
2	国の子ども・子育て支援制度の概要.....	3
3	本市の第1期期間(平成27年度～令和元年度)の主要な事業の経緯.....	4
4	本計画の位置づけ.....	5
5	計画の期間.....	7
6	計画の対象.....	8
7	計画策定の流れと策定体制.....	9
8	計画の評価検証.....	9

第2章 魚沼市の子育てを取り巻く現状と課題

1	人口と少子化の動向.....	10
2	家庭の動向.....	13
3	子どもの状況.....	23
4	保育サービス及び子育て支援事業の現在の状況.....	24
5	ニーズ調査結果から見る現状.....	31
6	ニーズ調査等を踏まえた子ども・子育て分野における本市の課題.....	61

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念.....	63
2	基本的な視点.....	63
3	計画の方向性.....	63

第2部 各論

第1章 教育・保育提供区域の設定

1	区域設定の考え方.....	66
2	区域設定.....	66

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1	幼児期の教育・保育の量の見込み.....	67
2	提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	68

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1	利用者支援事業.....	69
2	地域子育て支援拠点事業.....	69
3	妊婦健診事業.....	70

4	乳児家庭全戸訪問事業.....	71
5	養育支援訪問事業.....	72
6	子育て短期支援事業.....	73
7	ファミリー・サポート・センター事業.....	73
8	一時預かり事業.....	74
9	延長保育事業.....	76
10	病児・病後児保育事業.....	76
11	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ).....	78
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	80
第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の 推進に関する体制の確保		
1	幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進.....	81
2	質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割 及びその推進方策.....	81
3	幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携） の取組の推進.....	82
第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な 利用の確保.....		
第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の推進		
1	児童虐待防止対策の充実.....	84
2	ひとり親家庭の自立支援の推進.....	84
3	障害児施策の充実.....	85
第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....		
第8章 母子保健計画 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進		
1	背景.....	88
2	活動目標.....	88
3	母子保健事業の提供体制と量の見込み.....	89
参考資料		
1	魚沼市子ども・子育て会議.....	108
2	策定の経過.....	111
3	パブリックコメントの結果.....	112

第 1 部 総論

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

我が国の合計特殊出生率¹は昭和42年以降減少し続け、平成元年には、それまでの最低水準であった1.58(昭和41年)を下回る1.57を記録しました。さらに、平成17年には1.26まで減少しました。その後、若干上昇したものの平成24年以降は1.4台前半に留まり、平成29年の合計特殊出生率は1.43と、人口を維持するのに必要な水準(我が国ではおおむね2.07程度)を大きく下回っています。

本市においても平成17年国勢調査で43,553人であった人口が、平成27年調査では37,352人まで減少しました。人口減少に歯止めがかからず、持続可能な行政運営を考える上で、人口減少問題対策は本市の重要な課題の一つであります。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等からの子育てに対する支援や協力が得られにくく、子育てに不安や負担感を抱える保護者が多くなっています。

また、社会構造の変化が進み、企業経営を取り巻く環境は依然として厳しい中、共働き家庭や長時間労働の増加、非正規雇用の割合の高まりなど、仕事と子育てを両立させることが困難な状況が増えつつあります。

国では、平成24年に、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法²」を制定しました。この法律に基づいて、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進しています。

本市では、平成27年に、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、本市における子育て施策の推進と、全ての子どもが健やかに成長することが出来る社会を実現することを目的として、令和2年3月末を計画の終期とする魚沼市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

このたび、前計画を引き継ぎ、子どもと子育て全般に対する支援をさらに発展させていくために、「第二期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

¹ 「合計特殊出生率」・・・15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

² 「子ども・子育て関連3法」・・・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の3つの子ども・子育て支援新制度に関する法律

2 国の子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援制度のねらい

「子ども・子育て支援新制度」とは、「子ども・子育て関連 3 法」に基づく制度で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

(2) 子ども・子育て支援制度の内容

「子ども・子育て支援新制度」の内容については以下のとおりです。

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園^{*1}」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）

*1 認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割を持つ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認可を受けた施設のこと

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

■保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
- ・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業^{*2}の給付制度の創設及び実施）

*2 地域型保育事業（市町村による認可事業）

3 歳未満の少人数の子どもを保育する次の 4 事業

- ・小規模保育³、家庭的保育⁴、居宅訪問型保育⁵、事業所内保育⁶

³ 「小規模保育」・・・主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業

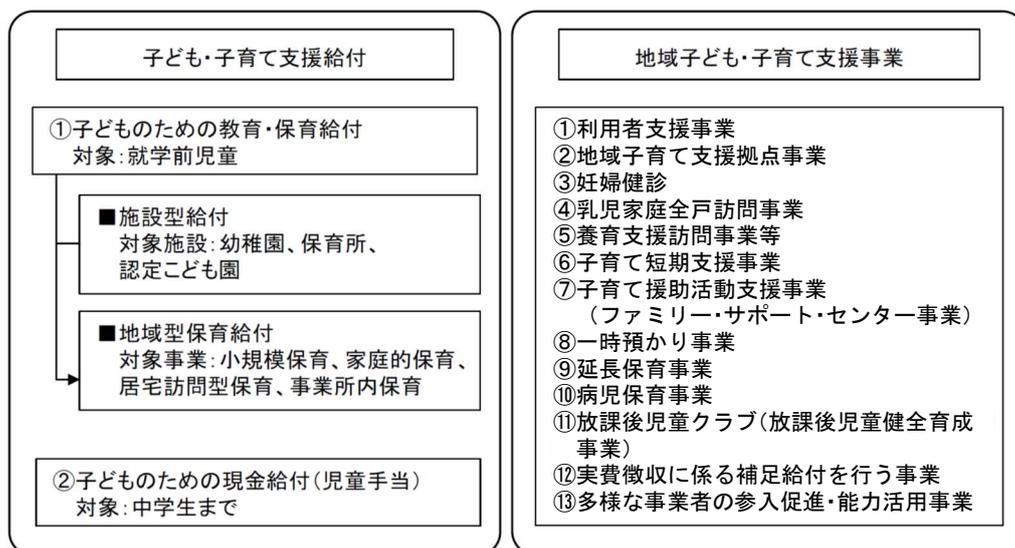
⁴ 「家庭的保育」・・・主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業

⁵ 「居宅訪問型保育」・・・主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもので、保育所等と連携しながら自身の居宅等において 3 人以下（補助者がいる場合には 5 人以下）の就学前児童を保育する）による保育を行う事業

⁶ 「事業所内保育」・・・主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

■地域における子ども・子育て支援の充実

- ・子育てに対する多様な支援の充実(利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ⁷など既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実)



3 本市の第1期期間(平成27年度～令和元年度)の主要な事業の経緯

平成27年度は、「子ども・子育て新制度」が本格的にスタートし、魚沼市独自の幼稚園保育園の利用料の軽減措置や延長保育の見直し等を実施しました。また、8月に堀之内子育て支援センターを施設の老朽化のため閉鎖し、堀之内放課後児童クラブが堀之内小学校内の新施設へ移転しました。

平成28年度は、4月にすもんこども園が市内初の認定こども園として開園したほか、3月末をもってつくし保育園ひかり分園を閉園し、つくし保育園と統合しました。また、4月から伊米ヶ崎放課後児童クラブ及び入広瀬放課後児童クラブの実施場所を、それぞれ伊米ヶ崎小学校内、入広瀬幼稚園舎内へ移転しました。

市立小出病院の開業に伴い、病後児保育事業は子育て支援センターから小出病院の病児病後児保育室のぞみで実施することになり、対象を病児にも拡充しました。

また、妊婦の健康保持及び増進を図るため、母子保健法に基づき実施している妊婦健診について望ましい基準が公布されたことに伴い、検査項目の追加及び妊産婦医療費助成を妊娠に係る治療費の全額助成に拡充しました。

平成29年度は、4月に幼稚園保育園等の利用料を第二子以降無償化し、家庭的保育室である入広瀬保育室を開設し、湯之谷小学校の開校に合わせ、湯之谷やくしクラブを開設しました。また、用途廃止をした入広瀬こどもの家を解体しました。子ども・子育て支援事業計画については、中間年にあたり平成30、31年度の保育の利用数の見込み等について見

⁷ 「放課後児童クラブ」・・・主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業で、児童福祉法で規定する放課後児童健全育成事業のことを指します。「学童クラブ」、「学童保育」とも呼ばれています。

直しを行いました。妊産婦医療費助成においては、診療科の制限を撤廃し、妊娠及び出産にかかわる疾病以外にも制度を拡充しています。

平成30年度は、一時預かりの利用料を改正し、主に未満児の利用料の軽減を図りました。5月に子育ての駅かたつきがオープン、9月には広神西よつばクラブの実施場所を広神農村環境改善センターから広神西小学校へ移転しました。妊婦健診助成においては、市独自事業として15回目以降の健診、子どもの1か月健診と産婦健診の費用助成及び宿泊型、日帰り型の産後ケア事業を開始しました。

令和元年度は、国の制度改正に伴い、10月から幼稚園保育園の利用料を3歳児以上及び3歳未満児の一部について無償化したことに合わせて、本市では副食費も独自に無償化しました。また、助産師が訪問する産後ケア事業を開始しました。

4 本計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条で定める「市町村行動計画」の性格も持ち合わせて策定します。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 魚沼市総合計画を上位計画とする実行計画

本計画は、市のまちづくりの基本となる「魚沼市総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を持たせた、子ども・子育てに係る総合的な計画として策定します。

第二次魚沼市総合計画 前期基本計画（抜粋）

第2章 分野別施策

第3節 健康・福祉

第2項 安心して産み育てる喜びを感じることができる社会の構築

1. 子育て支援

育児不安を受け止め、子育て世代が孤立しないように子育てに寄り添い、子どもの健やかな成長を全体で見守り、育む仕組みづくりをすすめていきます。

妊娠期から子育てまで切れ目のない母子保健対策の充実と、子育てに関して身近な相談窓口である保育園、幼稚園、子育て支援センターが連携し、情報の発信を行う体制づくりとその確立に努めます。

2. 子育て環境の充実

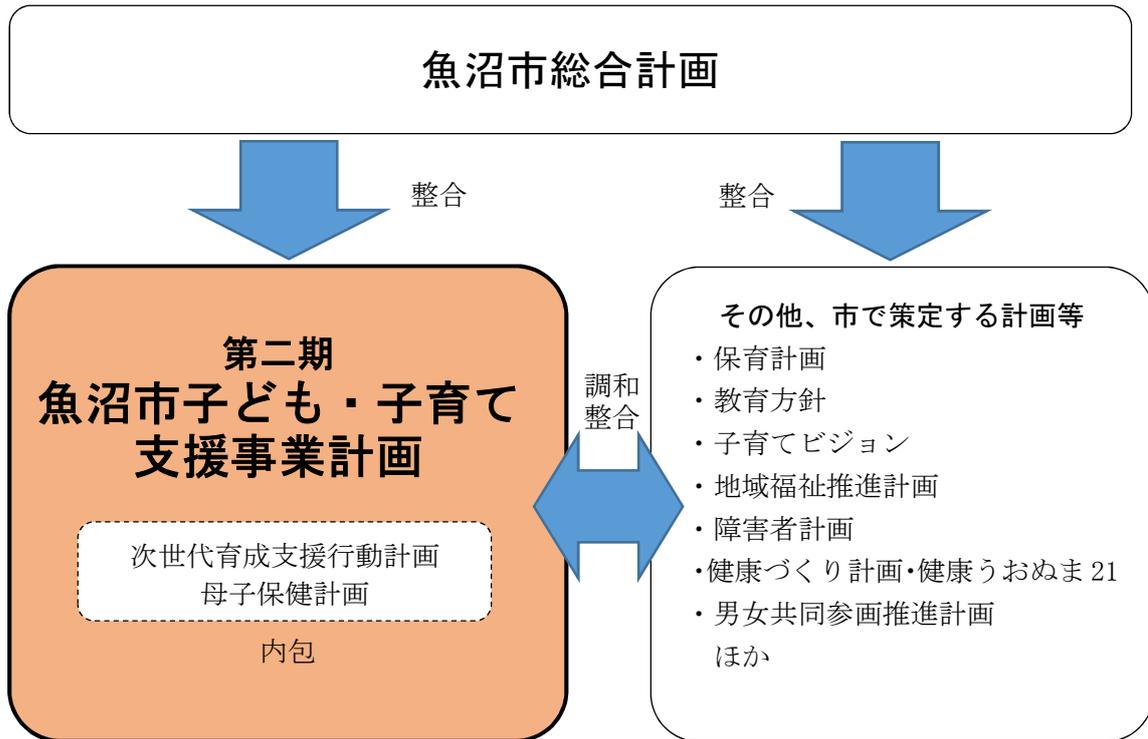
社会の変化による保育ニーズの多様化に対応するため、多面的な保育サービスの提供や公立保育園の運営のあり方について検討します。

乳幼児から健やかな発達を支援するため、子育て支援センターの体制整備や施策の充実に加え、保護者や地域が共に学び、育ち、支え合えるよう情報提供や利用相談に努めます。

(4) 母子保健との連携

前計画において内包して策定していた母子保健計画について、第二期計画も同様に、本計画に内包して策定します。

～ 本計画と他の計画等との関係 ～



5 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）までの5年
間を計画期間とします。（※中間年を目安として計画の見直しを行います。）

	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
第二期 子ども・子 育て支援事業計画						第二期					(第三期)
子ども・子育て 支援事業計画	前期基本計画										
第二次 魚沼市 総合計画	前期基本計画					後期基本計画					

6 計画の対象

本計画の対象は、子ども・子育て支援法に基づき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とします。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

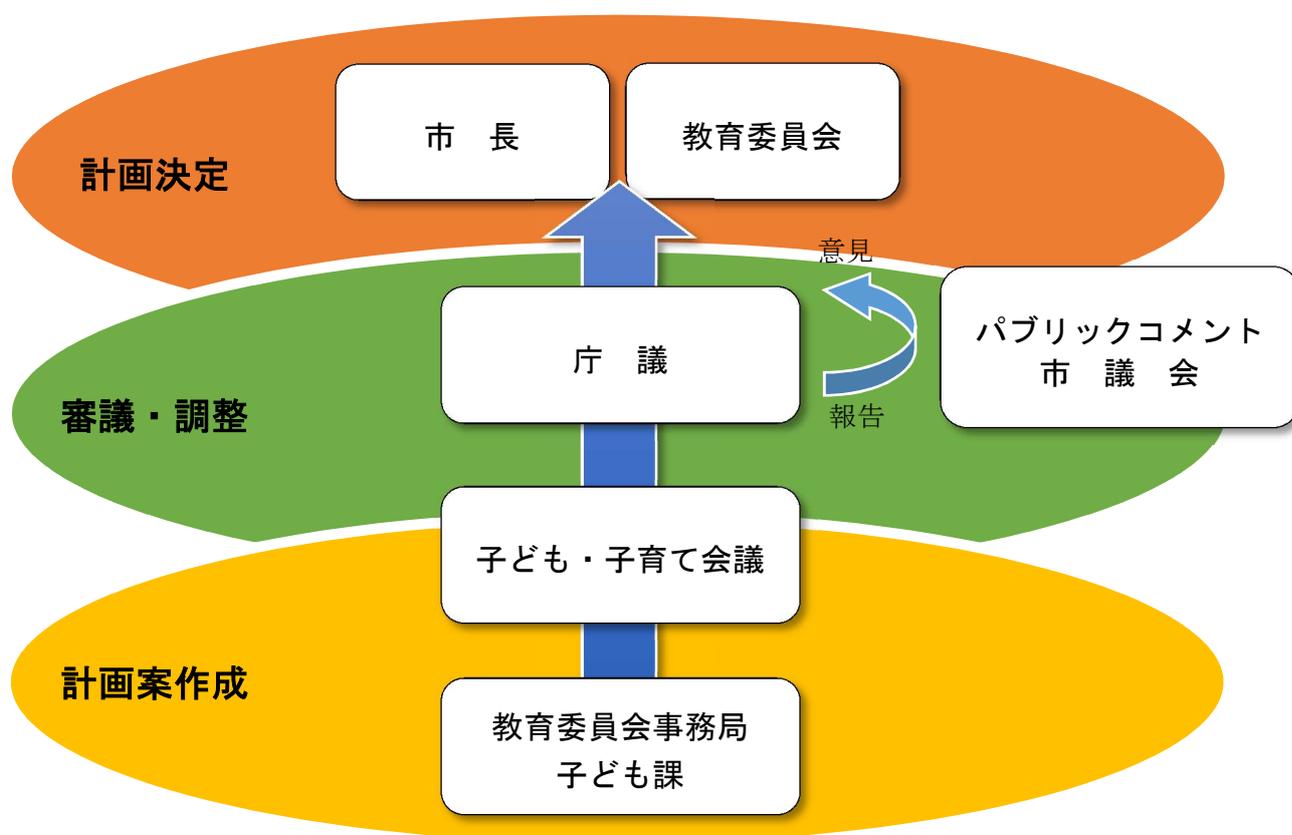
第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

7 計画策定の流れと策定体制

本計画は、魚沼市子ども・子育て会議⁸で計画案を策定し、庁議等で関連計画等との整合性を確認の上、市長及び教育委員会が計画を決定します。また、適宜市議会に進捗状況等を報告します。

なお、魚沼市子ども・子育て会議は、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成しており、本市における特定教育・保育施設⁹の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について、調査、審議する機関として、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき設置するものです。

～ 本計画の策定体制 ～



8 計画の評価検証

本計画は、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）について、各年度において魚沼市子ども・子育て会議で点検、評価を実施します。また、その結果を市のホームページに公表します。

⁸ 「魚沼市子ども・子育て会議」・・・「子ども・子育て支援法」により市町村への設置が規定（努力義務）されたことから、条例に基づき設置した附属機関。この会議は、学識経験のある者や子どもの保護者、関係団体等から構成され、本計画や子ども・子育てに関する総合的な推進などに関して意見の提出を受ける。

⁹ 「特定教育・保育施設」・・・認定こども園法に規定する認定こども園、学校教育法第に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

第2章 魚沼市の子育てを取り巻く現状と課題

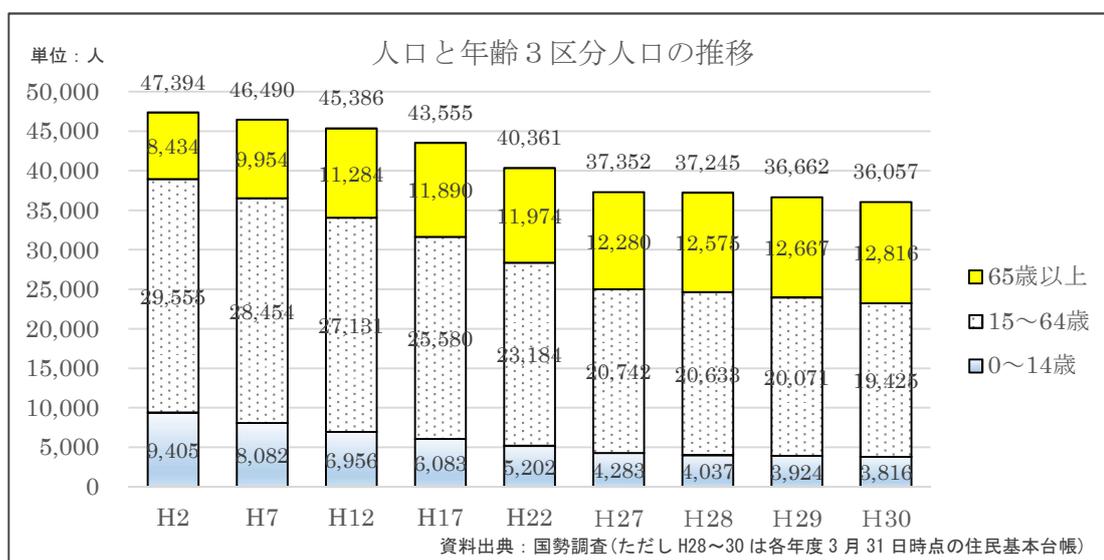
1 人口と少子化の動向

(1) 年齢3区分別人口と年少人口の割合の推移

国勢調査における本市（合併前を含む）の人口は、昭和35年の60,521人をピークに減少を続けており、平成17年以降は年間500人を上回るペースで減少しています。

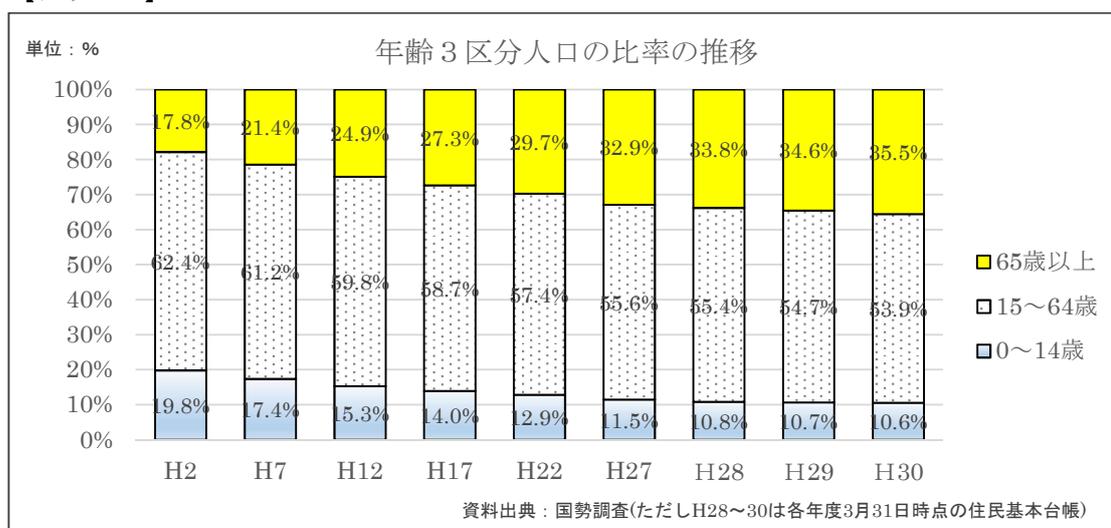
高齢人口（65歳以上）が増加する一方、生産年齢人口¹⁰（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、特に年少人口は平成30年度末には3,816人と平成2年の半数以下になっています。総人口に占める年少人口の割合も減少傾向にあり、30年度末には10.6%となっています。

【グラフ1】



※合計人口数には年齢が不詳の者の数を含むため、区分の合計と異なる場合があります。

【グラフ2】

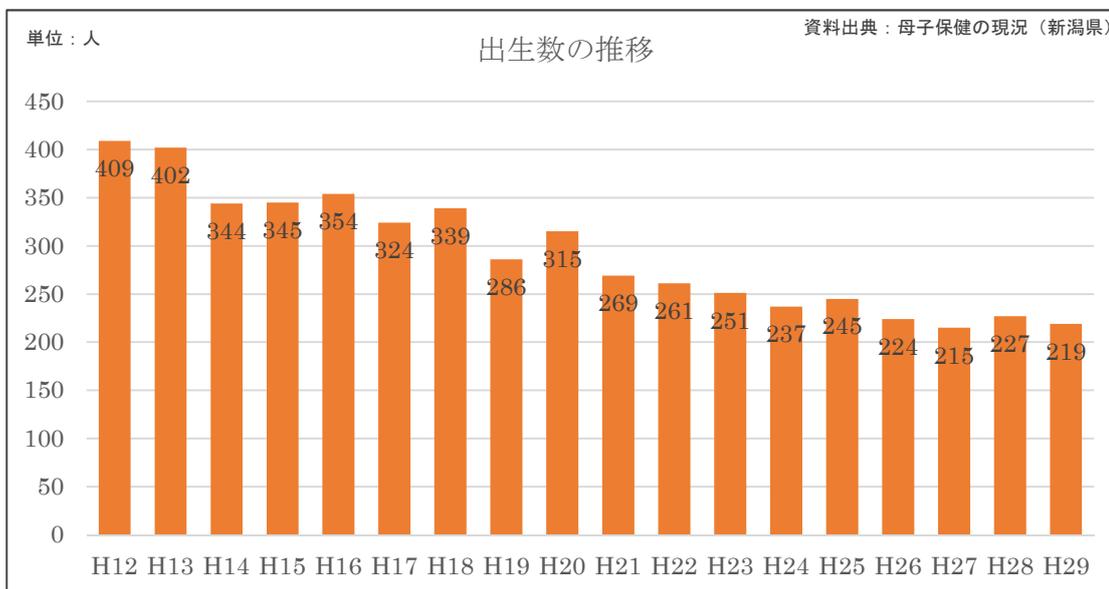


¹⁰ 「生産年齢人口」・・・年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口がこれに該当します。

(2) 出生数の推移

本市の出生数は、年度により増減があるものの近年は減少傾向にあり、平成12年、13年、14年の3か年合計と、平成27年、28年、29年の3か年合計を比較すると、42.8%の減少となっており、近年は200人台で推移しています。

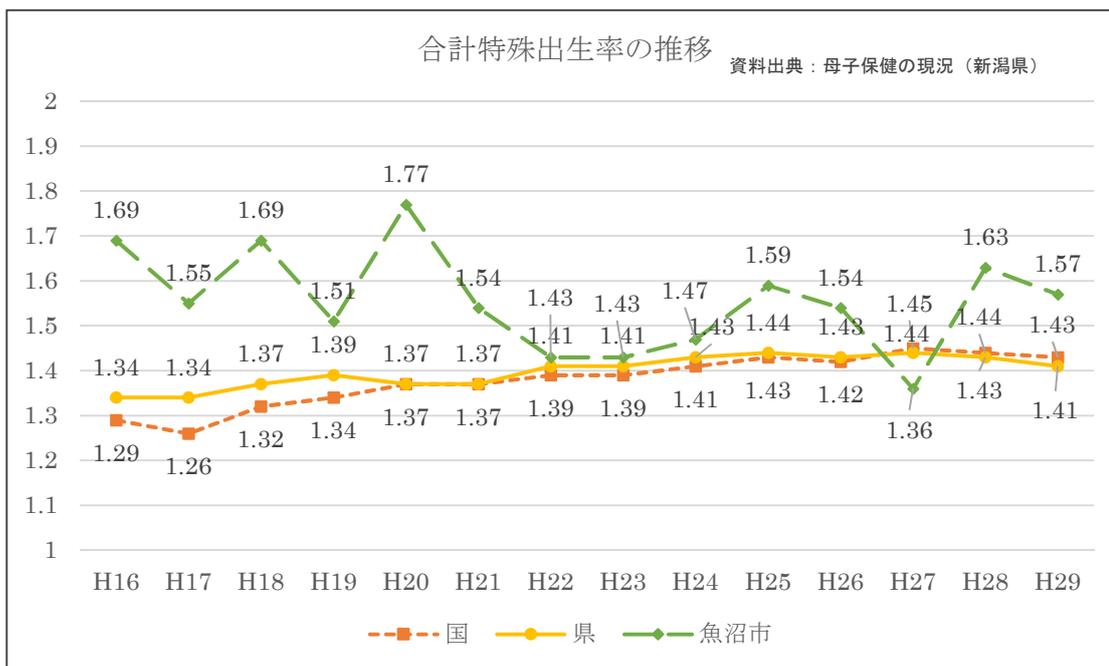
【グラフ3】



(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、国、県、本市のいずれにおいても、人口を維持するのに必要とされる2.07を下回っています。本市は、国、県に比べてやや高い水準で推移してきたものの、平成27年に国、県を下回り、平成28年に再び国、県を上回りました。

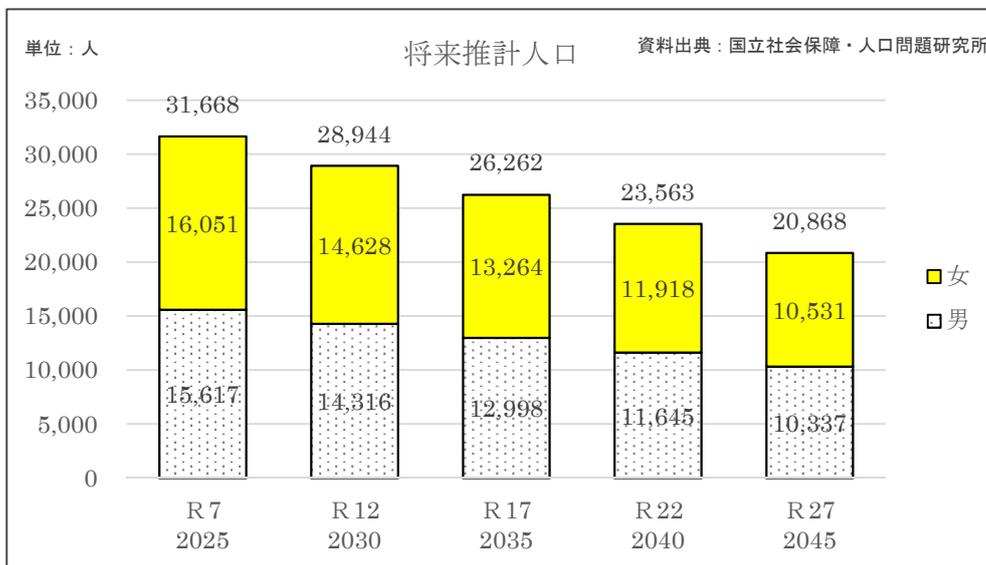
【グラフ4】



(4) 人口の将来推計

本市では、転出が転入を超過する「社会減」及び死亡が出生を超過する「自然減」の両方を原因として人口減少が続いています。この傾向は今後も続き、本市の人口は、令和27年に20,868人に減少するという推計が示されています。

【グラフ5】



2 家庭の動向

(1) 世帯数の推移

本市では、昭和 35 年をピークとして人口減少が続いていますが、世帯数については、核家族化の進行などにより、平成 25 年、30 年と増加する年もありますが、全般的に減少傾向です。

なお、1 世帯あたりの人員については、世帯数の増減に関わらず一貫して減少し続けています。

【グラフ 6】

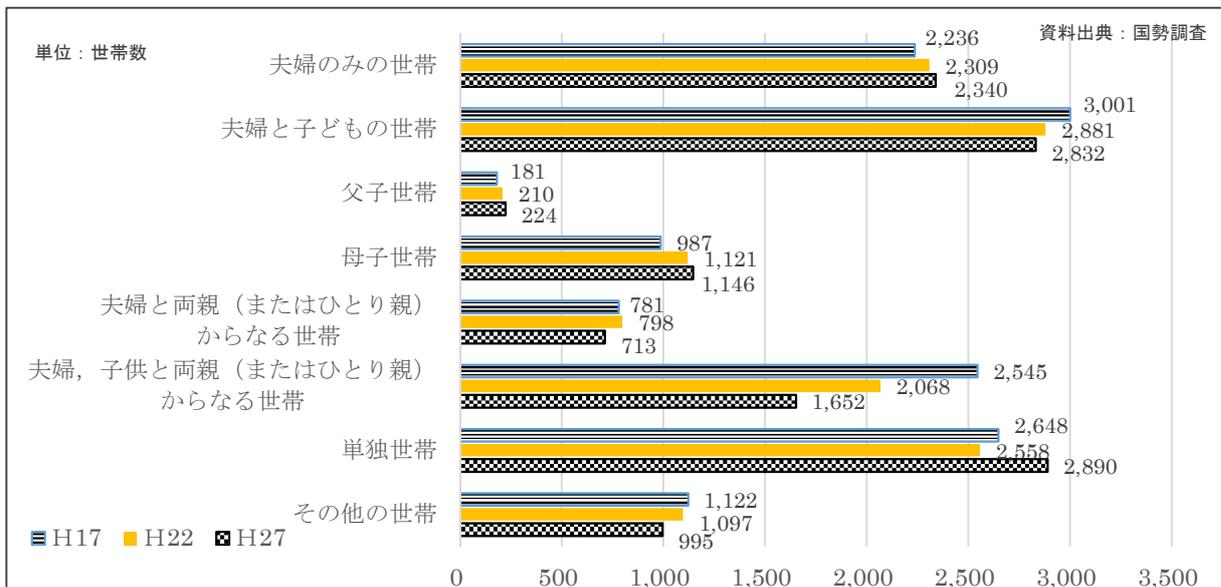


資料出典：魚沼市住民基本台帳

(2) 世帯構成の変化

「夫婦のみの世帯」、「単独世帯」などの子どもがいない世帯並びに「父子世帯」及び「母子世帯」が増加し、「夫婦と子どもの世帯」、「夫婦と両親からなる世帯」及び「夫婦・子どもと両親からなる世帯」が減少しています。

【グラフ 7】

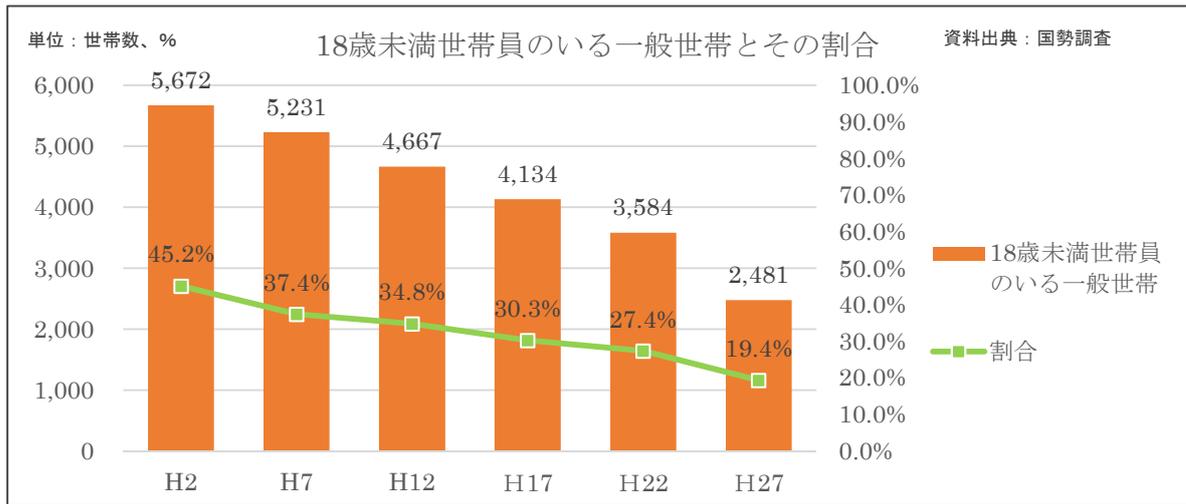


(3) 子育て世帯数の推移

18歳未満の世帯員のいる子育て世帯は、昭和60年には6,260世帯で、全世帯に占める割合が約半数でしたが、昭和60年からこれまでの間、子育て世帯数、全世帯に占める子育て世帯数の割合のいずれも減少を続けています。

その結果、平成27年には全世帯に占める子育て世帯の割合は19.4%と、平成2年の半数以下になっています。

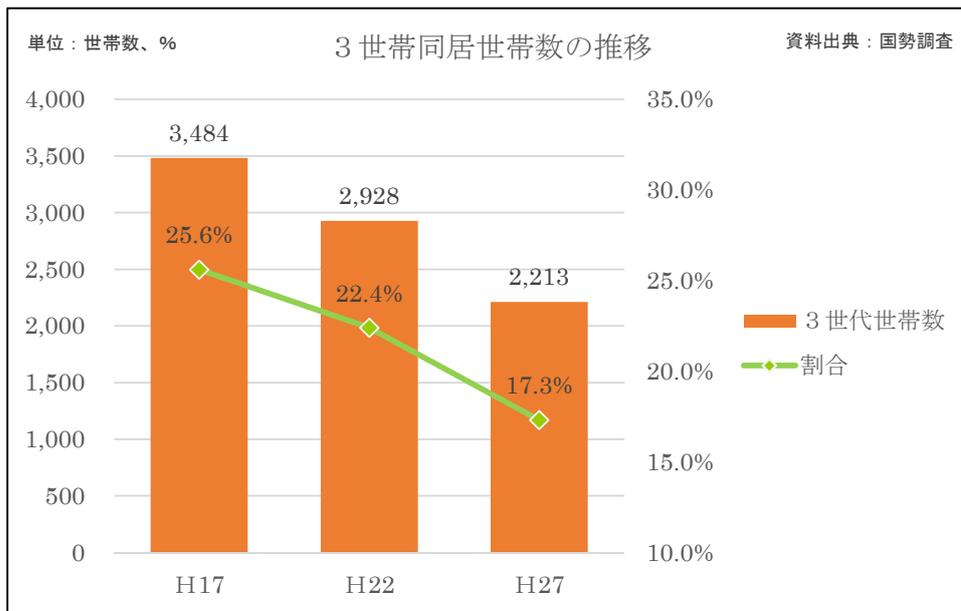
【グラフ8】



(4) 3世代同居世帯の推移

3世帯が同居する世帯についても、世帯数、全世帯に占める割合ともに減少しています。

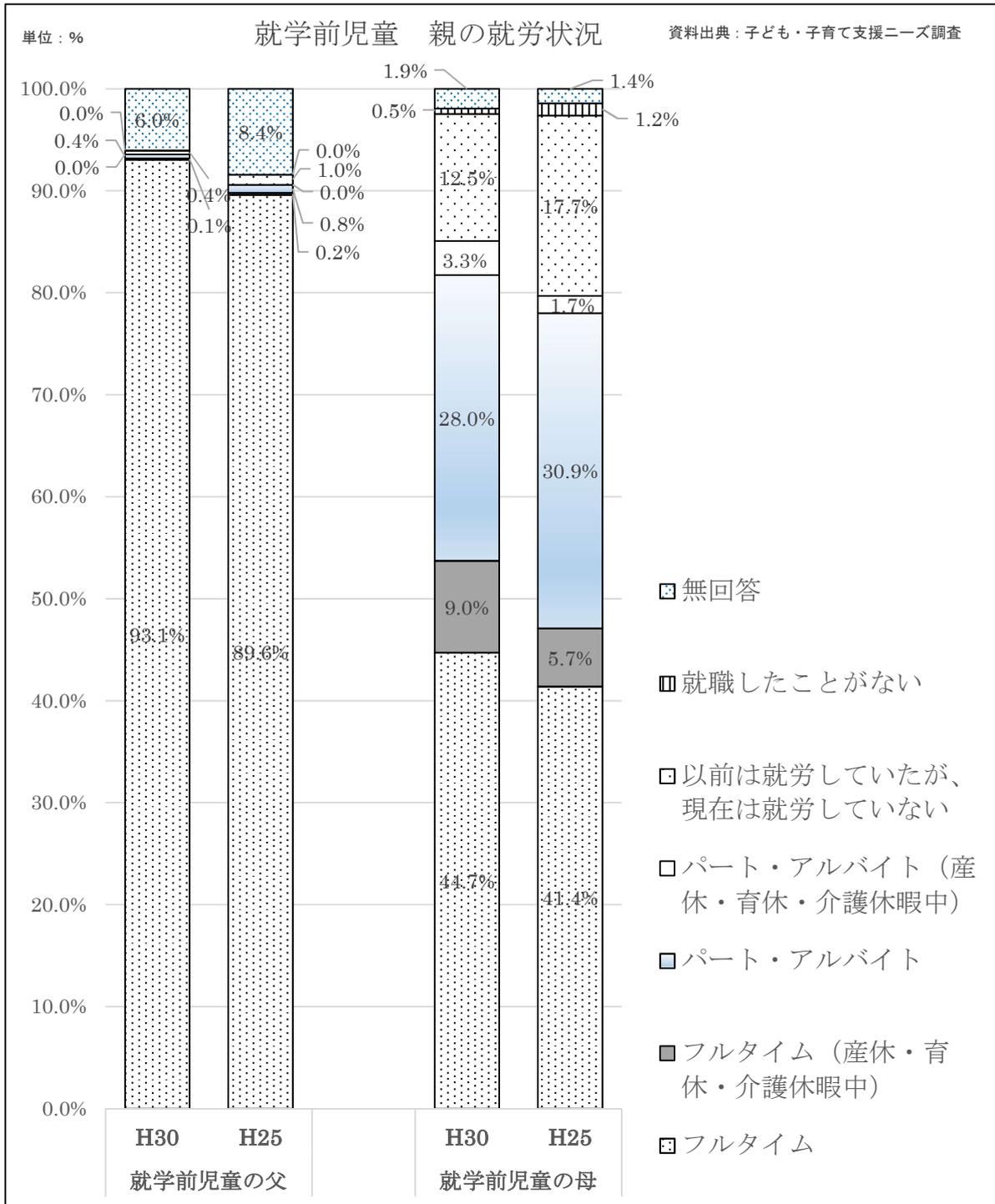
【グラフ9】



(5) 父母の就労状況

平成 30 年度に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）によると、父については、無回答を除くとほぼ全ての方がフルタイムで就労しており、母については、就学前児童調査で 72.7%、小学生調査で 90.1%がフルタイム、パート・アルバイトなど何らかの形で就労しています。どちらも 25 年度の調査結果よりも率が高くなっています。

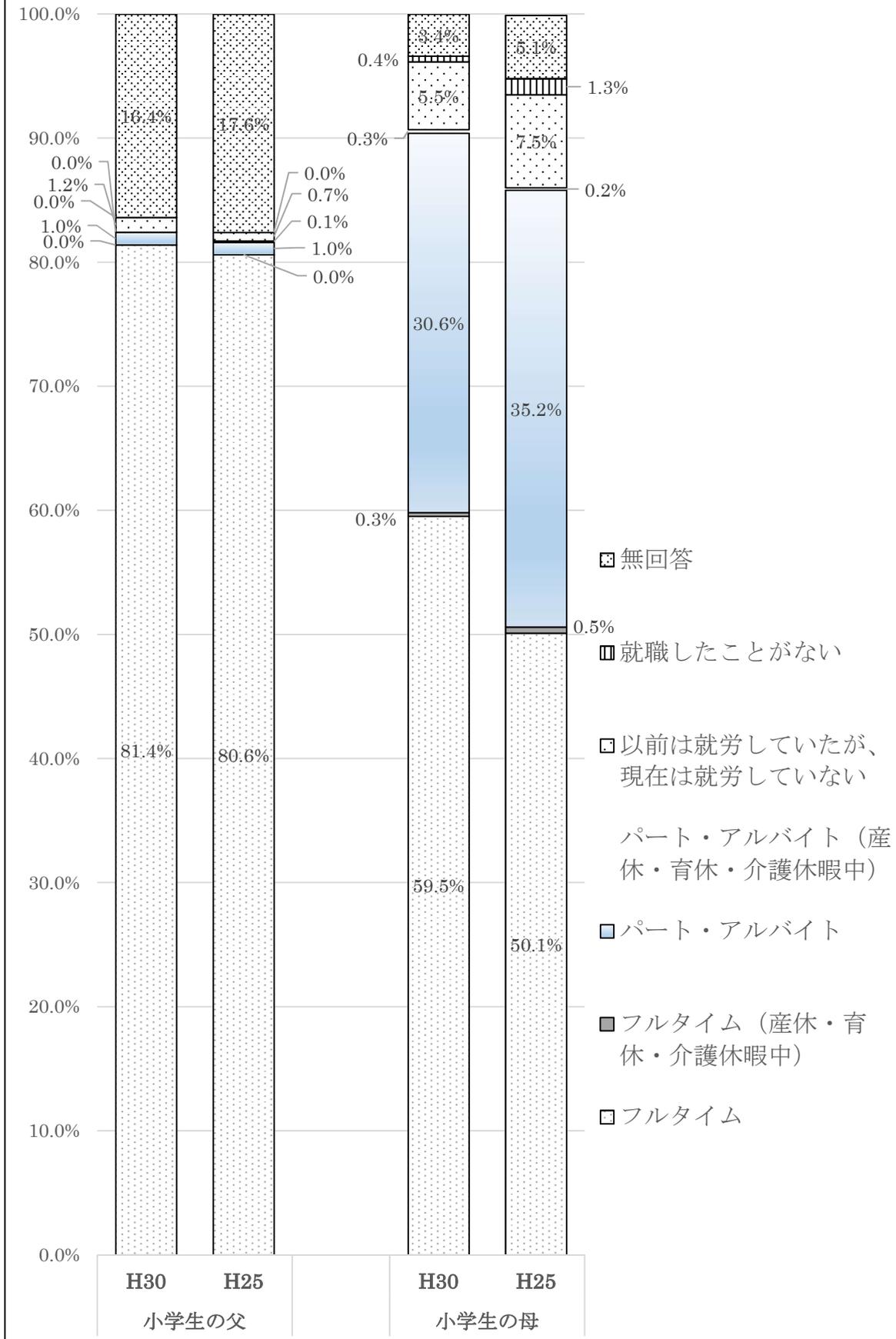
【グラフ 10】



単位：%

小学生 親の就労状況

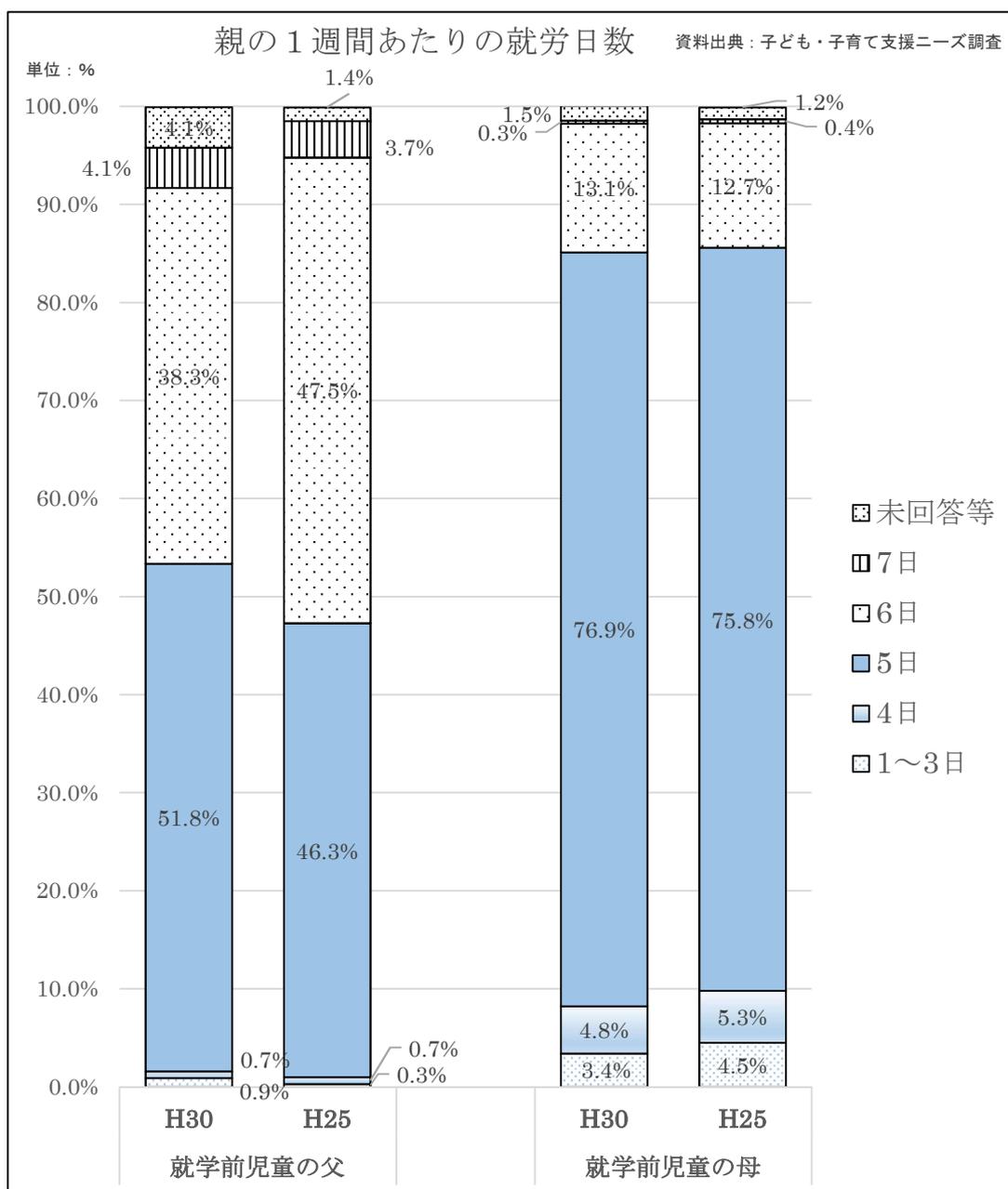
資料出典：子ども・子育て支援ニーズ調査



(6) 父母の就労日数（対象：就労者）

ニーズ調査によると、父については、就学前児童調査の半数以上が週5日、4割弱で週6日と続き、小学生調査の約半数が週のうち5日、残りの約半数が週のうち6日の就労となっており、母については、就学前児童調査で76.9%が週のうち5日、13.1%が週のうち6日の就労となっており、小学生調査で74.8%が週のうち5日、14.8%が週のうち6日の就労となっています。

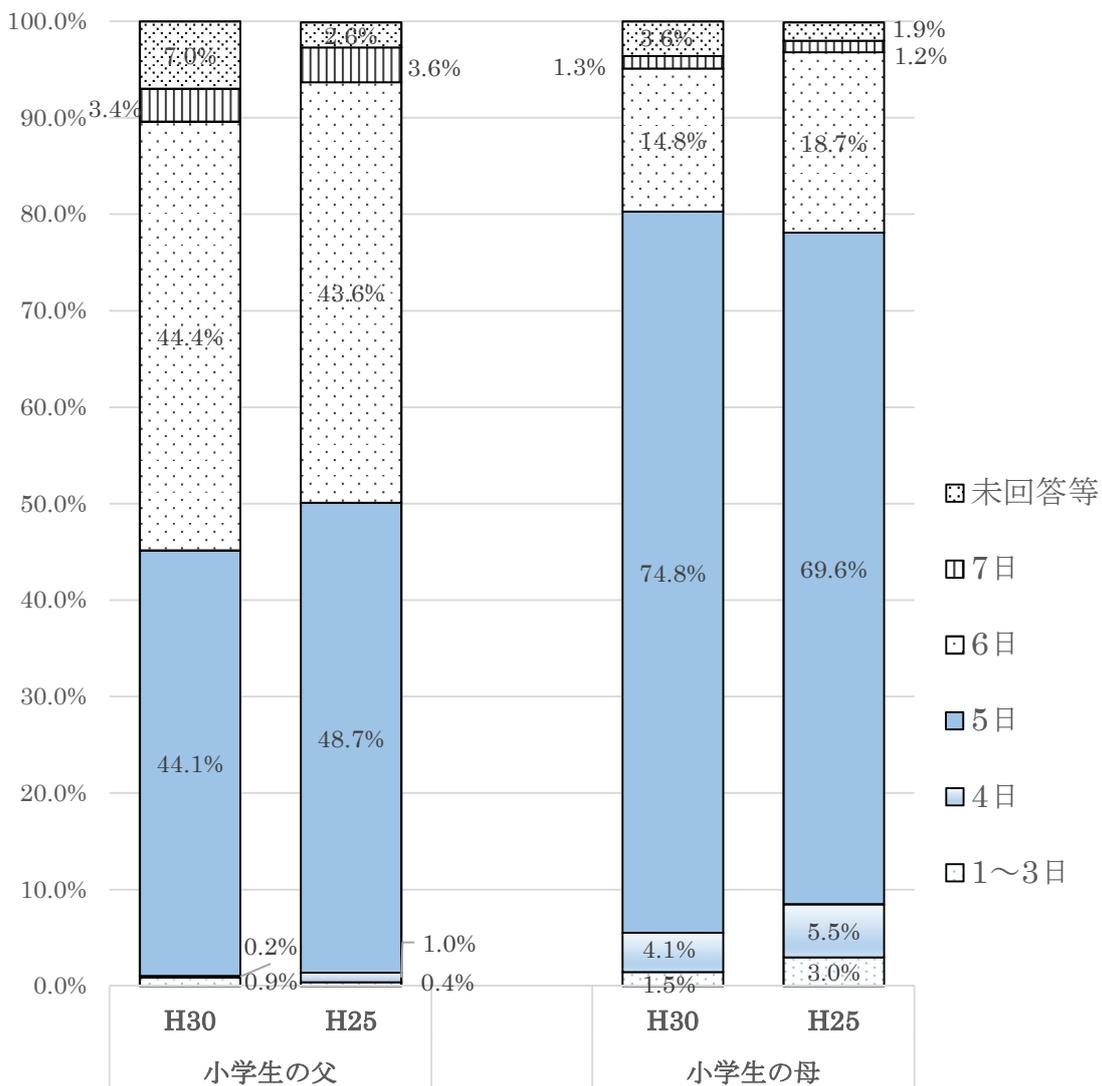
【グラフ 11】



親の1週間あたりの就労日数

資料出典：子ども・子育て支援ニーズ調査

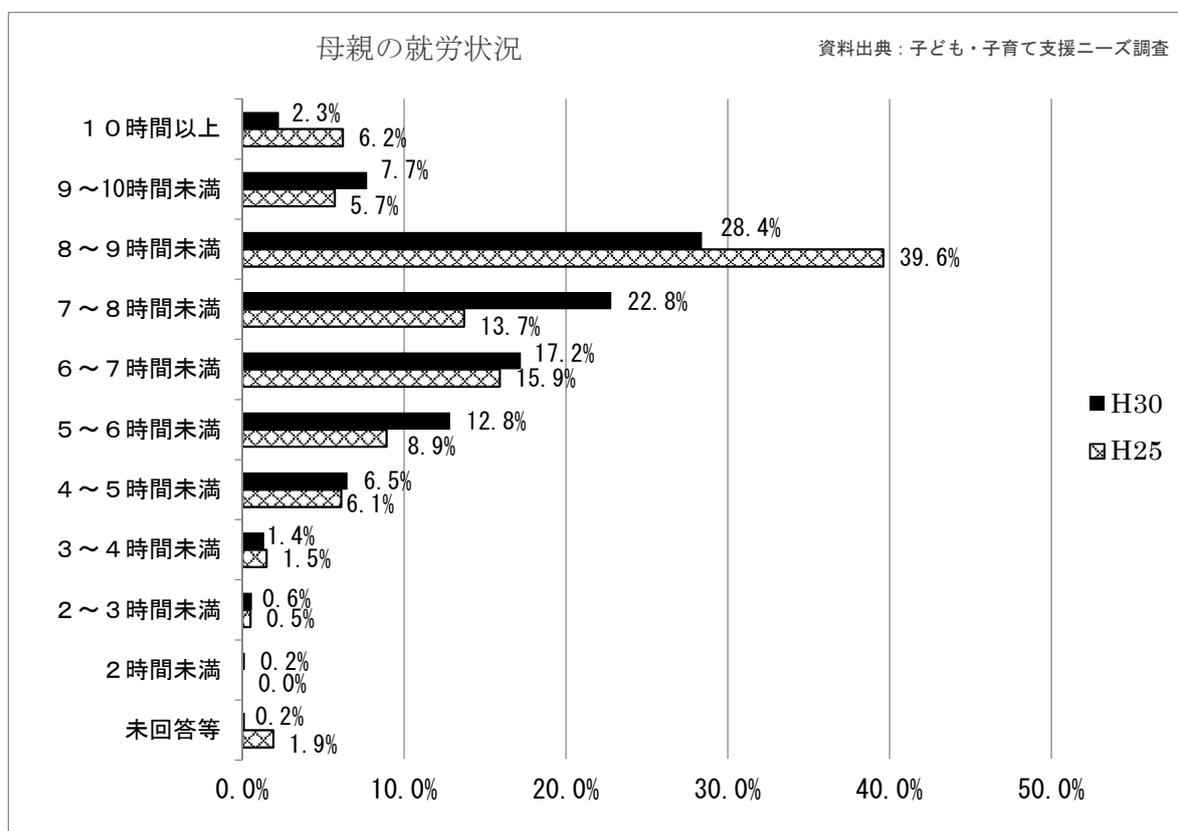
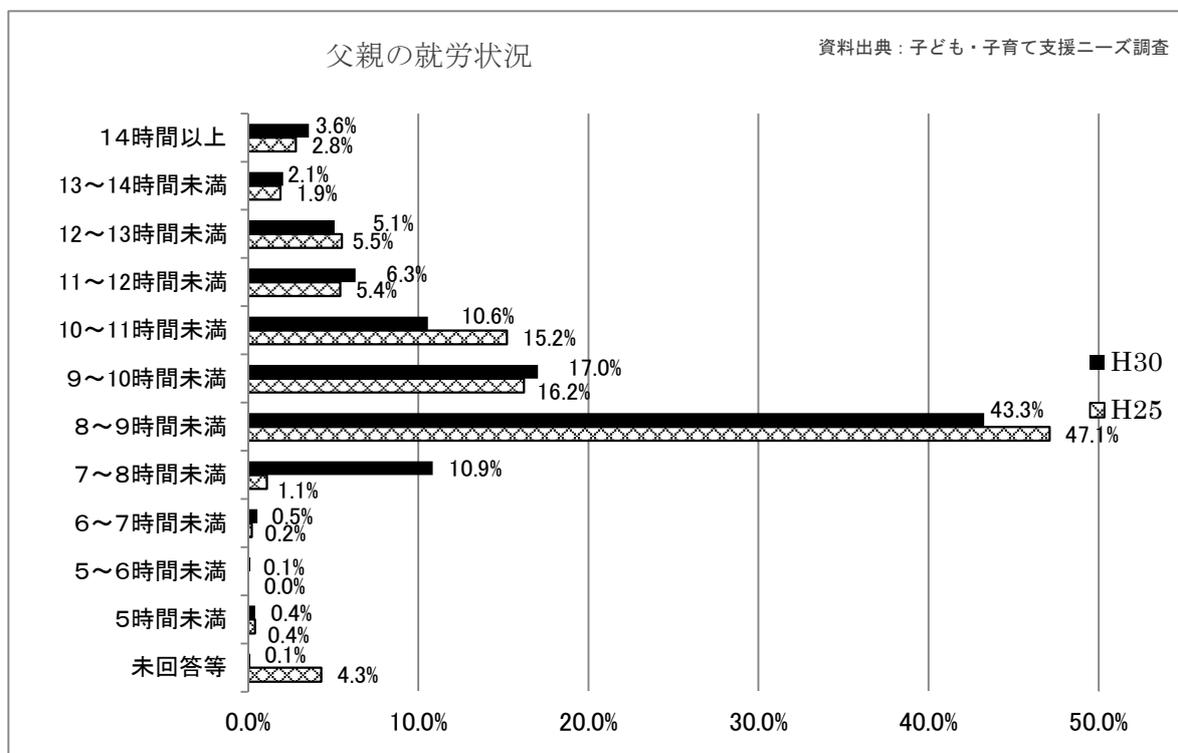
単位：%



(7) 父母の就労時間（対象：就労者）

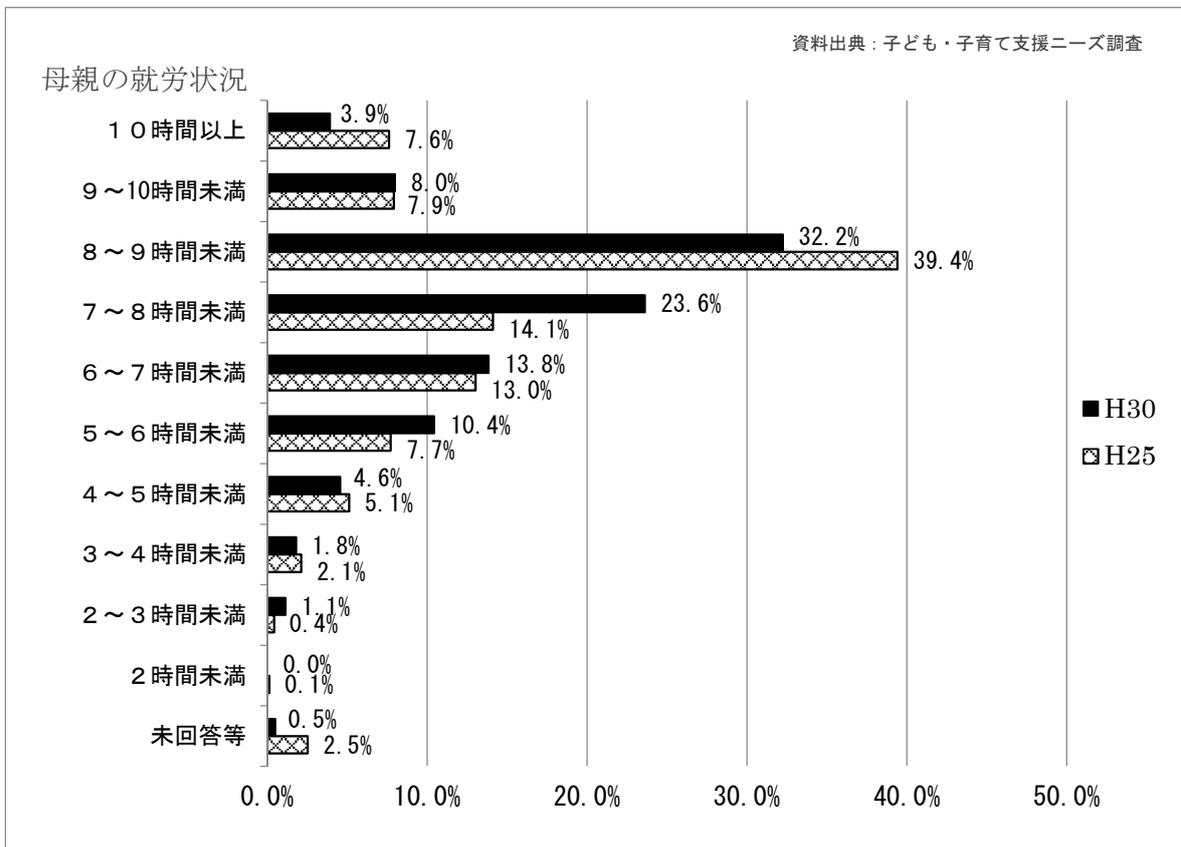
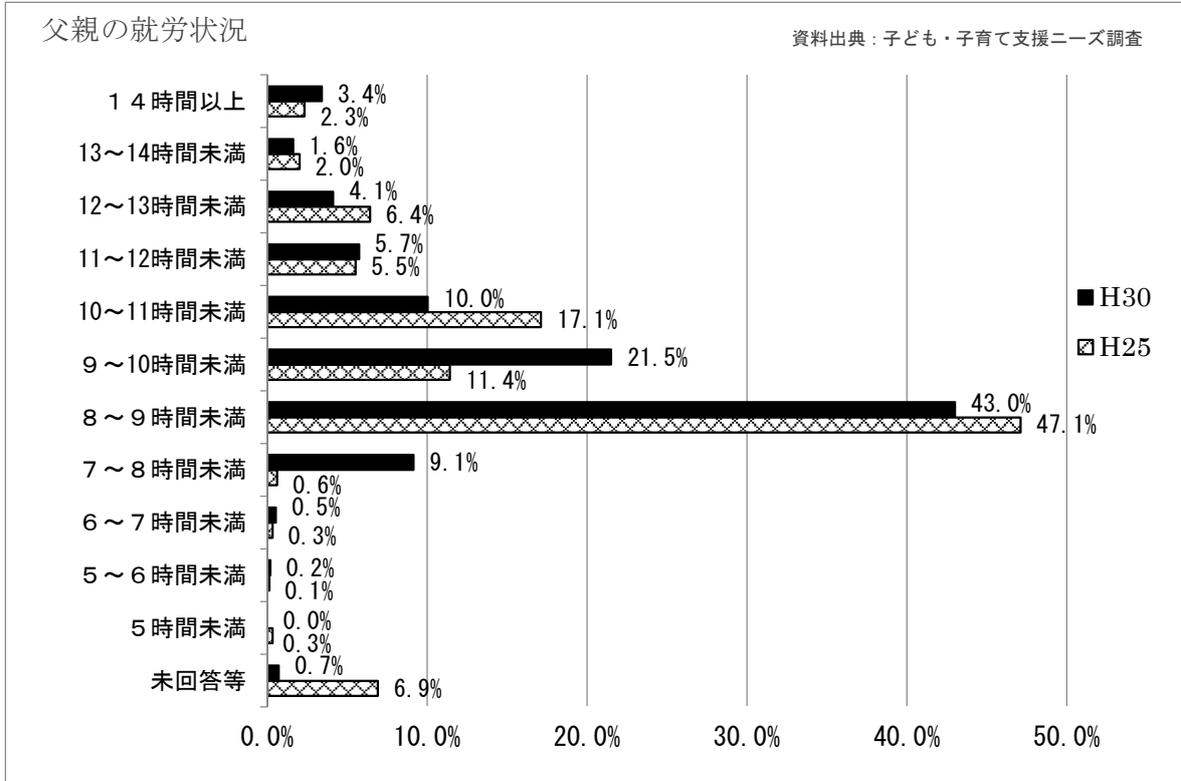
ニーズ調査によると、就学前児童の父については、8時間から9時間が全体の43.3%、9時間以上が全体の44.7%となっており、就学前児童の母については、8時間未満が全体の61.5%、8時間から9時間が全体の28.4%、9時間以上が全体の10.0%となっています。

【グラフ12】 就学前児童の親の就労時間（対象：就労者）



また、小学生児童の父については、8時間から9時間が全体の43.0%、9時間以上が全体の46.3%となっており、小学生児童の母については、8時間未満が全体の55.4%、8時間から9時間が全体の32.2%、9時間以上が全体の11.9%となっています。

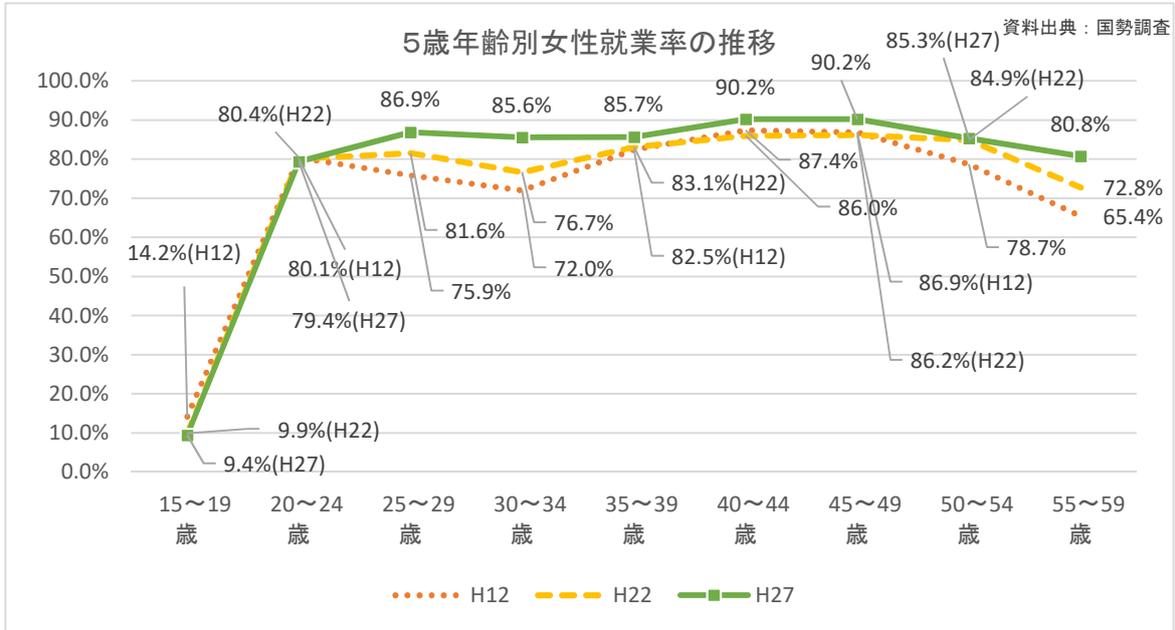
【グラフ13】小学生の親の就労時間（対象：就労者）



(8) 女性の年齢別の就労状況

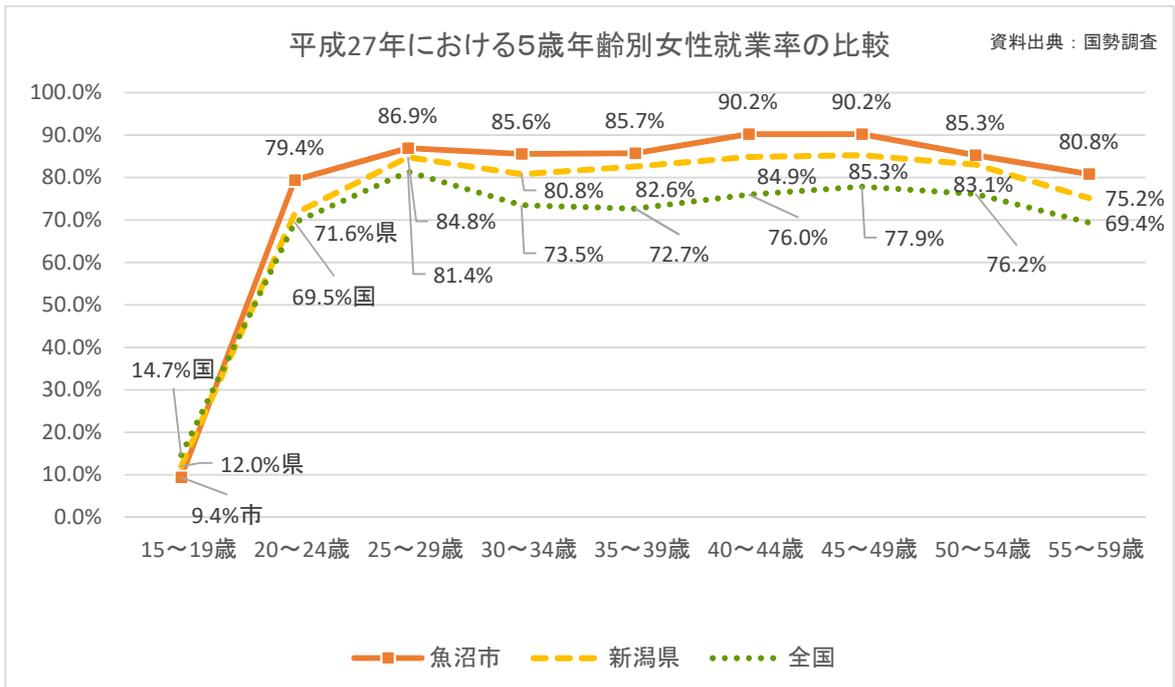
魚沼市における年齢別の女性の就労状況については、30歳から34歳において就労率の減少が見られますが、年々減少幅は改善されています。平成12年、22年と比較すると、全体的に就業率の改善が見られます。

【グラフ 14】



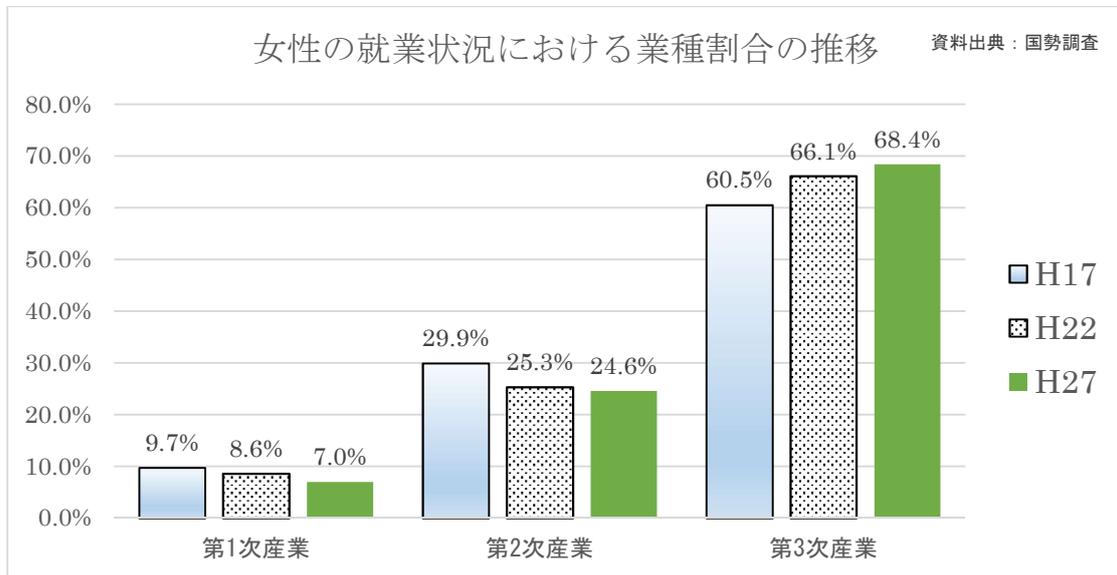
平成22年の調査において、本市の就業率は、全体として全国より高いものの新潟県より低い状況でしたが、平成27年における比較においては、全体として、全国及び新潟県より就業率が高い傾向にあります。

【グラフ 15】



女性が就労する業種については、第1次、第2次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向となっています。その結果、平成27年度には、第3次産業が68.4%（全体の3分の2以上）を占めるまでになっています。

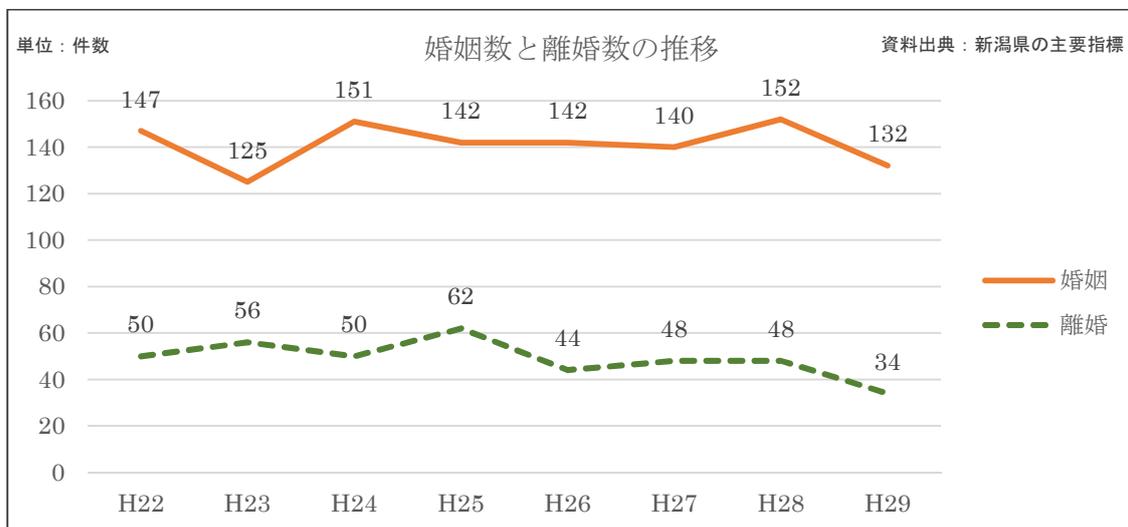
【グラフ16】



(9) 婚姻数と離婚数の推移

婚姻件数、離婚件数ともに大きな変化なく推移しています。

【グラフ17】



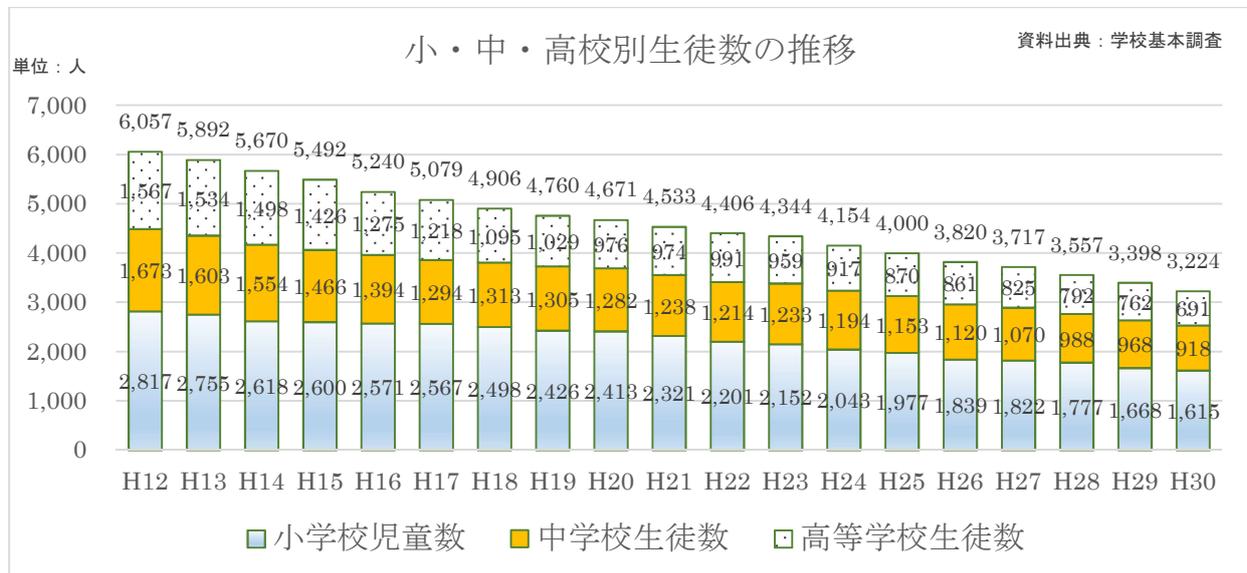
3 子どもの状況

(1) 児童、生徒数の推移

人口減少とあわせて児童数も減少しており、平成12年には、小学生、中学生、高校生をあわせて6,057人だった児童数が、平成30年度には3,224人へと46.8%減少しています。

【グラフ18】

各年度5/1現在

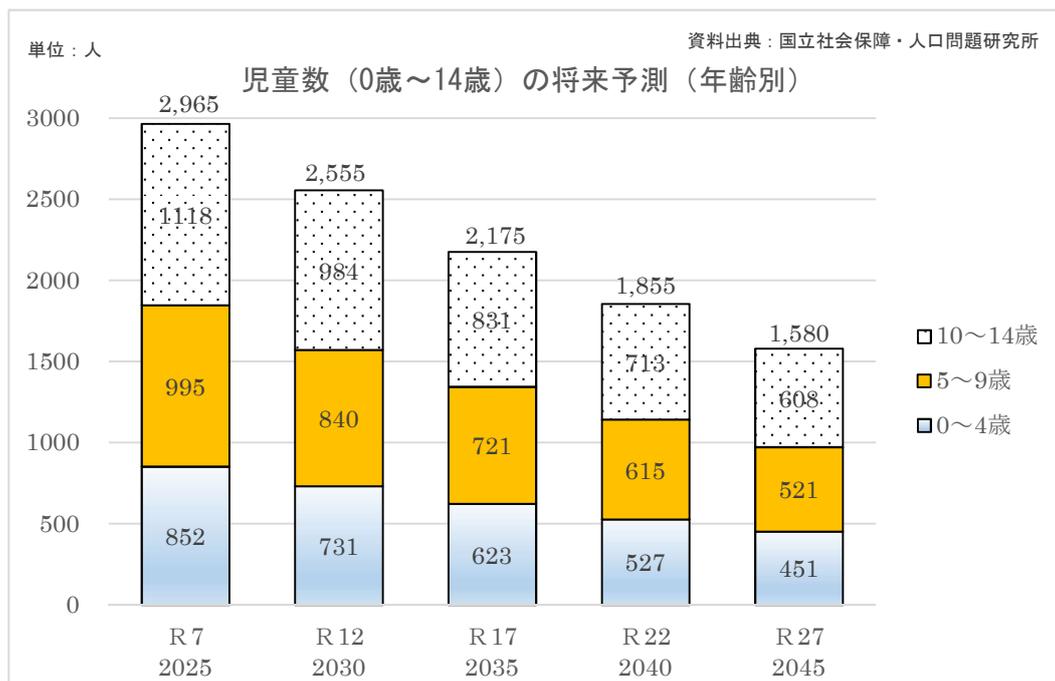


※ 高等学校生徒数は市内高等学校に在籍する生徒数

(2) 児童数の将来推計

人口減少の予測とあわせて、児童数も減少していくことが見込まれており、国立社会保障・人権問題研究所の推計によると、平成30年度末に3,816人であった14歳以下の児童数が、令和7年には2,965人、令和27年には1,580人と平成30年度の半数以下となると予想されています。

【グラフ19】



4 保育サービス及び子育て支援事業の現在の状況

(1) 保育園

保育園は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において乳幼児の保育ができない場合に、養護及び教育を一体的に行う保育を実施する児童福祉施設です。

現在、市内には公立保育園（認定こども園、家庭的保育室含む）が9園、私立保育園が2園あります。令和元年度における11園の定員数の合計1,355人（公立1,085人、私立270人）に対して入所者数は997人で、稼働率は73.6%となっており、近年は少子化により保育園の定員を児童数が下回っています。しかしながら、保育士不足等により、運営は深刻な傾向にあります。

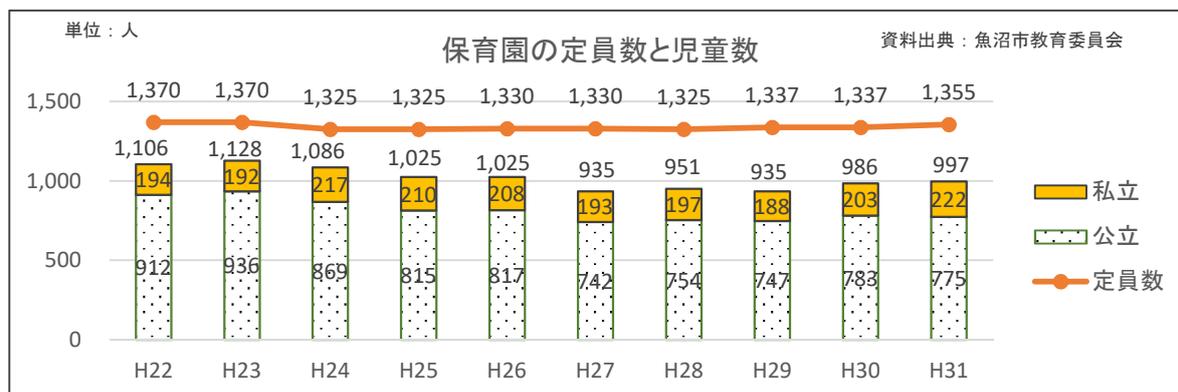
【令和元年度入所者数】

R元.5.1現在 単位：人

区分	名称	建築	認可定員	入所園児数							職員数		
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	正職員	非常勤	計
公立保育園・こども園・保育室	1 堀之内なかよし	H15	270	6	21	27	38	40	40	172	13	29	42
	2 佐梨	H10	85	2	9	13	12	19	24	79	7	11	18
	3 ひがし	S52	60	0	4	4	6	8	8	30	5	4	9
	4 伊米ヶ崎	S56	90	0	7	8	16	13	14	58	6	11	17
	5 つくし	H3 H16	170	4	19	23	34	34	36	150	11	23	34
	6 ふたば西	H7	160	0	13	25	13	16	34	101	8	19	27
	7 ふたば東	H6	160	2	18	24	25	23	21	113	8	16	24
	8 すもん	H28	85	2	8	10	17	21	14	72	8	11	19
	9 入広瀬保育室	S51	5	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0
小計	9か所	1,085	16	99	134	161	174	191	775	66	124	190	
私立保育園	10 小出	S54 H12	180	9	30	29	35	27	31	161			35
	11 清心	S50 H27	90	3	11	15	12	11	9	61			23
	小計	2か所	270	12	41	44	47	38	40	222			58
保育園計		11か所	1,355	28	140	178	208	212	231	997			248

資料出典：魚沼市教育委員会

【グラフ 20】



(2) 特別保育等の利用状況

①延長保育

延長保育は、保護者の勤務時間などの都合で、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に行われる保育です。

【利用実績】 (延人数)

	H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数	11 か所	11 か所	11 か所	10 か所	10 か所
利用延人数	574 人	712 人	660 人	476 人	634 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

※平成 28 年度末でつくし保育園ひかり分室が閉園したことにより、平成 29 年度から実施箇所数が減少しました。

②未満児保育

未満児保育は、0 歳～2 歳までの未満児に対して保育園など（入広瀬保育室含む）で行われる保育です。

【利用実績】 (延人数)

	H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数	11 か所				
公立	9 か所				
私立	2 か所				

※資料出典：魚沼市教育委員会

③一時預かり

一時預かりは、保護者が、急な仕事や病気、冠婚葬祭などで昼間一時的に家庭で保育できない場合や、保護者の育児等による心理的、肉体的な負担を解消するために預かるものです。堀之内子育て支援センターで行っていた一時預かりは、平成 27 年 8 月の閉鎖に伴い、各保育園に機能移転しました。

【保育園での利用実績】 (延人数)

	H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数	11 か所	11 か所	11 か所	10 か所	10 か所
利用延人数	356 人	401 人	505 人	746 人	741 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

【子育て支援センターでの利用実績】 (延人数)

	H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数	1 か所	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所
利用延人数	283 人	58 人	0 人	0 人	0 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

④病児保育事業（病児病後児保育）

病児保育事業（病児病後児保育）は、子どもが病気で保護者が仕事を休めない場合や、病気が回復期にあるものの集団生活はまだ困難な乳幼児・児童を一時的にお預かりするものです。

平成 27 年度までは病後児しか対象としていませんでしたが、平成 28 年度から、病児も対象となり利用延べ人数も増加しています。

【事業概要】

- ・対象者 魚沼市在住または保護者が市内に勤務先している保育園児・幼稚園児・こども園児及び小学生
- ・利用時間 月曜日から金曜日まで 午前 8 時から午後 6 時まで
- ・その他 事前の登録が必要です。

【利用実績】

(箇所数・延人数)

	H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
利用延人数	27 人	10 人	215 人	310 人	260 人

※資料出典：健康増進課

(3) 認可外保育施設の状況 (R 元. 5. 1 現在)

認可外保育施設は 1 箇所あります。

- ・実施場所 「みんなの家」

(4) 事業所内保育施設の状況 (R 元. 5. 1 現在)

事業所内保育施設の実施はありません。

(5) 幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として設置しています。

【令和元年度入所者数】

R 元. 5. 1 現在 単位：人

区分	名称	建築	定員	入所園児数					職員数		
				満 3 歳児	3 歳	4 歳	5 歳	計	正職員	非常勤	計
幼稚園 公立	1 入広瀬	S51	105	-	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園 私立	2 めぐみ	-	120	1	13	19	13	46	-	-	11
幼稚園計		2 箇所	225	1	13	19	13	46	-	-	11

※資料出典：魚沼市教育委員会

※放課後に子どもの面倒を見る者がいない等のやむを得ない事情がある場合に子どもを預かる

「預かり保育」を幼稚園で実施しています。なお、平成 28 年 4 月から入広瀬幼稚園は休園中
です。

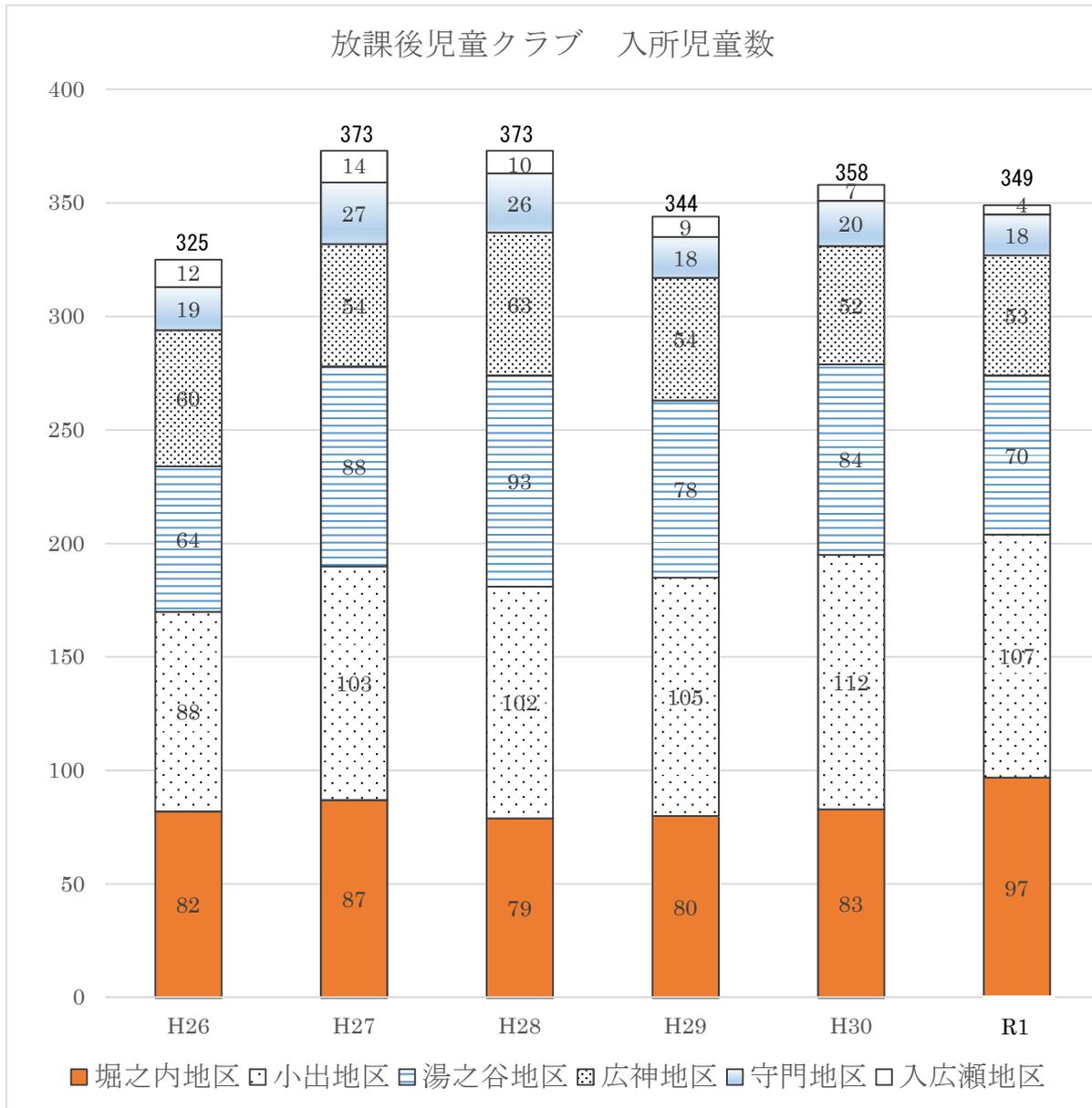
(6) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に
適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的として設置しています。

利用者数は、近年横ばいの状況となっています。

【グラフ 21】

各年度 5/1 現在



※資料出典：魚沼市教育委員会

※児童数には、長期休暇利用者及び一時利用者を含まない。

(7) 子育て支援センター

子ども同士が一緒に遊んだり、子育て中の親同士が、育児についての情報交換をしたり、気軽に遊べる施設です。

広場事業、親子教室、子育て相談、虐待に係る要保護関係、ファミリー・サポート・センターの事務局などを行っています。

	H26	H27	H28	H29	H30
広場自由開放等	27,704人	25,696人	16,841人	15,936人	15,185人
堀之内	6,248人	5,140人			
小出	21,456人	20,556人			
乳幼児一時預かり	283人	58人			
親子ふれあい支援事業	491人	497人	209人	231人	219人
ファミリー・サポート・センター事業	13回	7回	2回	8回	5回

※資料出典：魚沼市教育委員会

※堀之内支援センターの平成27年8月に閉鎖に伴い、広場自由解放については堀之内なかよし保育園、すもんこども園で、一時預かり事業は各保育園で実施しています。

(8) 地域療育事業

発達障害児等の支援を行うもので、子どもの発達課題に対して、関係機関と連携を取りながら保護者の育児を支援します。また、保育園の巡回も実施しています。支援に当たっては、個々の児童の保育計画を作成し、発達に即した支援を行います。

	平成26年度			平成27年度		
	実施回数等		延利用人数	実施回数等		延利用人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	水曜日クラス 46回	木曜日クラス 46回	635人	水曜日クラス 43回	木曜日クラス 46回	468人
就学前教室 (ステップアップ教室)	隔週火、第1、3金曜実施 3クラス 延51回		274人	隔週火、第1、3金曜実施 3クラス 延51回		312人
保育園巡回相談	すこやか相談会 4園7人	園訪問 11園 45人	143人	すこやか相談会 5園5人	園訪問 13園 51人	106人
研修会	保育士等対象 2回	保護者対象 1回	196人	保育士等対象 2回		111人
年中児発達相談	園訪問 8回	保護者面談 20件	20人	園訪問 8回	保護者面談 25件	25人

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	実施回数等	延利用 人数	実施回数等	延利用 人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	水曜日クラス 46 回 木曜日クラス 46 回	534 人	水曜日クラス 46 回 木曜日クラス 46 回	534 人
就学前教室 (ステップアップ教室)	隔週火、第 1、3 金曜実施 3 クラス 延 45 回	246 人	隔週第 2・第 4 火曜日、金曜 実施 2 クラス 延 32 回	174 人
保育園巡回相談	園訪問 13 園 43 人	91 人	園訪問 10 園 33 人	91 人
研修会	保育士等対象 2 回	104 人	保育士等対象 7 回	261 人
年中児発達相談	園訪問 8 回 保護者面談 18 件	18 人	園訪問 11 回 保護者面談 26 件	26 人

	平成 30 年度	
	実施回数等	延利用 人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	水曜日クラス 46 回 木曜日クラス 13 回	322 人
就学前教室 (ステップアップ教室)	隔週火、第 1 : 3 金曜実施 3 クラス 延 48 回	291 人
保育園巡回相談	園訪問 11 園 31 人	68 人
研修会	保育士等対象 7 回	229 人
年中児発達相談	園訪問 11 回 保護者面談 30 件	30 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

(9) 要保護児童相談・支援

児童虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止のため、「魚沼市要保護児童対策地域協議会¹¹」を設置しています。子どもが心身共に健やかに育つよう、地域の関係する各機関が連携して、子ども及びその家族を一体的に支援します。

【本市内の虐待の種類別件数】

※資料出典：魚沼市教育委員会

区 分	H26	H27	H28 月	H29	H30
身体的虐待	21 件	20 件	15 件	11 件	10 件
ネグレクト	26 件	24 件	23 件	18 件	0 件
性的虐待	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
心理的虐待	5 件	13 件	11 件	24 件	41 件
合 計	52 件	57 件	49 件	53 件	51 件

※ 平成 30 年度のネグレクトについては H29 年度から新規件数がなく状況の改善が見られたため、実務担当者会議において虐待の区分ではなく養護ケースとして引き続き対応することとしました。

¹¹ 「要保護児童対策地域協議会」・・・虐待相談、ケース検討を通じて適正な支援を行い、要保護児童ネットワークで問題を解決していくため関係機関が集う協議の場

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児を対象に、本市の訪問スタッフが自宅を訪問し、子育ての悩みを聞き、子育てに関する相談先や市の事業の紹介等を行っています。

	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数	226 人	195 人	235 人	210 人	203 人
訪問者数	222 人	193 人	234 人	208 人	203 人

※資料出典：魚沼市教育委員会、健康増進課

(11) 養育支援訪問相談

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育に関する支援が特に必要な家庭に対して保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行っています。

	H26	H27	H28	H29	H30
訪問件数	4 件	5 件	4 件	1 件	2 件

※資料出典：魚沼市教育委員会、健康増進課

(12) 妊婦健診事業

妊娠、出産時の費用の軽減を図るために、妊婦健診の費用の一部を助成するもので、妊娠届の提出時に妊婦一般健康診査受診票を 16 枚交付します。定期の受診がない妊婦も見受けられるため、医療機関と協力し、受診勧奨を行うとともに、妊婦健診の重要性を伝えていく必要があります。

	H26	H27	H28	H29	H30
延受診者数	2,777 人	2,591 人	2,494 人	2,641 人	2,392 人

※資料出典：魚沼市教育委員会、健康増進課

5 ニーズ調査結果から見る現状

(1) ニーズ調査の概要

①調査の目的

子ども・子育て支援法第 61 条に基づく計画の策定に向けて、子ども・子育てに関する実態とニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることを目的として就学前児童及び小学生の保護者を対象に調査（以下「ニーズ調査」という。）を行いました。

②調査設計

ア 調査対象

本市に居住する平成 18 年 4 月 2 日から平成 30 年 11 月 1 日（小学 6 年生から 0 歳）の間に生まれた子どもの保護者全員を調査対象としました。

ただし、複数の児童がいる世帯には、最年少児童についてのみ回答を依頼しました。

（1 世帯に 1 枚のみ配布）

調査種類	調査対象	配布数
就学前児童	本市在住の就学前児童の保護者	1,077
小学生	本市在住の小学生の保護者	855

イ 調査期間

平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月

ウ 調査方法

調査種類	調査対象
就学前児童	保育園・幼稚園等の通園者は園を通じて配布・回収 未就園者は郵送による配布・回収
小学生	原則、小学校を通じて配布・回収 ただし、一部については郵送による配布・回収

③回収結果

調査種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,077	778	778	72.2%
小学生	855	677	677	79.2%

④結果の見方

- ・結果は百分率（%）で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計 100%にならないことがあります。
また、複数回答（2 つ以上の回答）では、合計が 100%を超える場合があります。
- ・図表中の「n（number of cases の略）」は、質問に対する回答者の総数（該当者質問では該当者数）を示し、回答者の比率（%）を算出するための基数です。
- ・回答者数（n）が少ない場合は、比率の数字に偏りが生じやすく、厳密な比較をすることは難しいので、おおよその回答の傾向をみることになります。

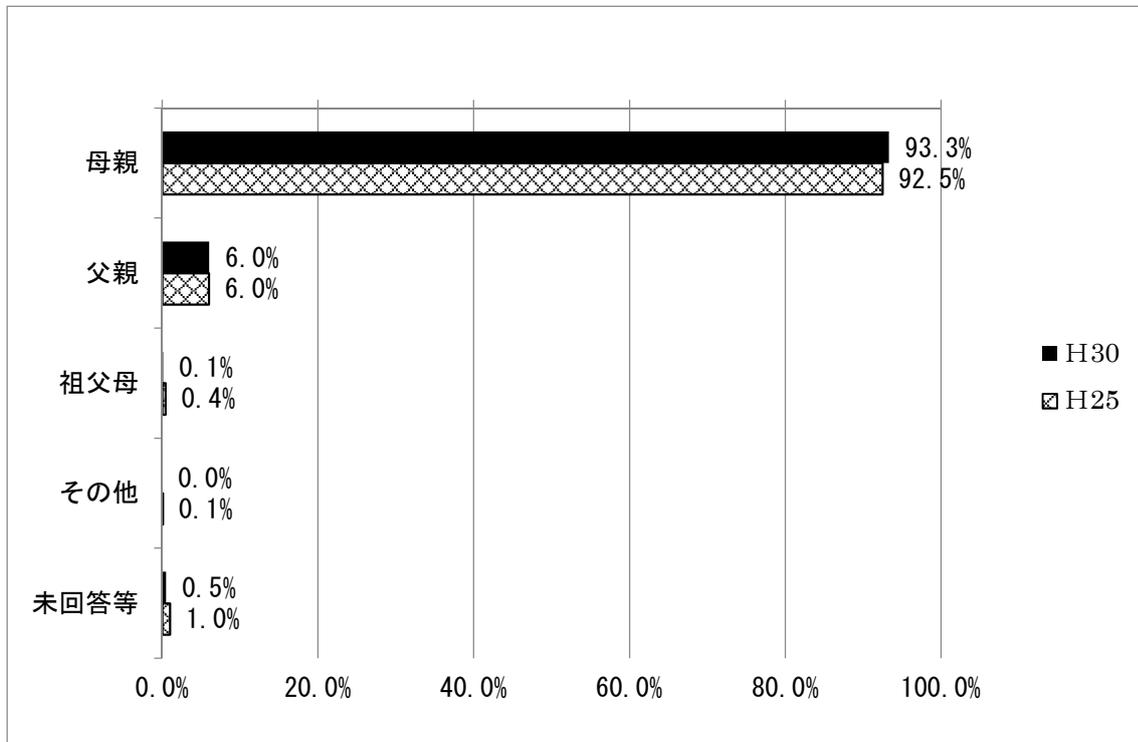
(2) 回答者の属性

①回答者

就学前児童及び小学生調査ともに「母親」が9割を超え、回答者のほとんどは母親となっています。

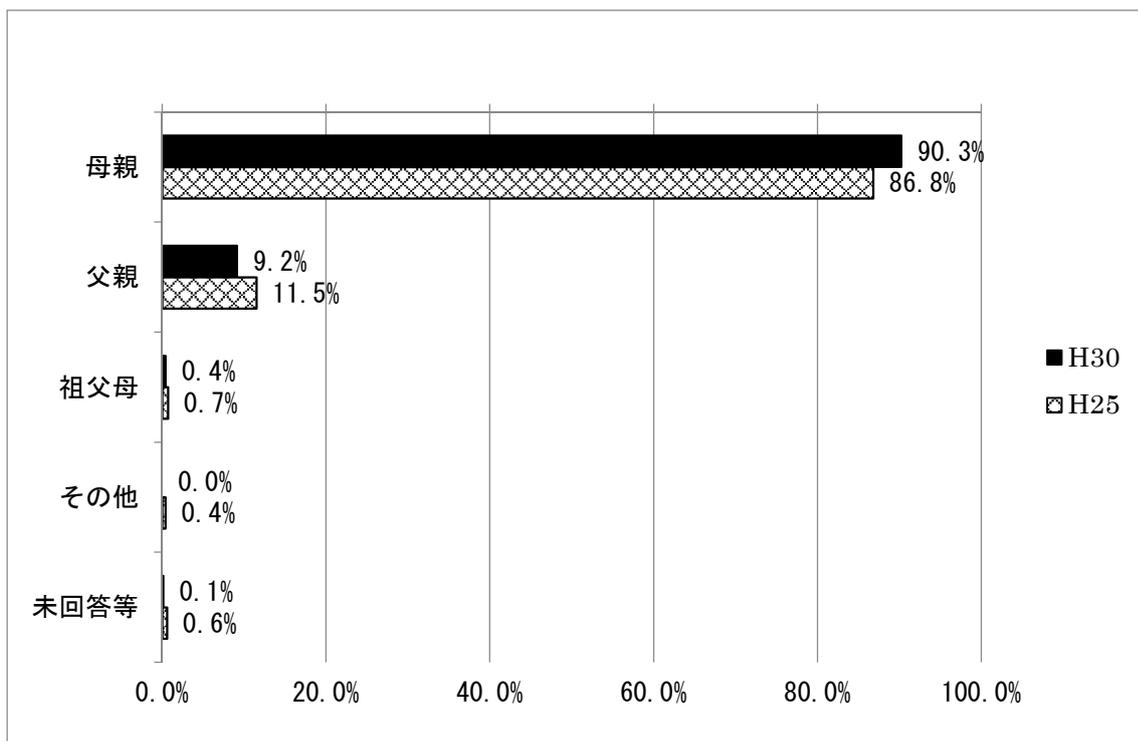
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677

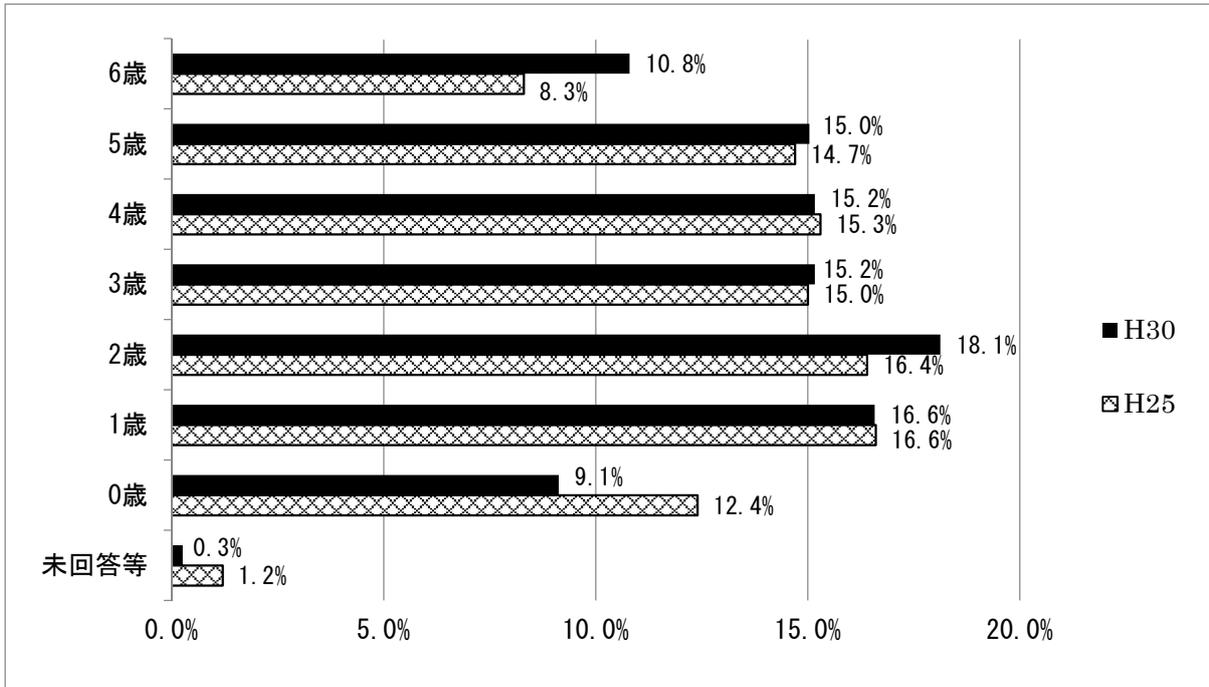


②子どもの年齢・学年

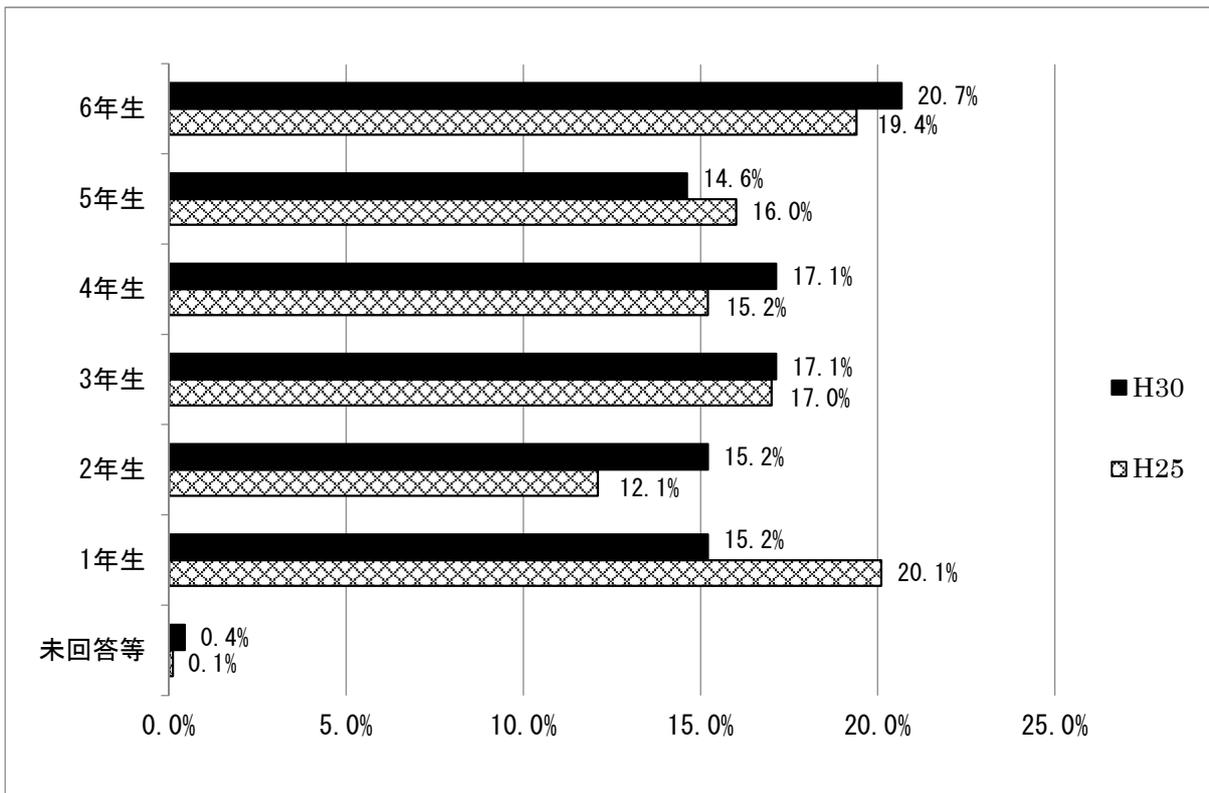
就学前児童調査では、「2歳」(18.1%)が最も多く、次いで「1歳」、「3歳」、「4歳」の順となっています。

小学生調査では、「6年生」(20.7%)が最も多く、次いで「4年生」、「3年生」の順となっています。

【就学前児童調査】 n=778



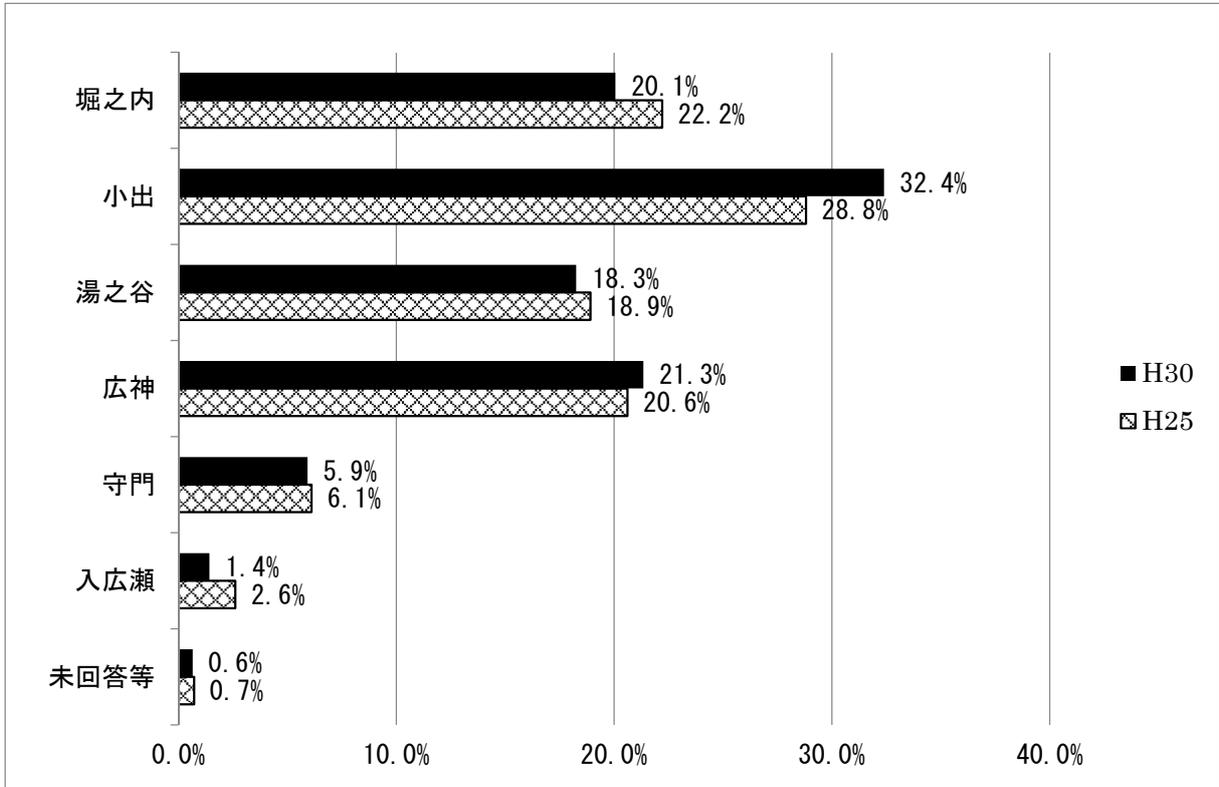
【小学生調査】 n=677



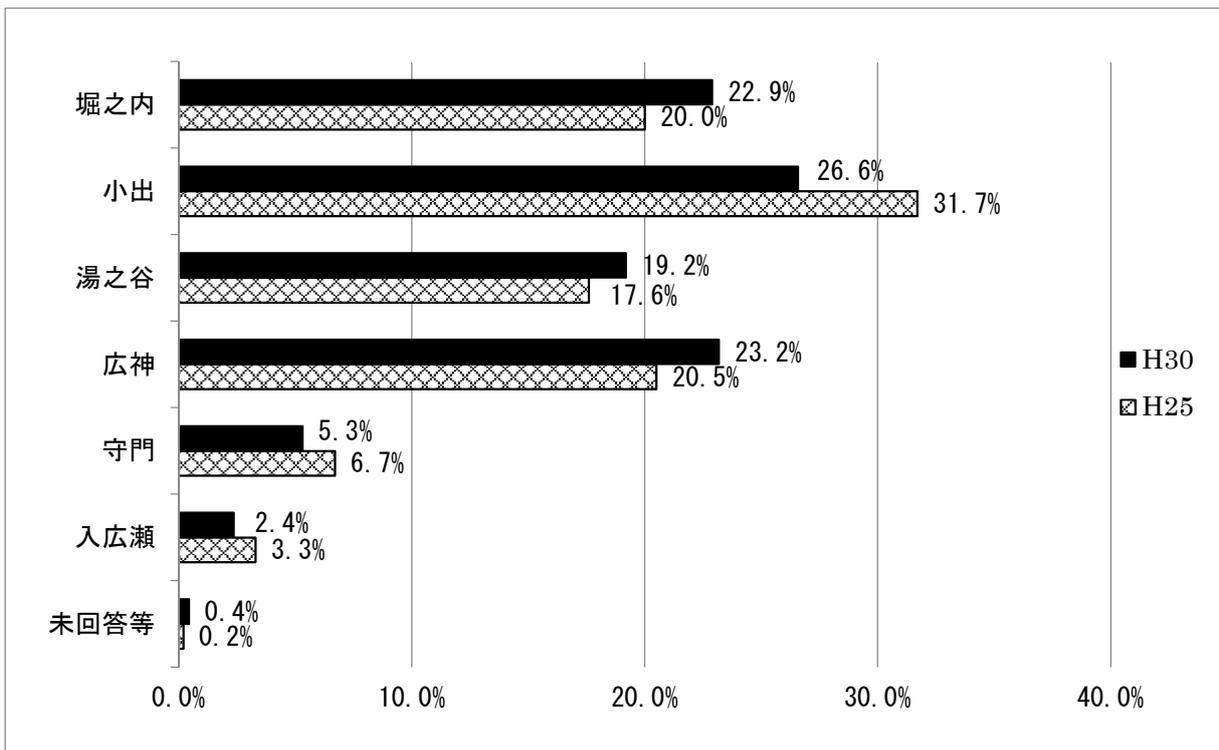
③お住まいの地域

就学前児童調査、小学生調査ともに、「小出」が最も多く、次いで、「広神」、「堀之内」の順となっています。

【就学前児童調査】 n=778



【小学生調査】 n=677



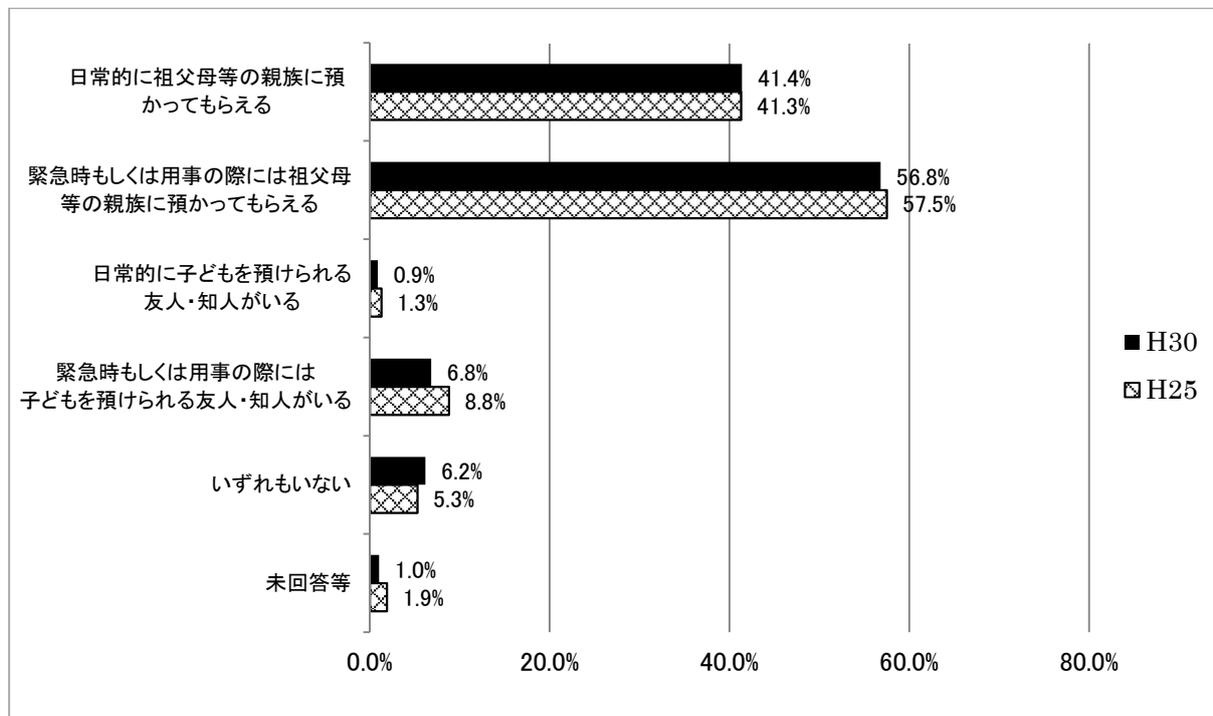
(3) 子どもの育ちをめぐる環境

① 預かってもらえる親族や知人

就学前、小学生のいずれも、ほとんどの家庭で少なくとも緊急時には祖父母等の親族に預かってもらえています。一方で、就学前では6.2%、小学生では7.8%の家庭で預かってもらえる親族、知人等が「いずれもない」と回答しています。

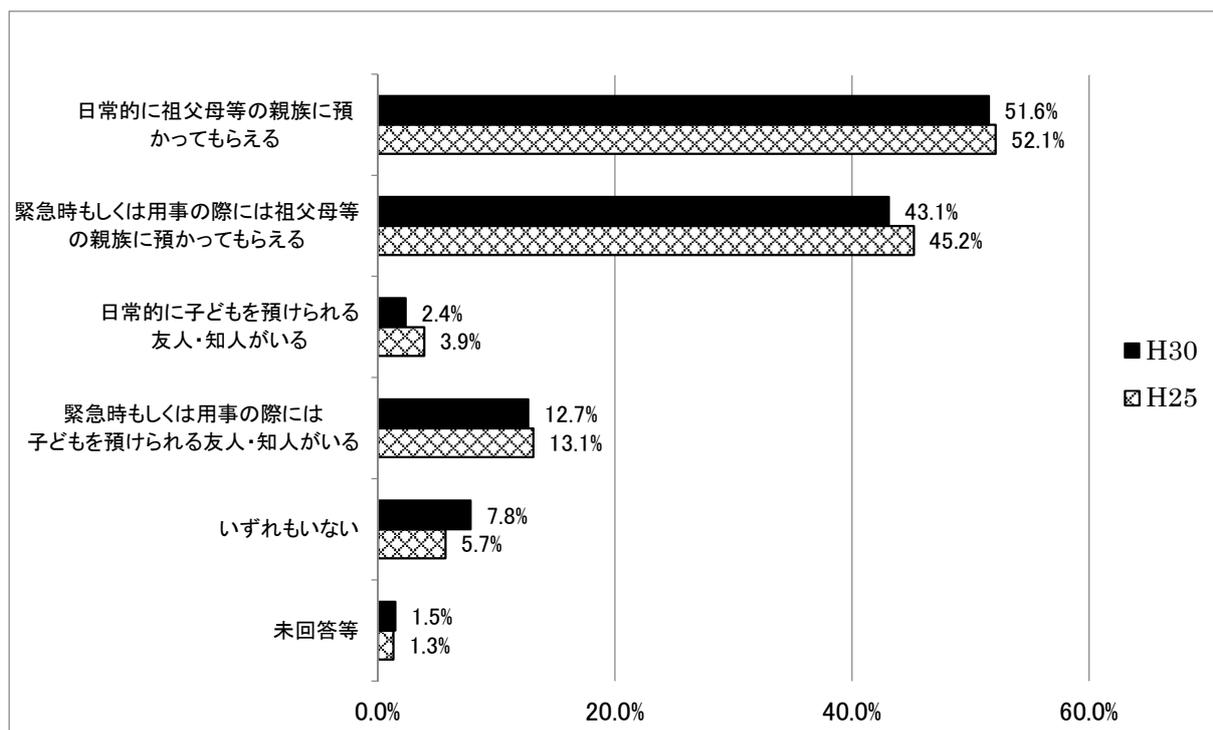
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677

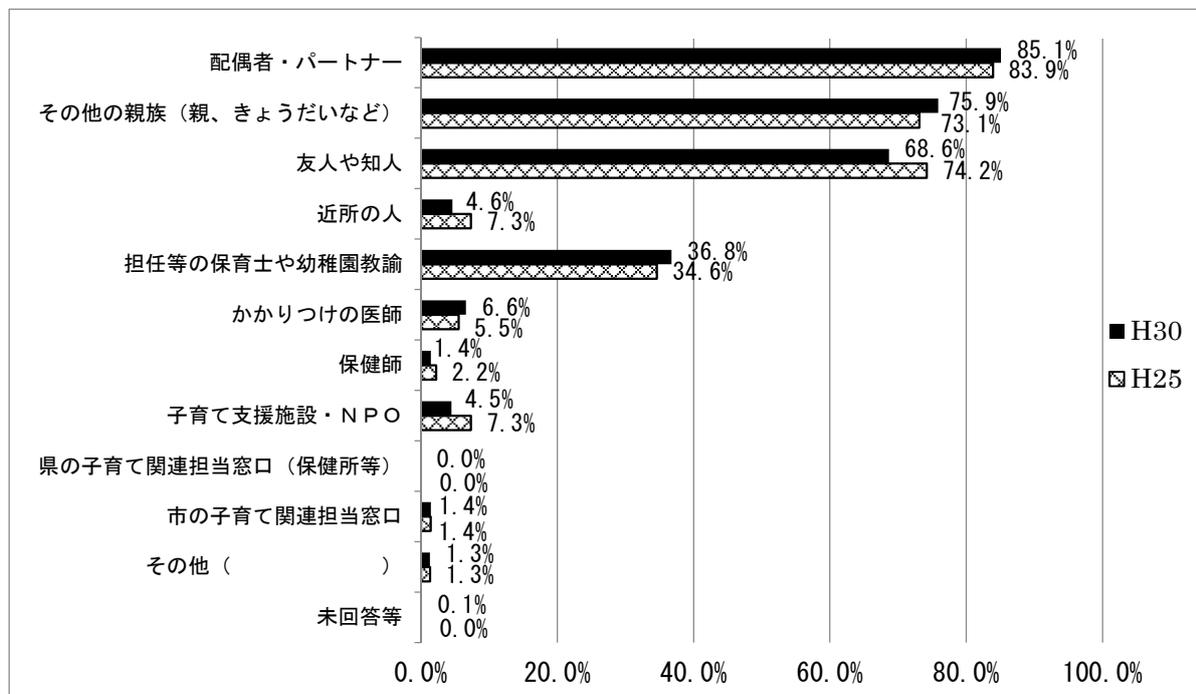


②相談の相手（場所）

相談相手が「いる（ある）」と回答した方のうち、就学前児童調査、小学生調査のいずれにおいても、「配偶者、パートナー」が一番多く、「その他の親族（親、きょうだいなど）」「友人や知人」が続きますが、「担任等の保育士や幼稚園教諭」や「担任等の学校職員」はそれぞれ3割ほどにとどまっています。

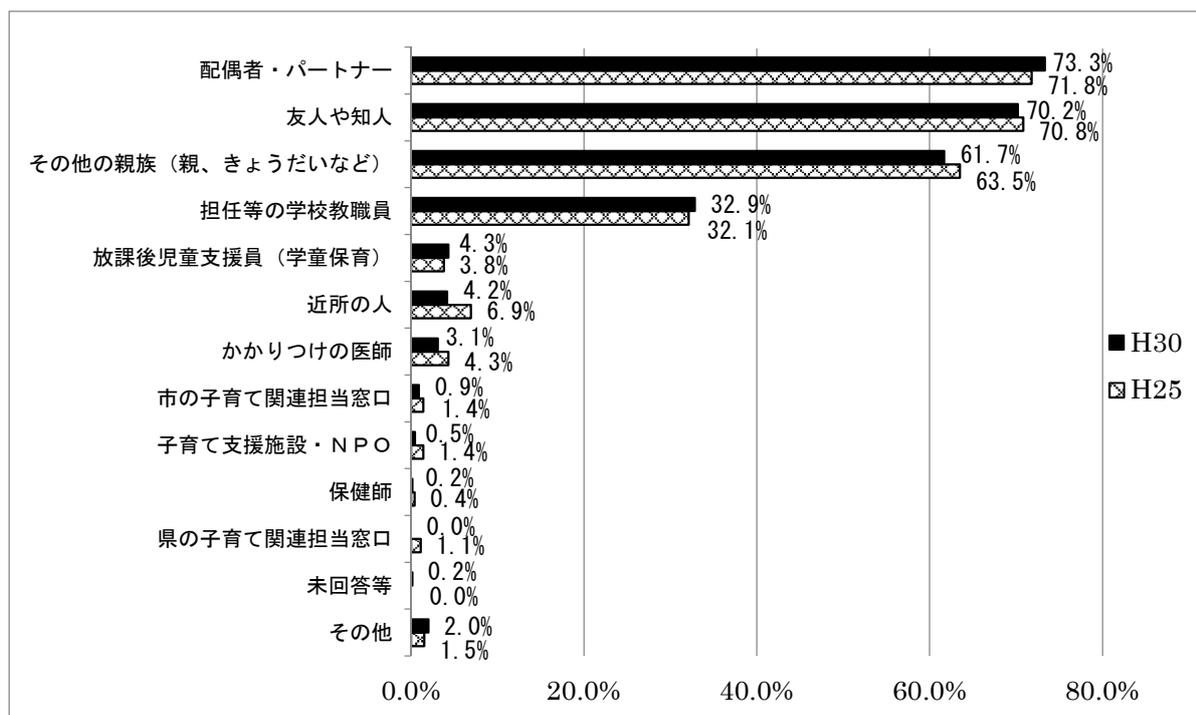
【就学前児童調査】

n=759



【小学生調査】

n=645



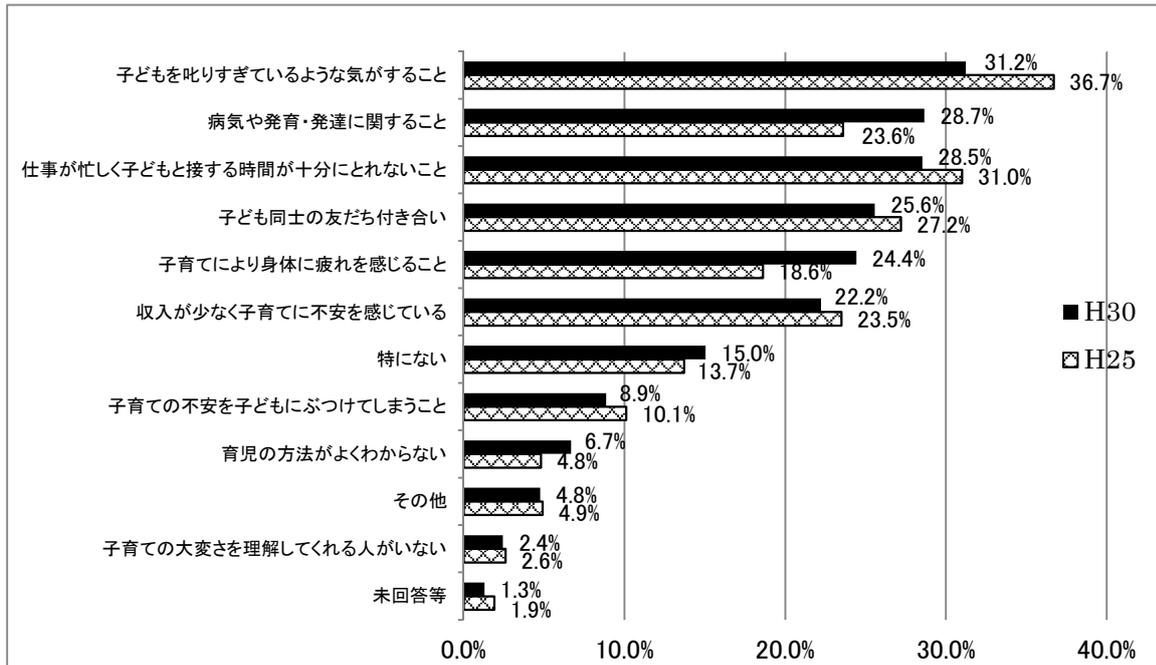
③子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

就学前児童調査では、「子どもを叱りすぎているような気がする」と31.2%と最も高く、次いで、「病気や発育・発達に関すること」(28.7%)、「仕事が忙しく子どもと接する時間が十分にとれないこと」(28.5%)の順となっています。

小学生調査では、「子どもの教育・学習に関すること」が43.6%と最も高く、次いで、「子ども同士の友だち付き合い」(41.1%)、「仕事が忙しく子どもと接する時間が十分にとれないこと」(28.8%)の順となっています。

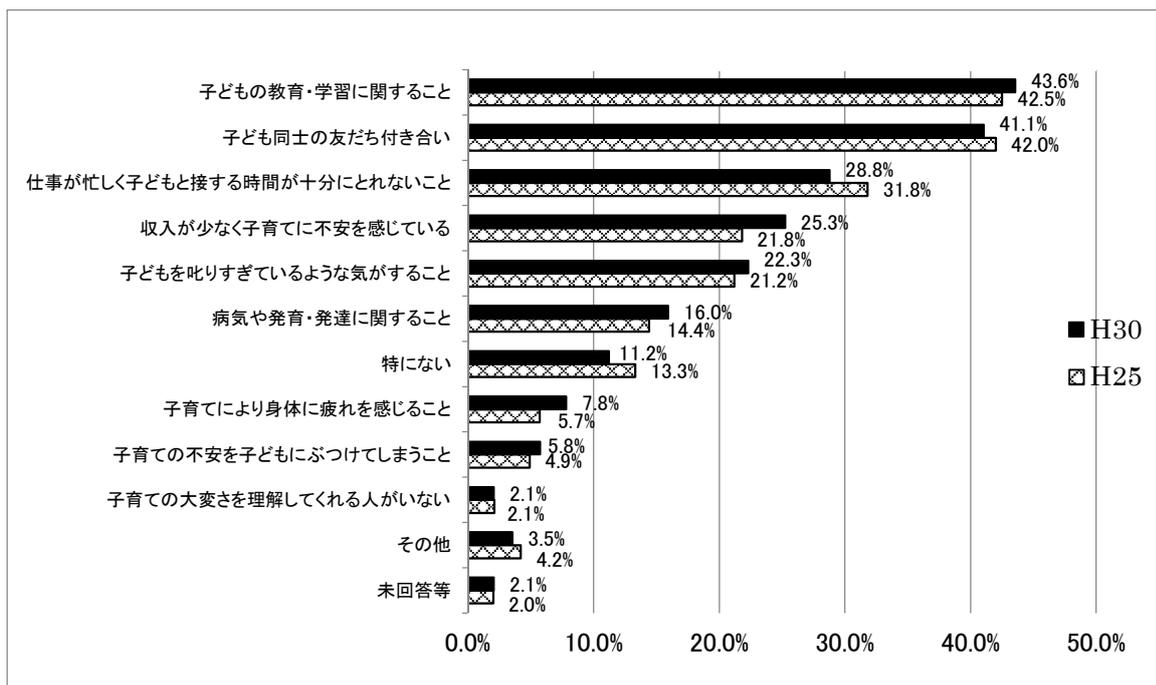
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677

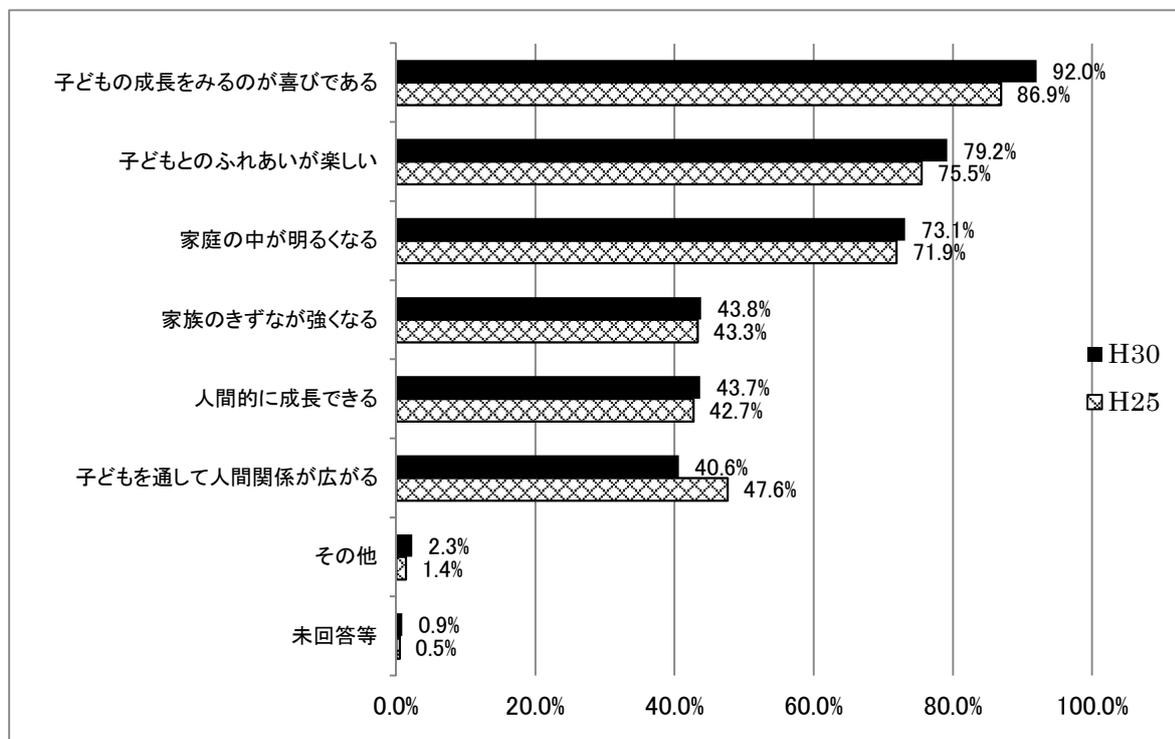


④子育てをしていてよかったこと

就学前児童調査と小学生調査のいずれも、「子どもの成長を見るのが喜びである」が最も高く、次いで、「子どもとのふれあいが楽しい」、「家庭の中が明るくなる」の順となっています。

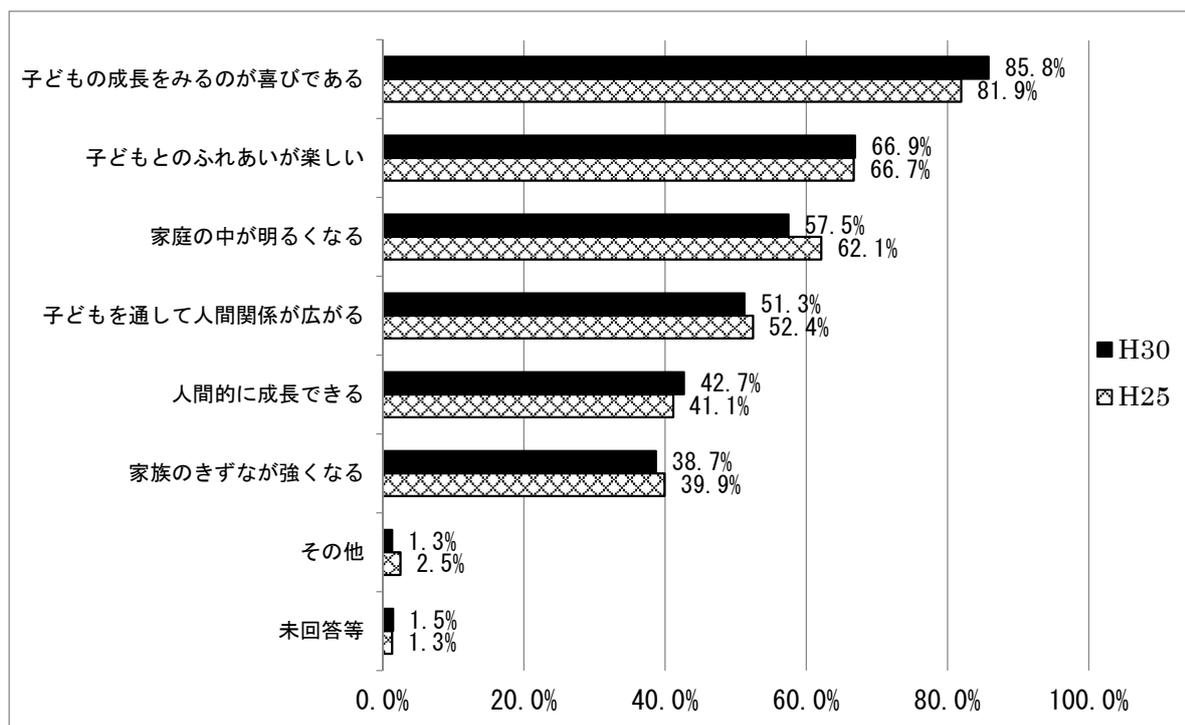
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677



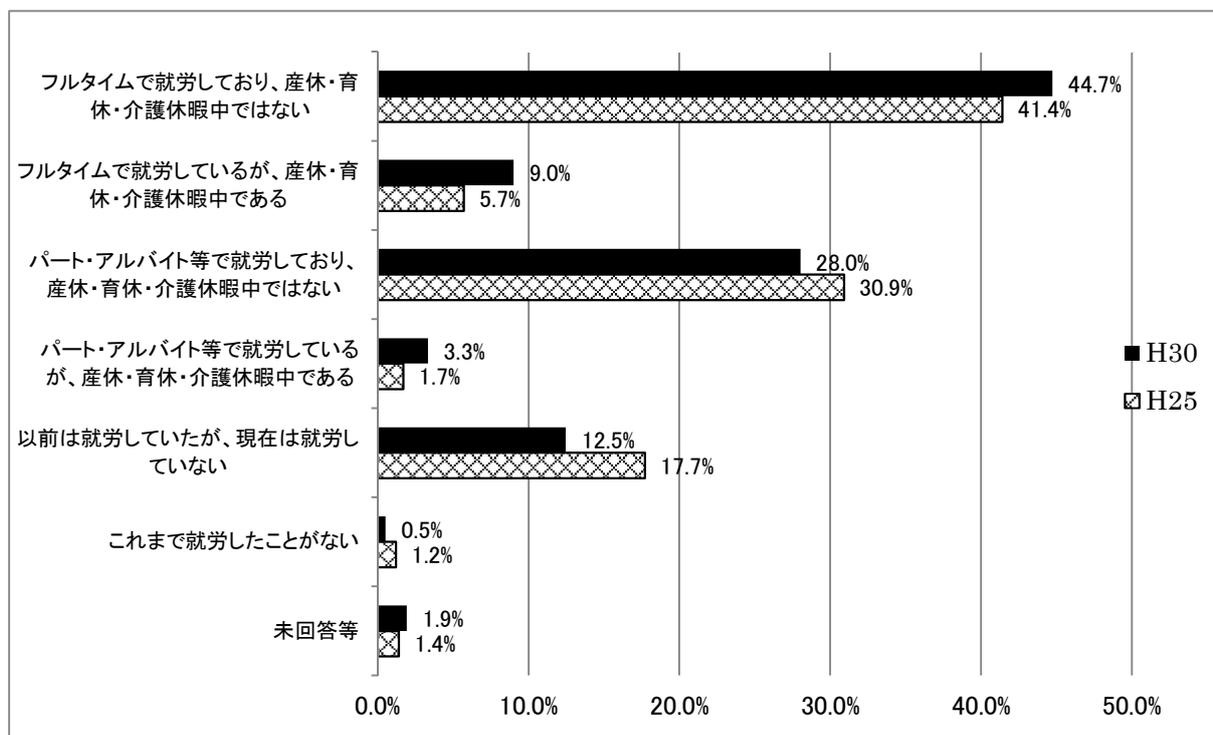
(4) 保護者の就労形態

① 母親の就労形態

母親の就労形態については、就学前児童調査、小学生調査のいずれも「フルタイム就労」が最も多く、次いで「パート・アルバイト就労」となっています。「就労していない」と回答した割合は、就学前児童調査が小学生調査に比べて7ポイントほど高くなっています。

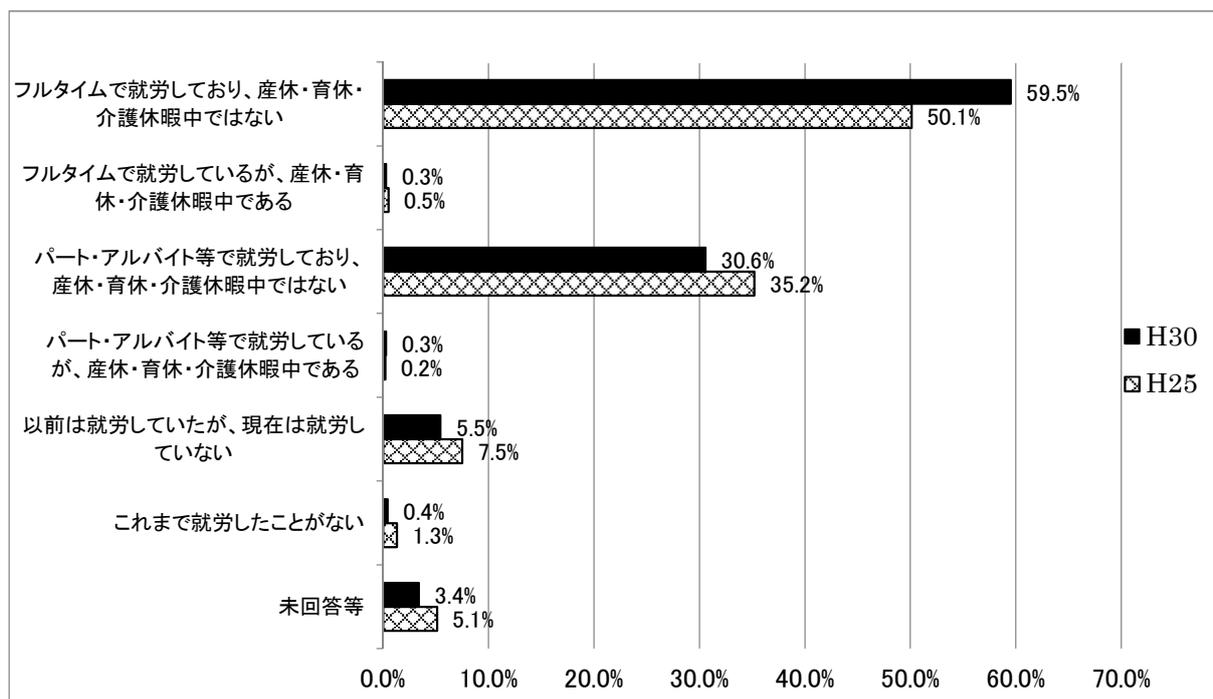
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677

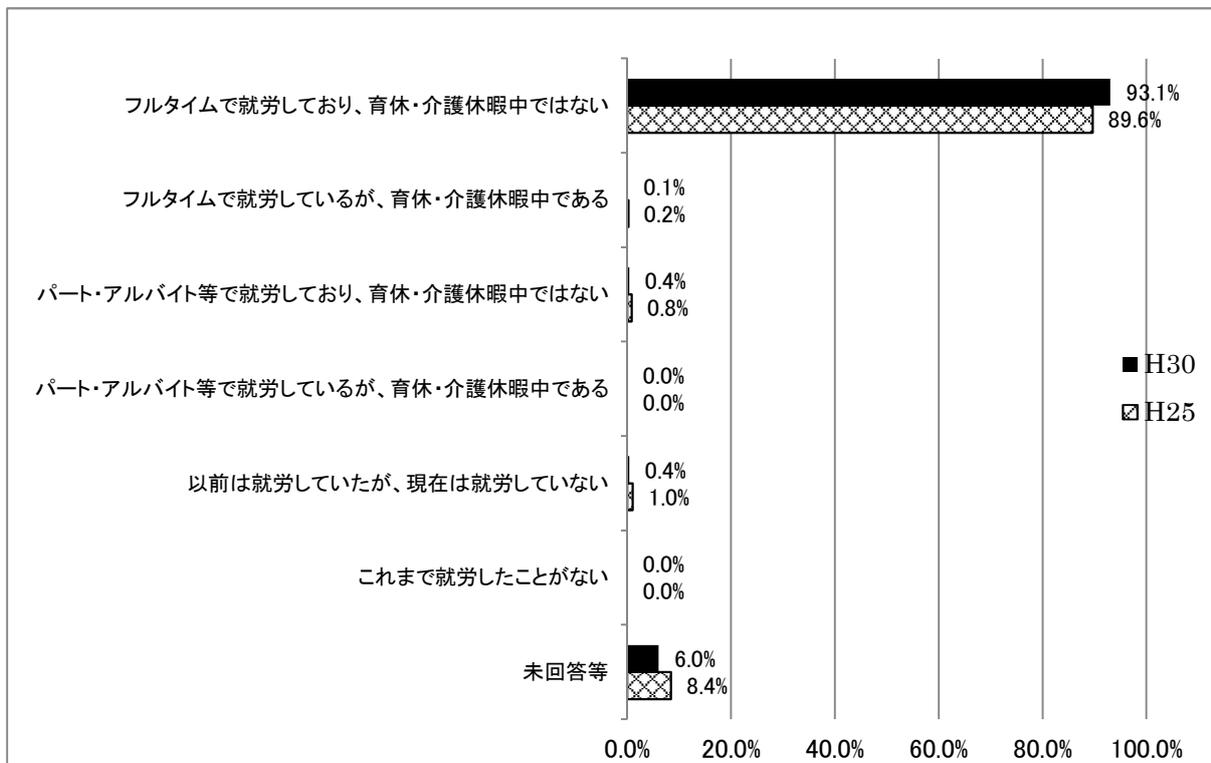


②父親の就労形態

小学生調査、就学前児童調査ともに「フルタイム就労」が80%を超えて最も高くなっています。なお、小学生調査では、「未回答等」が高くなっています。

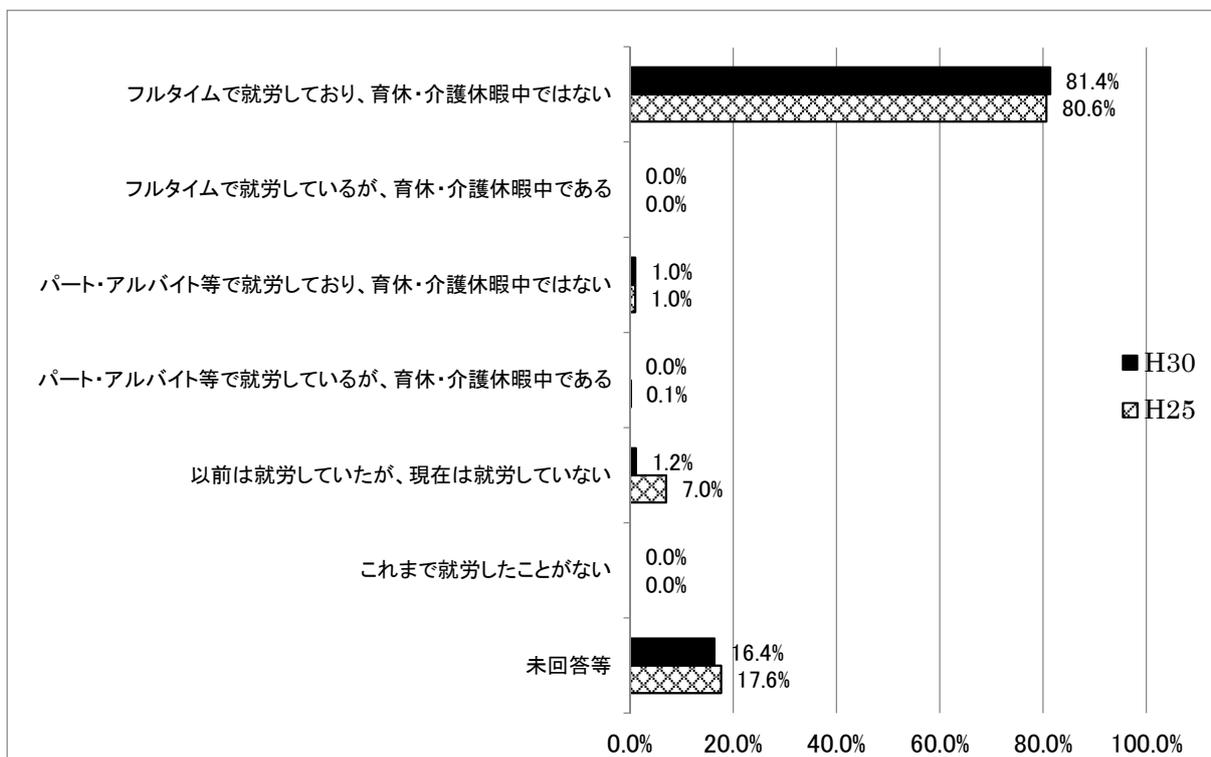
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677



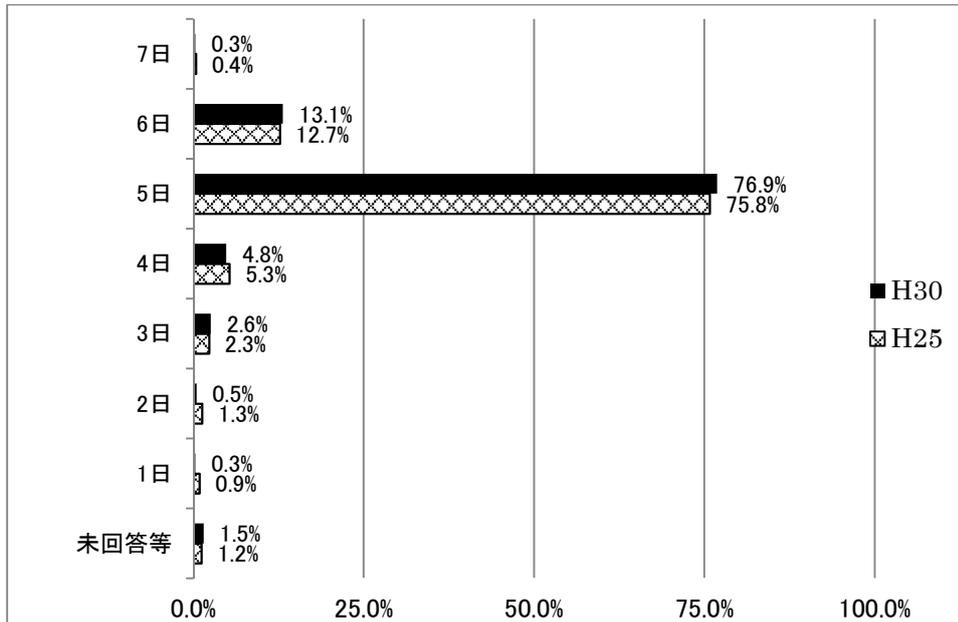
③母親、父親の就労日数（週当たり）

母親の週当たりの就労日数については、就学前児童調査では、「5日」が76.9%と最も高くなっており、次いで、「6日」が13.1%となっています。小学生調査においても、「5日」が74.8%と最も高くなっており、次いで、「6日」が14.8%となっています。

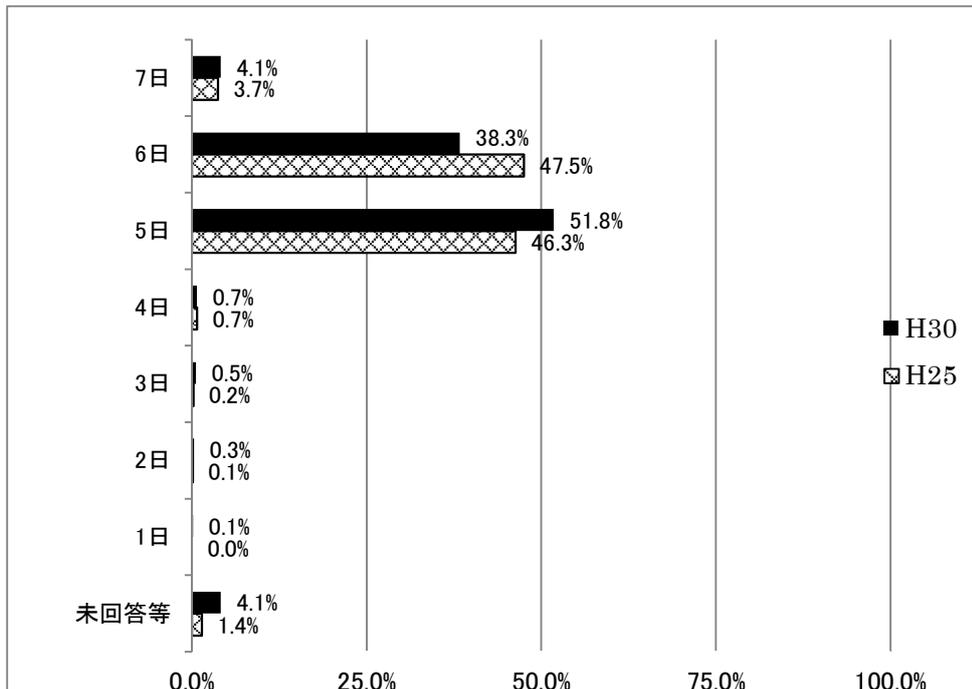
また、父親の週当たりの就労日数については、就学前児童調査では、「6日」が51.8%と最も高くなっており、次いで、「6日」が38.3%となっています。小学生調査では、「6日」が44.4%と最も高くなっており、次いで、「5日」が44.1%となっています。

【就学前児童調査】

母親 n=662



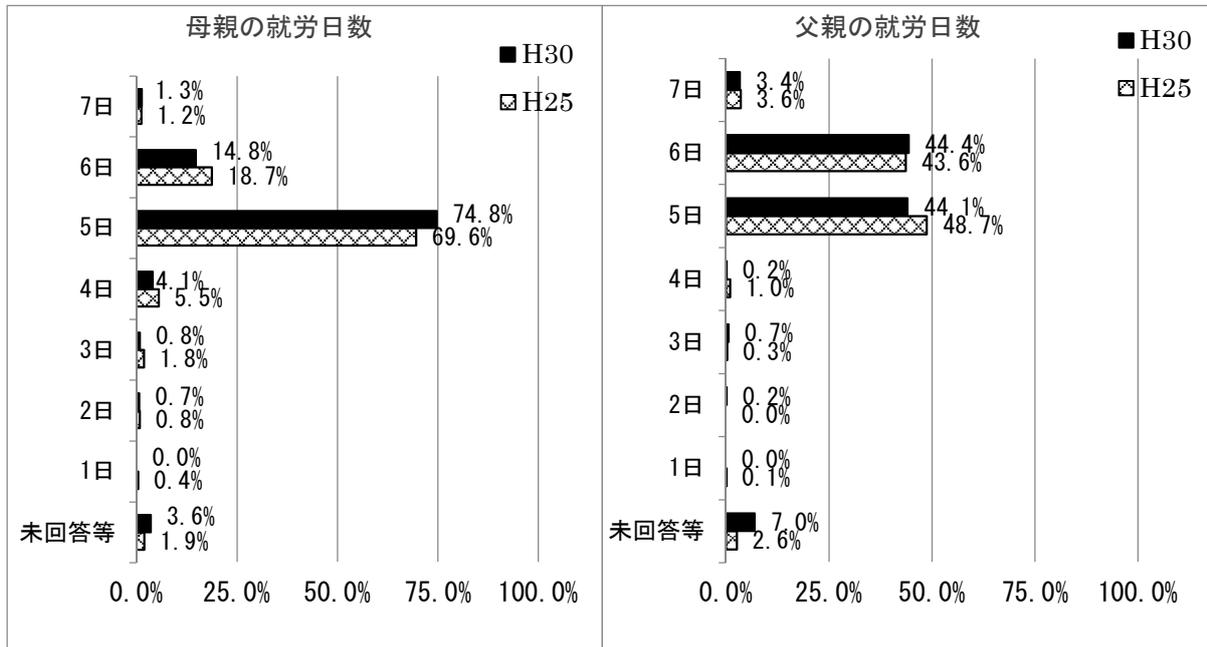
父親 n=728



【小学生調査】

n=614

n=558

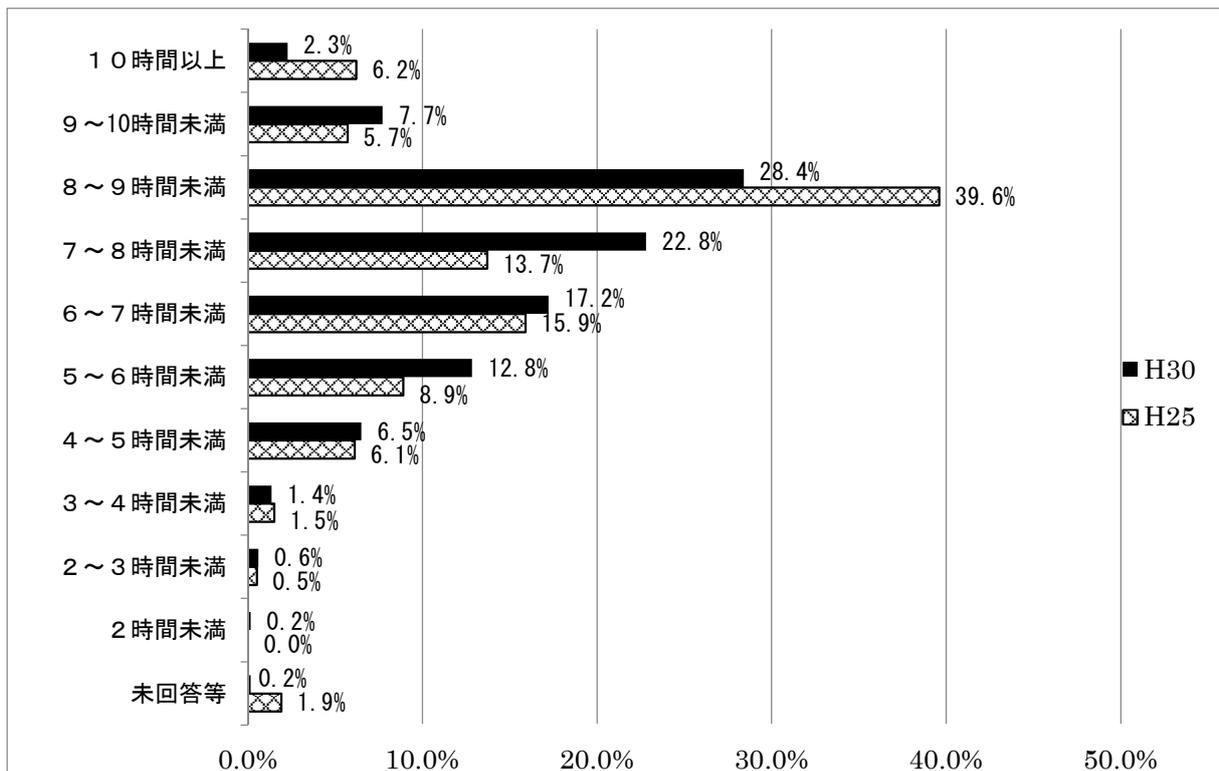


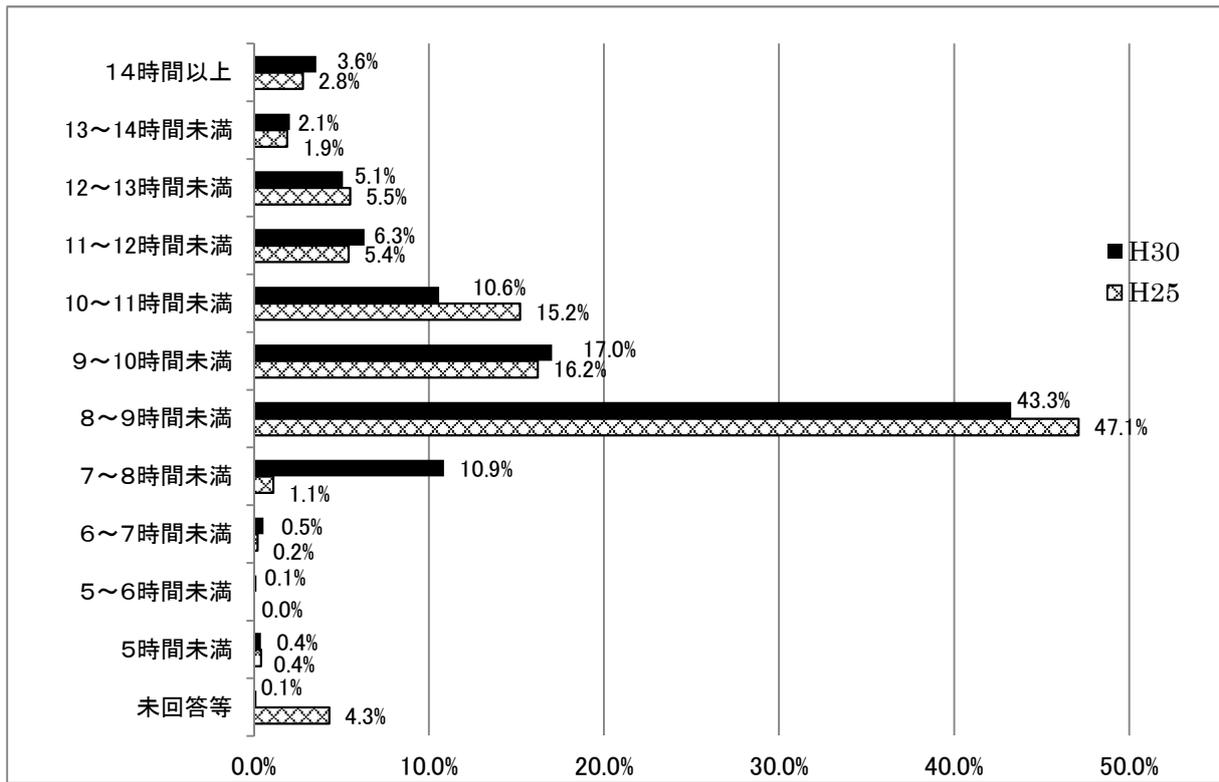
④母親、父親の1日の平均就労時間

就学前児童の母については、「8時間から9時間」が全体の28.4%と最も高く、『8時間未満』が全体の6割以上となっています。父については、「8時間から9時間」が43.3%と最も高く、『9時間以上』が全体の4割以上となっています。

【就学前児童調査】

母親 n=662

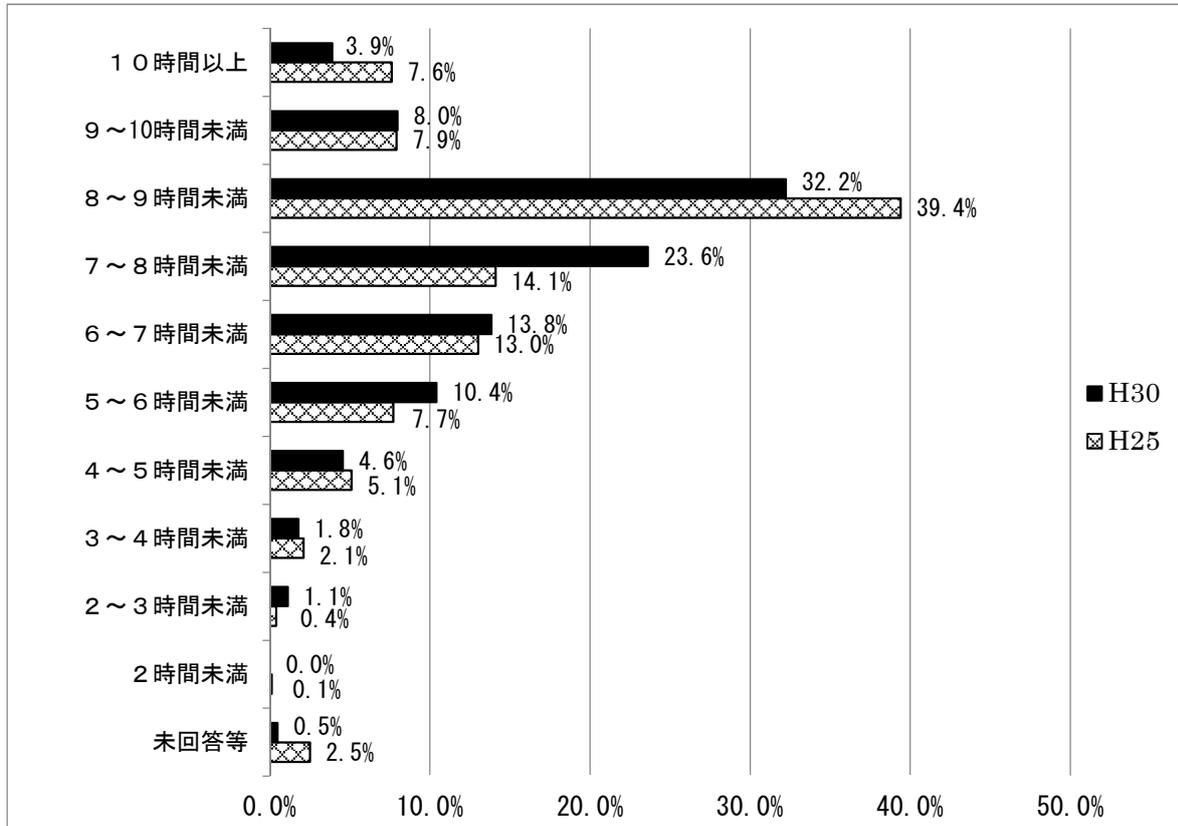




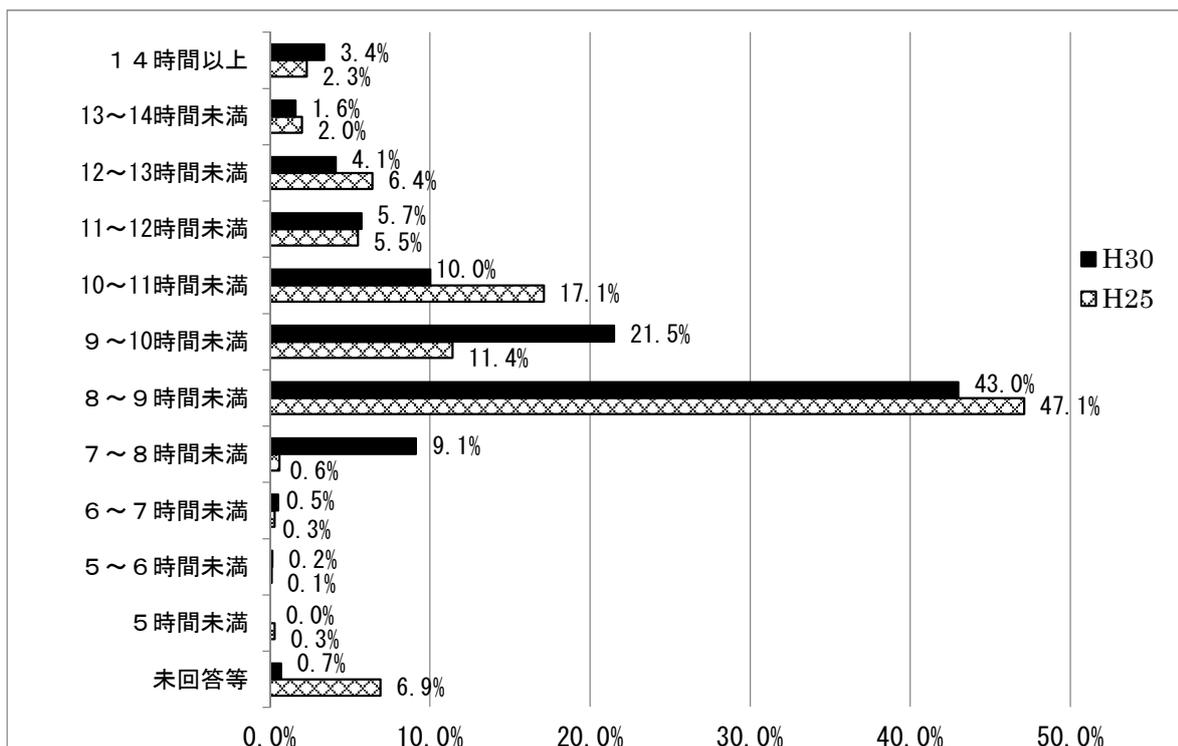
小学生の母親については、「8 時間から 9 時間」が全体の 32.2%と最も高く、『8 時間未満』が全体の 5 割以上となっています。父親については、「8 時間から 9 時間」が 43.0%と最も高く、『9 時間以上』が全体の 4 割以上となっています。

【小学生調査】

母親 n=614



父親 n=558



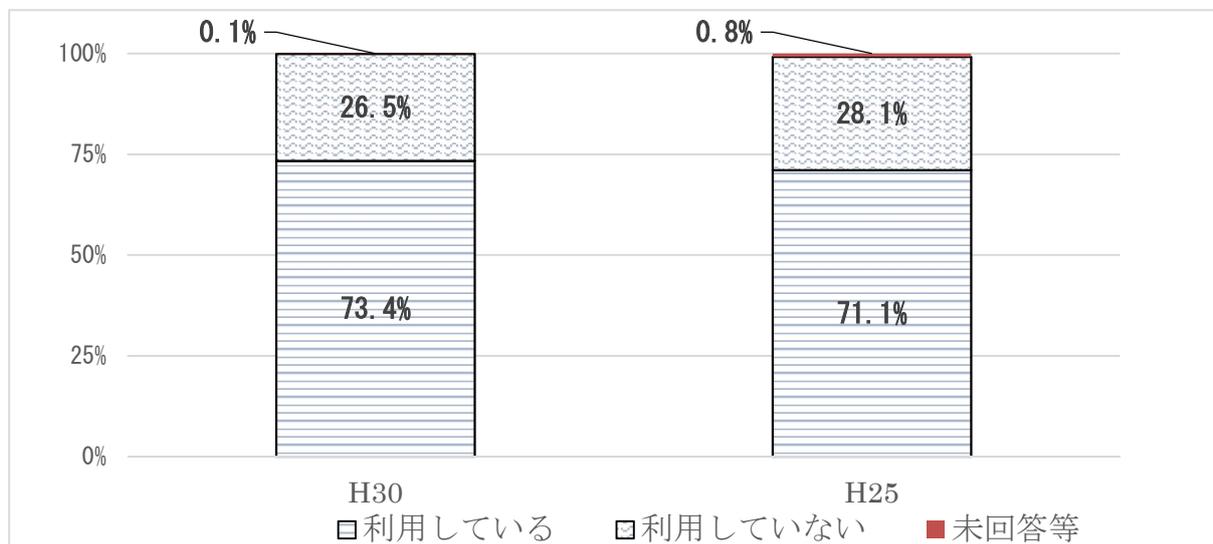
(5) 平日（日中）の定期的な教育・保育事業の利用について

①利用の有無

就学前児童の7割以上が平日（日中）何らかの定期的な教育・保育事業を利用しています。

【就学前児童調査】

n=778

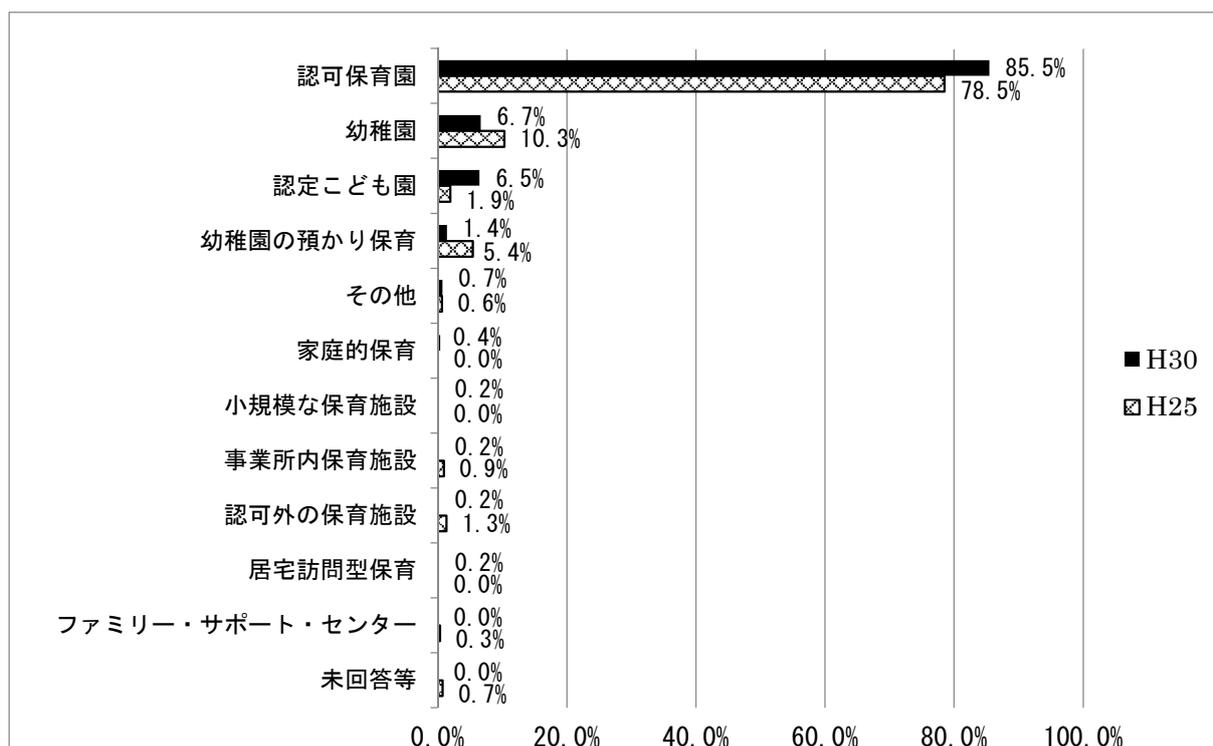


②主に利用している教育・保育事業

平日日中の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方のうち現在利用している事業としては、「認可保育園」が85.5%と最も高く、次いで、「幼稚園」(6.7%)、「認定こども園」(6.5%)の順になっています。

【就学前児童調査】

n=571

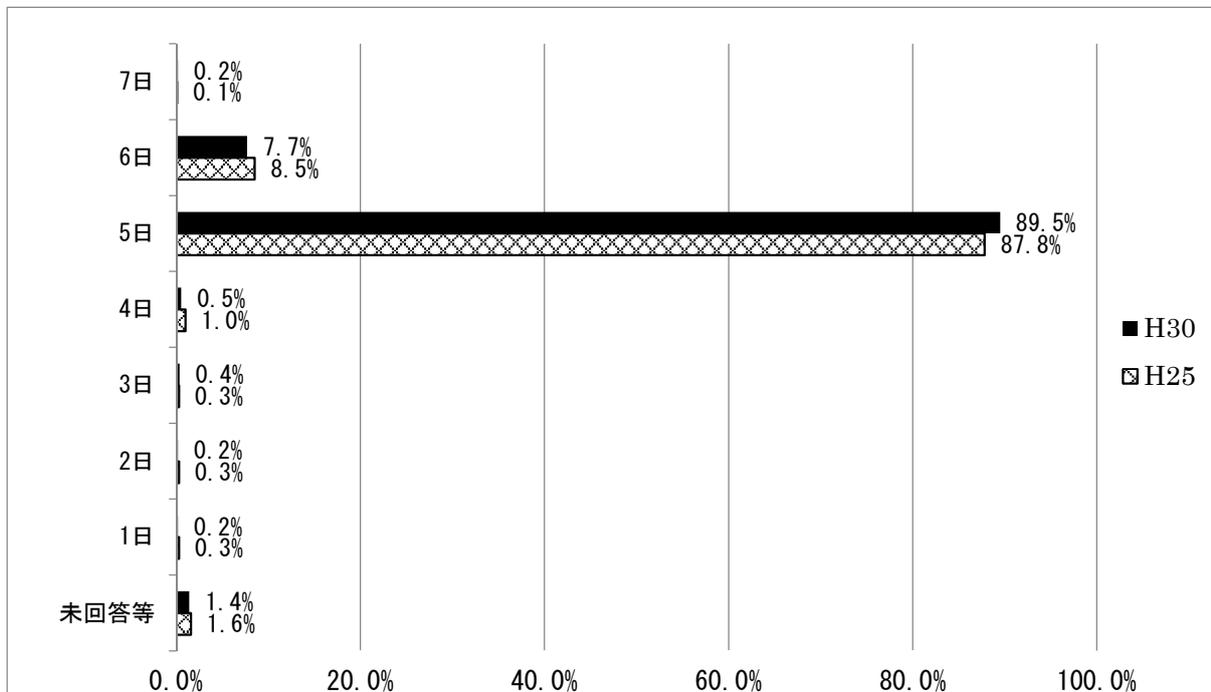


③教育・保育事業の利用日数

就学前児童調査における教育・保育事業の利用日数は、「5日」が89.5%と最も高く、次いで、「6日」が7.7%となっています。

【就学前児童調査】

n=571



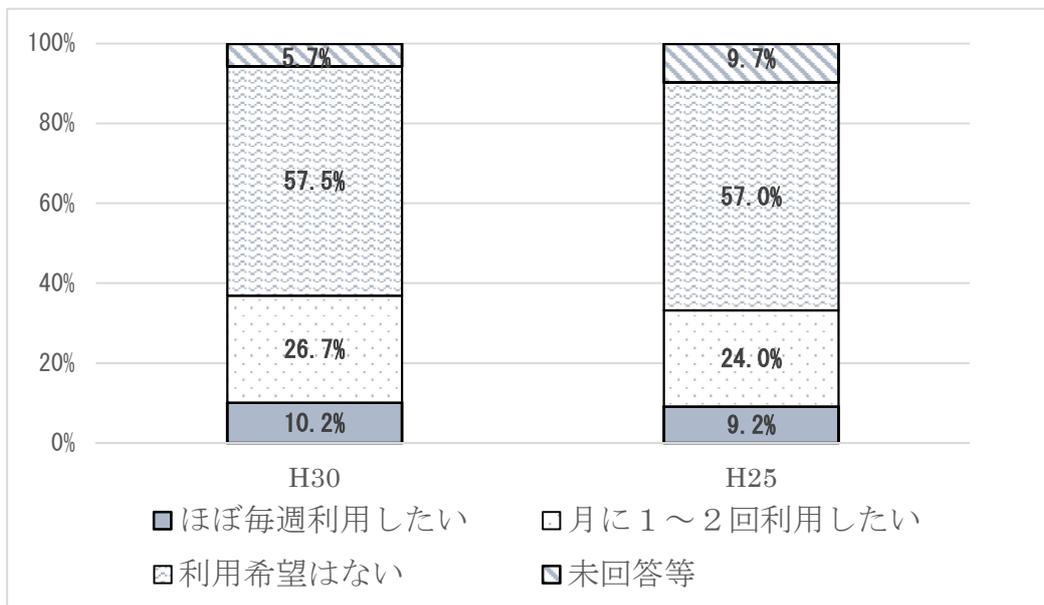
(6) 土曜、日曜や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用について

①土曜の利用希望の有無

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望としては、「月に1~2回利用したい」が26.7%で、「ほぼ毎週利用したい」(10.2%)を合わせた『利用したい』が36.9%となっています。また「利用希望はない」は57.5%となっています。

【就学前児童調査】

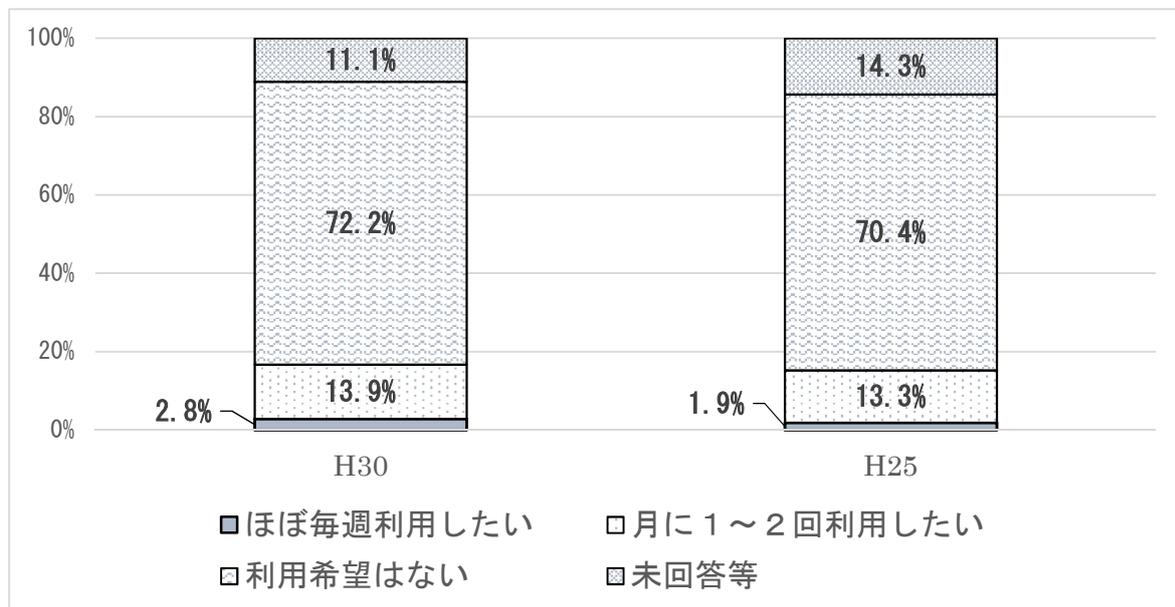
n=778



②日曜・祝日の利用希望の有無

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望としては、「月に1～2回利用したい」(13.9%)と「ほぼ毎週利用したい」(2.8%)を合わせた『利用したい』が16.7%となっています。また「利用希望はない」は72.2%となっています。

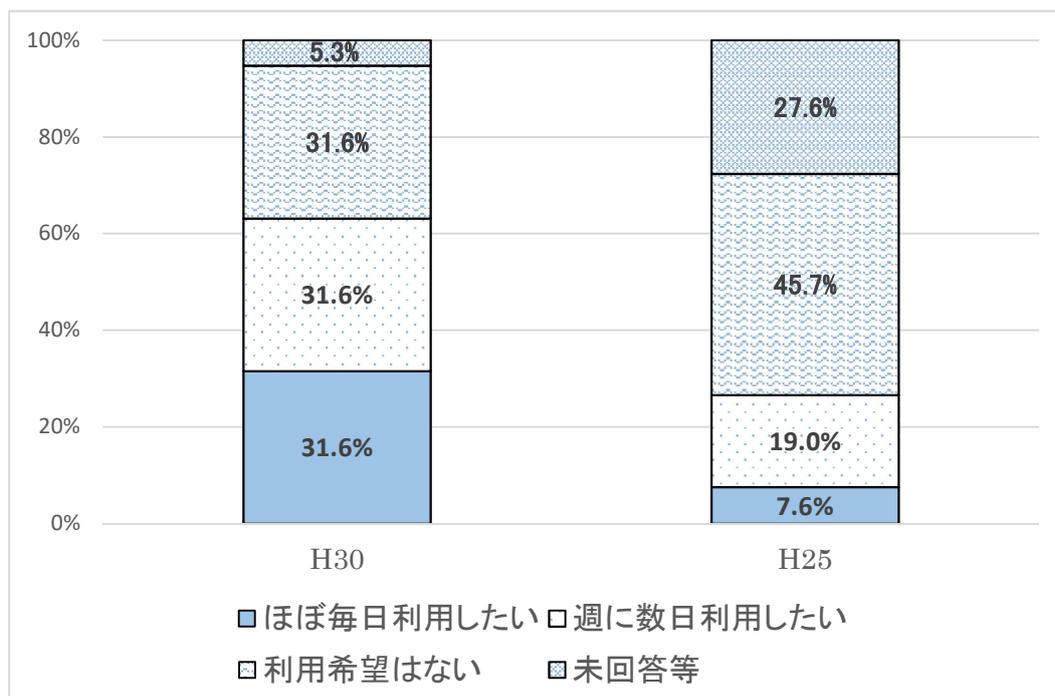
【就学前児童調査】 n=778



③長期休暇中の利用希望の有無（幼稚園利用者のみ）

幼稚園利用者における、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望としては、「週に数日利用したい」(31.6%)と「ほぼ毎日利用したい」(31.6%)を合わせた『利用したい』が約3分の2となっています。また、「利用希望はない」は3割を超えています。

【就学前児童調査】 n=38



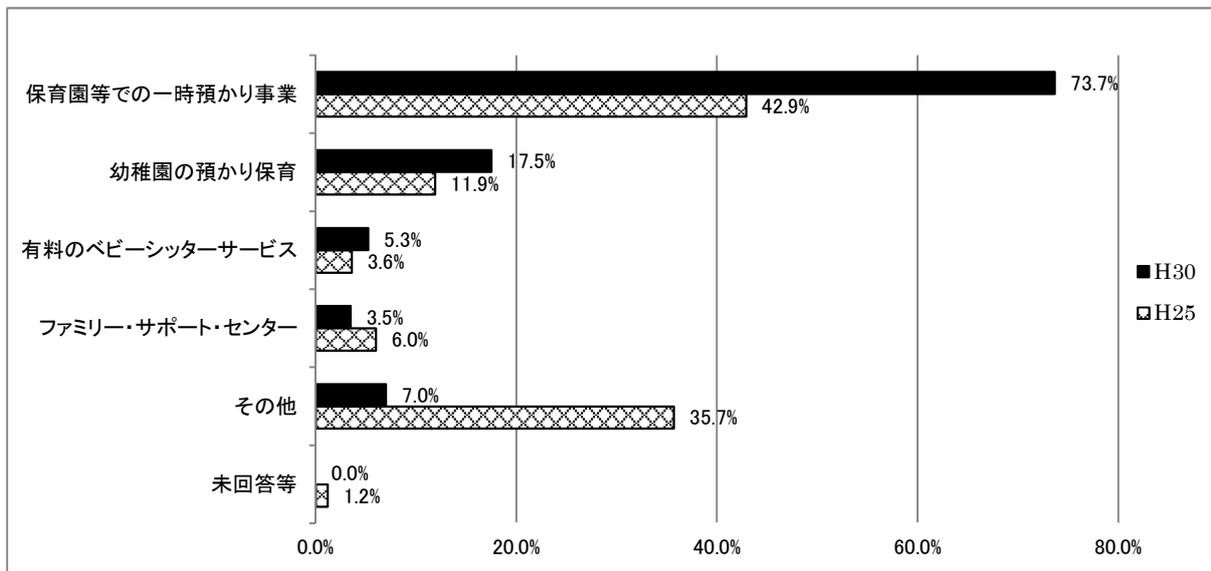
(7) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

①利用した事業

親の通院や不定期の就労等で不定期の教育・保育サービスを利用した方が利用した事業については、「保育園での一時預かり事業」が73.7%で最も高く、次いで、「幼稚園の預かり保育」(17.5%)、「有料のベビーシッターサービス」(5.3%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=57

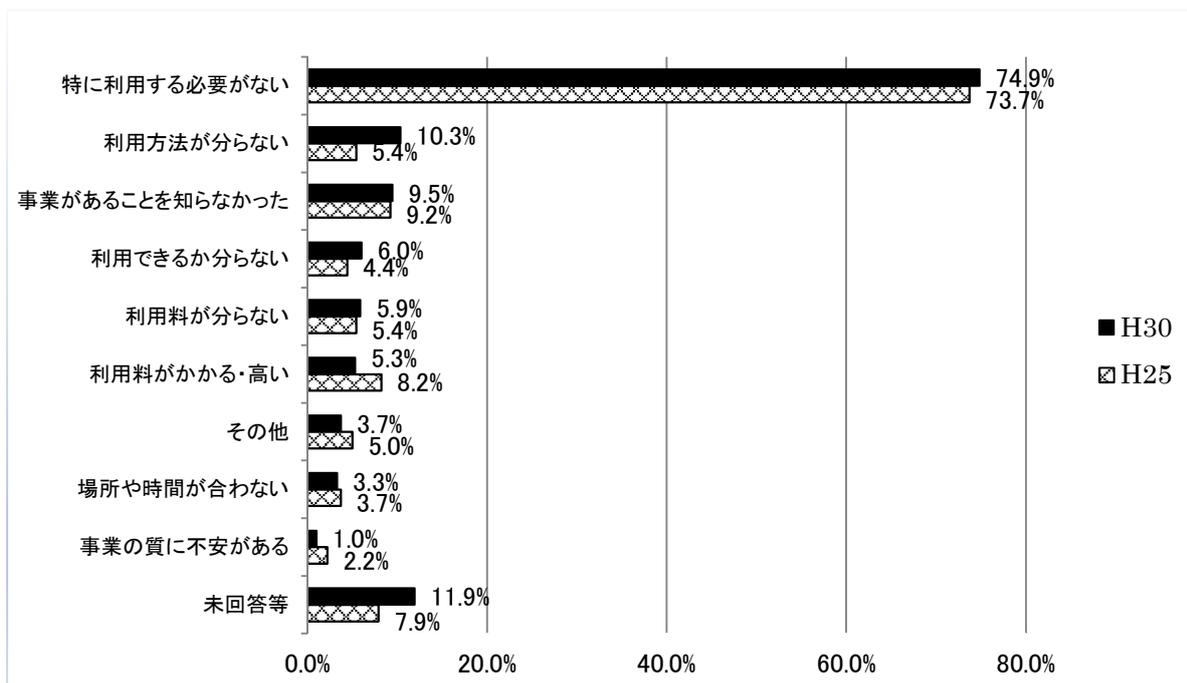


②利用しなかった理由

不定期の教育・保育サービスを利用しなかった理由としては、「特に利用する必要がない」が(74.9%)と最も高く、「利用方法が分からない」(10.3%)、「事業があることを知らなかった」(9.5%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=696



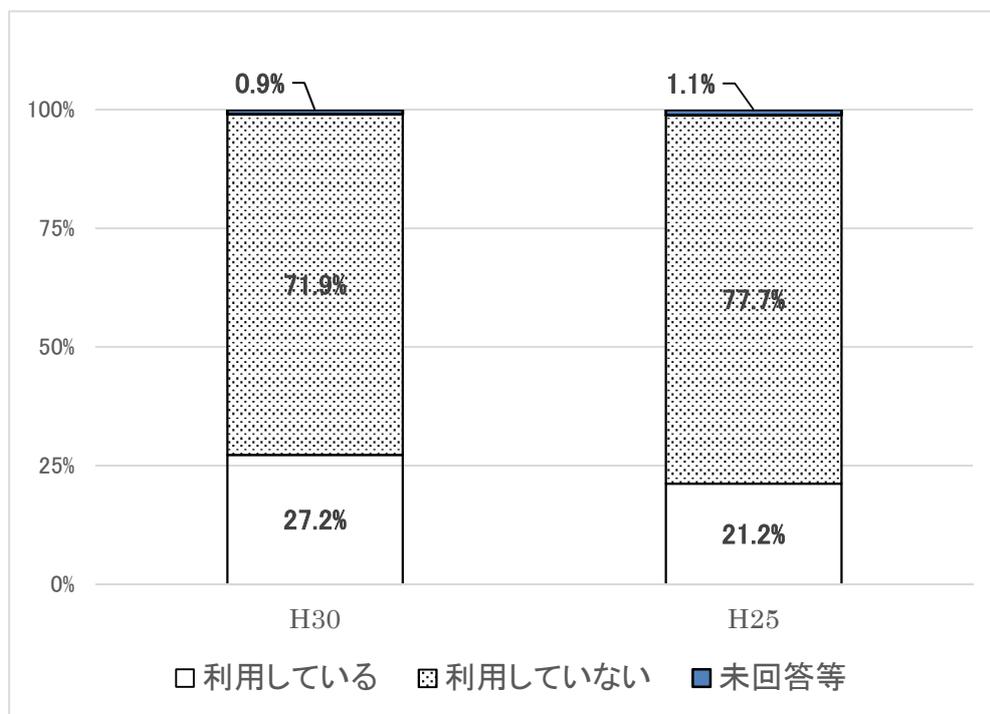
(8) 地域子育て支援拠点施設の利用について

①利用の有無

地域子育て支援拠点施設について、「利用している」は27.2%で、「利用していない」は71.9%となっています。

【就学前児童調査】

n=778

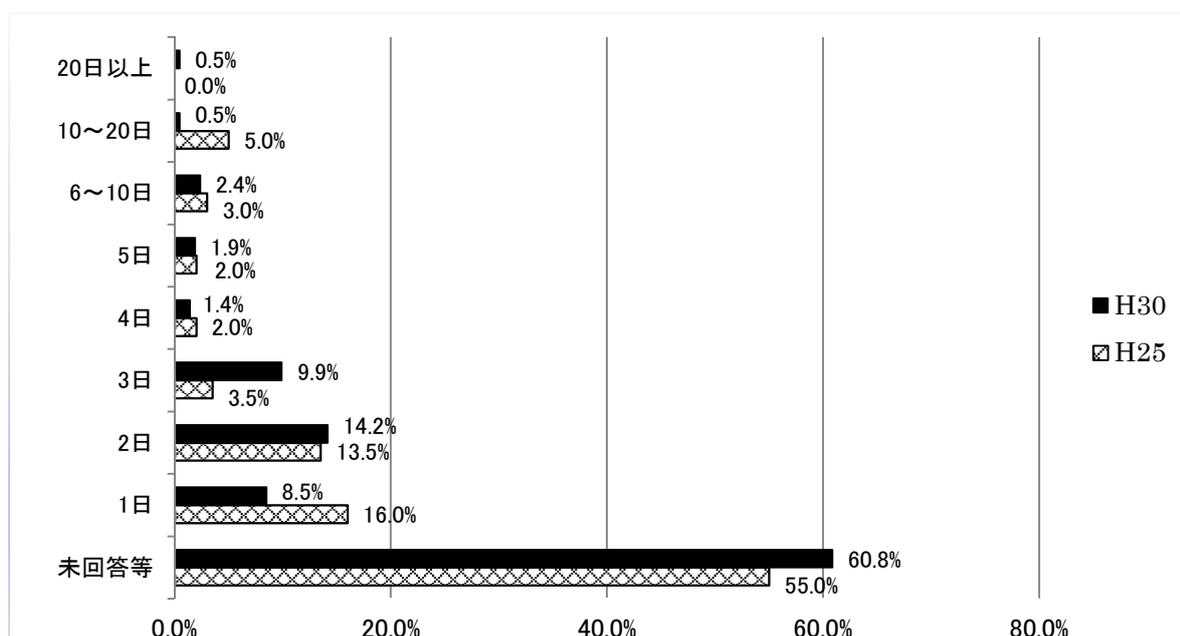


②利用回数(一月あたり)

地域子育て支援拠点施設を利用している方の一月あたりの利用回数は、「2日」が14.2%と最も多く、次いで、「3日」(14.2%)、「1日」(8.5%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=212

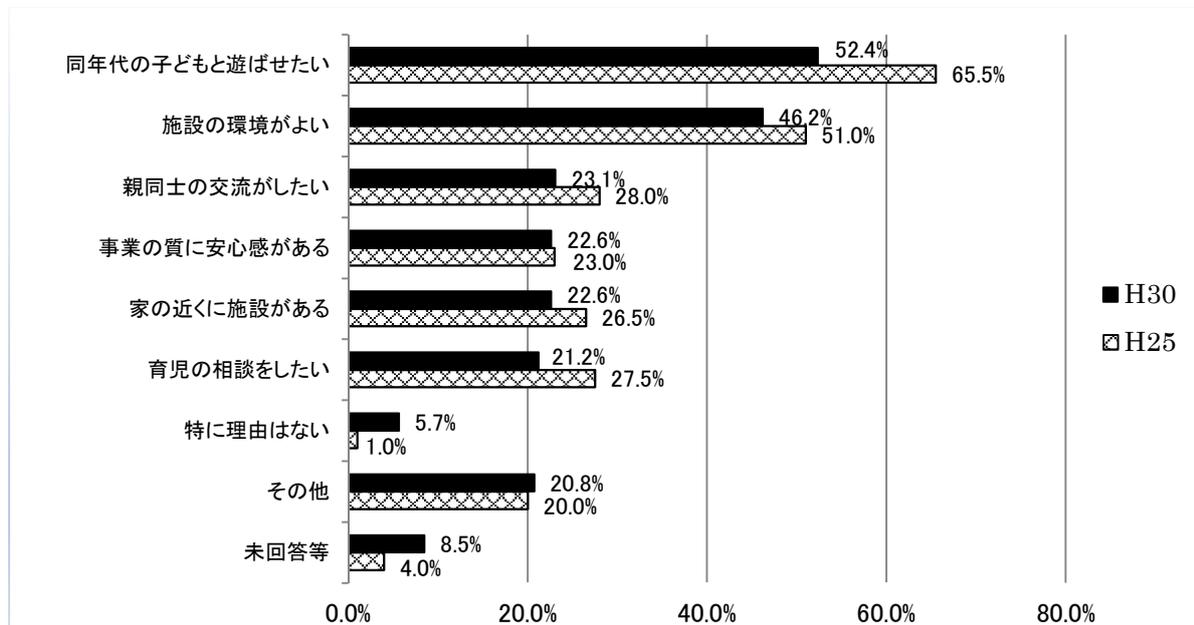


③利用している理由

地域子育て支援拠点施設を利用している方の利用している理由としては、「同年代の子どもと遊ばせたい」が52.4%と最も高く、次いで、「施設の良い環境」(46.2%)、「親同士の交流がしたい」(23.1%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=212

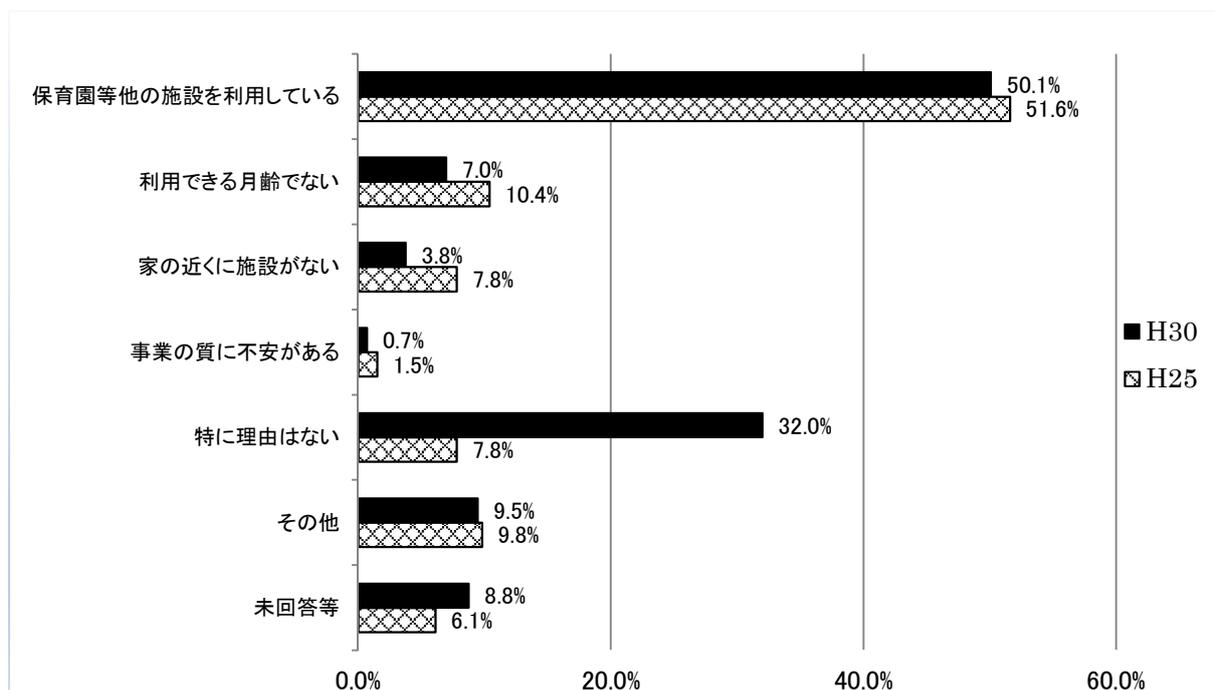


④利用していない理由

地域子育て支援拠点施設を利用していない方の利用していない理由としては、「保育園等他の施設を利用している」が50.1%と最も高く、次いで、「特に理由はない」(32.0%)、「利用できる月齢ではない」(7.0%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=559



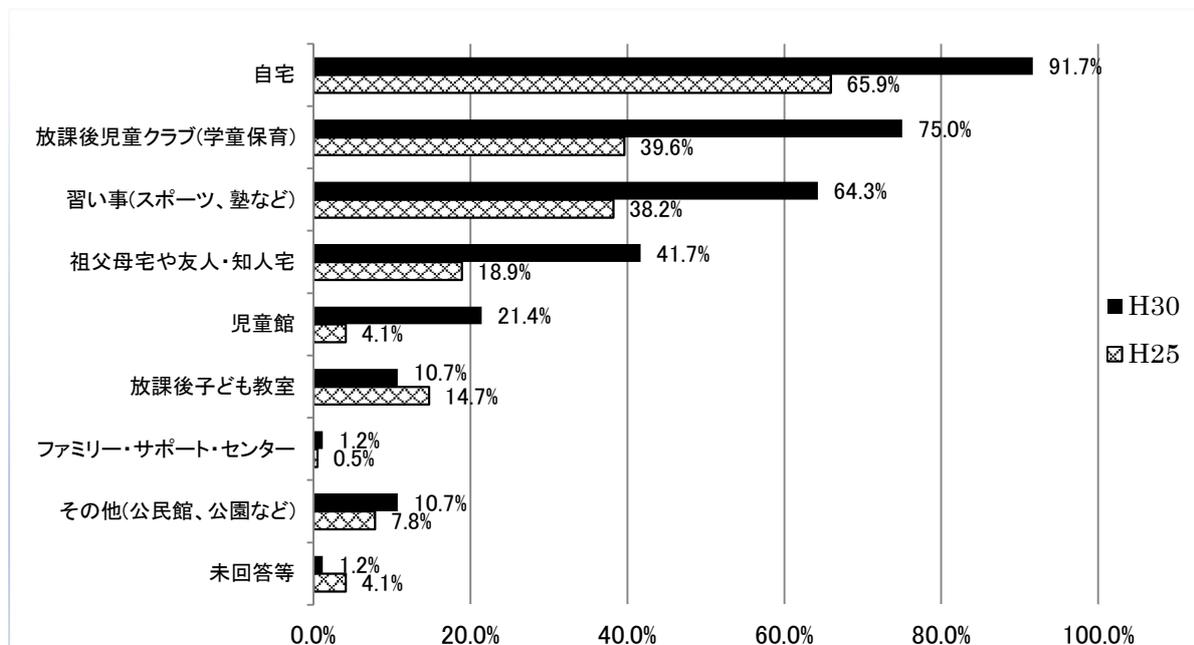
(9) 放課後の過ごし方について

①放課後を過ごす場所

就学前児童調査での小学校就学後における放課後の過ごし方としては、「自宅」が最も多く、91.7%となっており、次いで、「放課後児童クラブ(学童保育)」(75.0%)、「習い事(スポーツ、塾など)」(64.3%)が続いています。

【就学前児童調査】

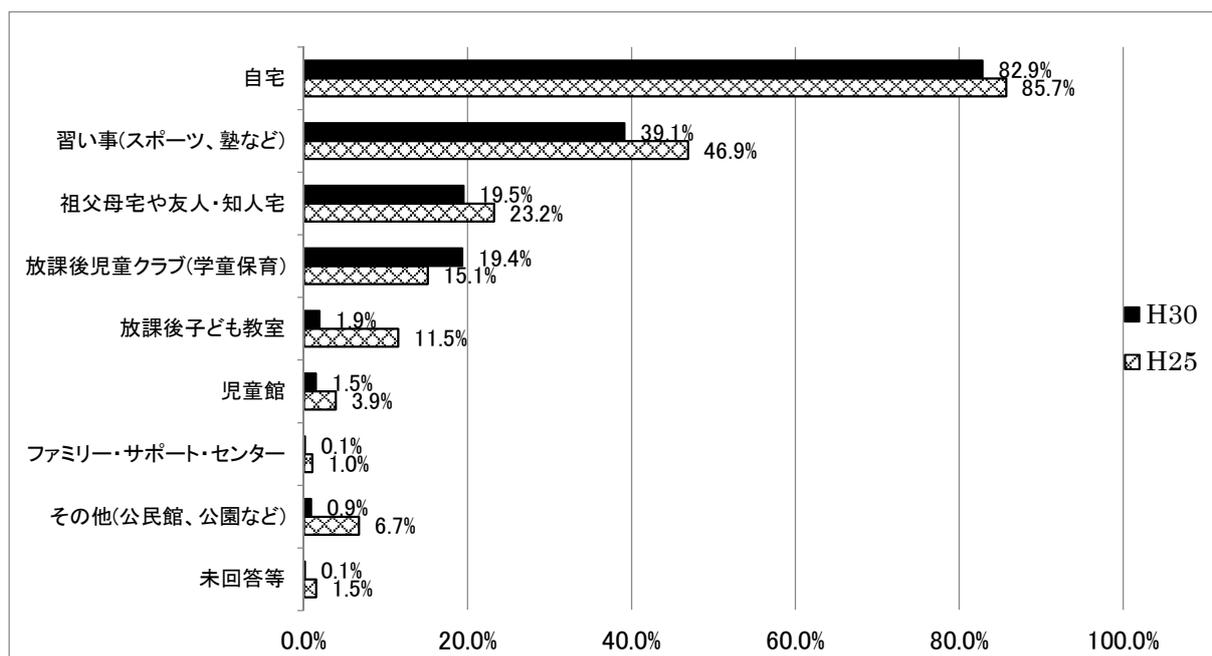
n=84



小学生調査における放課後を過ごす場所としては、「自宅」(82.9%)が最も多く、次いで、「習い事(スポーツ、塾など)」(39.1%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(19.5%)が続いています。

【小学生調査】

n=677



(10) 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望について

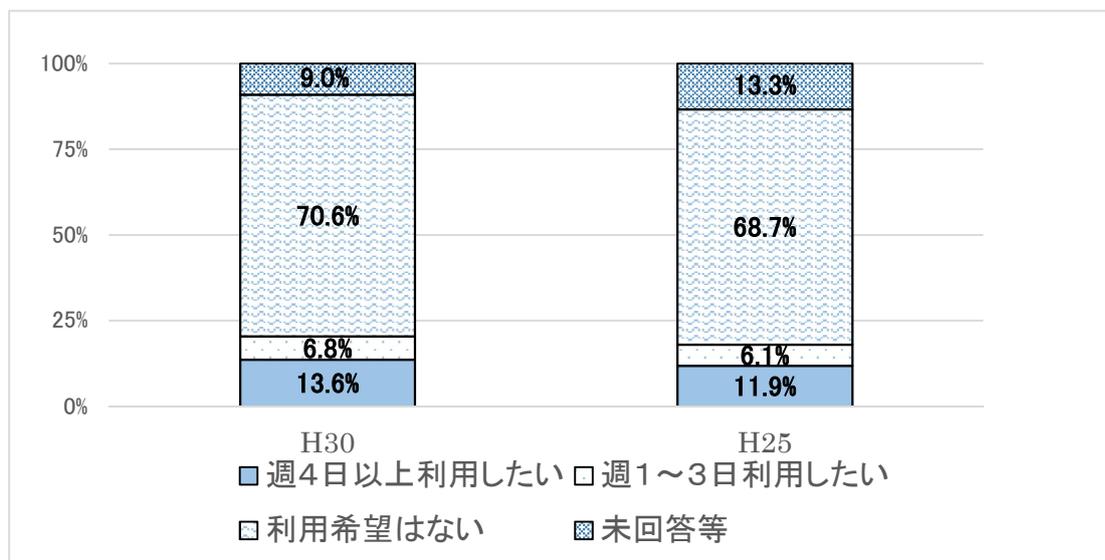
①平日の利用希望の有無（小学生調査のみ）

小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の平日の利用希望としては、「週4日以上利用したい」（13.6%）、「週1～3日利用したい」（6.8%）を合わせた『利用したい』が2割を越え、「利用希望はない」は、70.6%となっています。

なお、未回答等が、9.0%となっています。

【小学生調査】

n=677

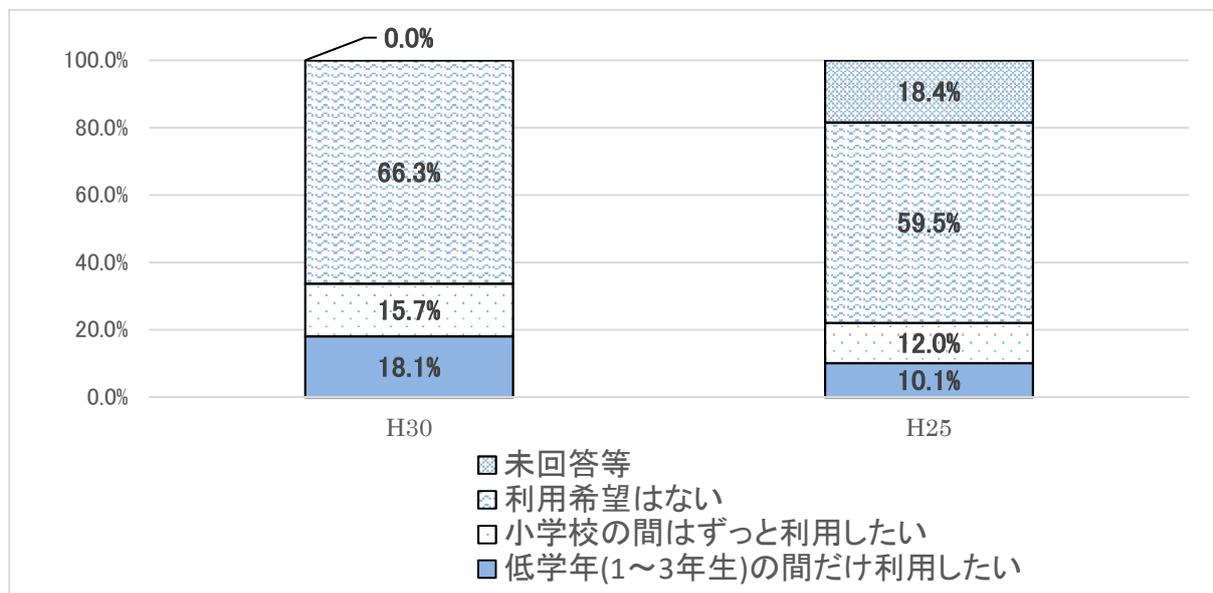


②土曜の利用希望の有無

就学前児童調査における放課後児童クラブ（学童保育）の土曜の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間だけ利用したい」、「小学校の間はずっと利用したい」を合わせた『利用したい』が、33.8%と、3割強となっています。また、「利用希望はない」は66.3%となっています。

【就学前児童調査】

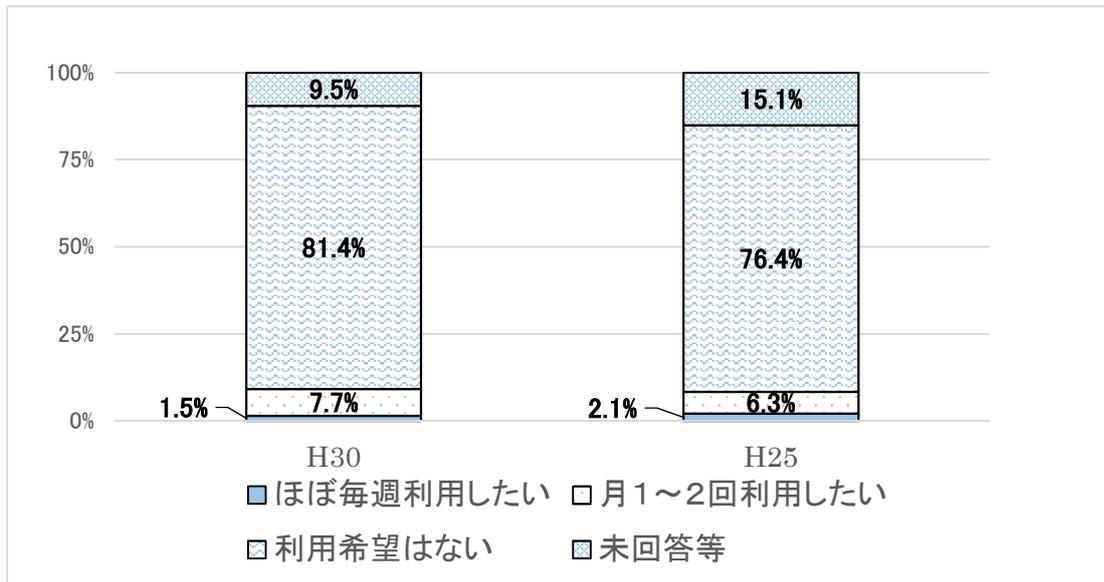
n=83



小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の土曜の利用希望としては、「ほぼ毎週利用したい」（1.5%）、「月1～2回利用したい」（7.7%）を合わせた『利用したい』が9.2%と、1割弱となっています。また「利用希望はない」は、81.4%となっています。

【小学生調査】

n=677

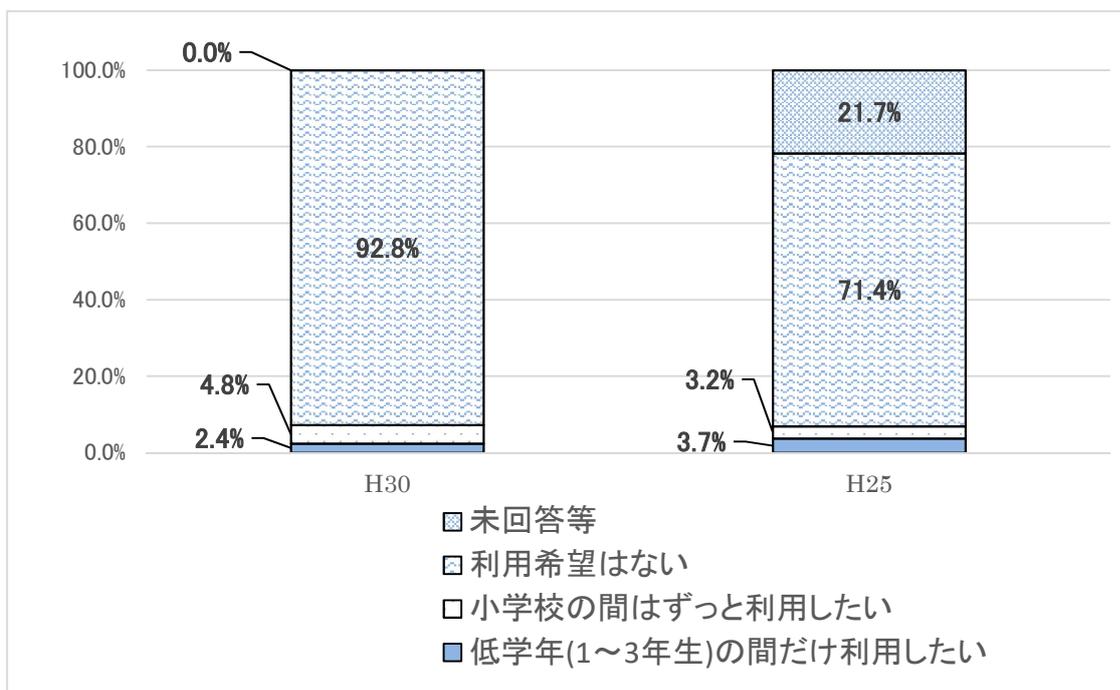


③日曜、祝日の利用希望の有無

就学前児童調査における放課後児童クラブ（学童保育）の日曜、祝日の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間だけ利用したい」（2.4%）、「小学校の間はずっと利用したい」（4.8%）を合わせた『利用したい』が、7.2%となっています。また、「利用希望はない」は92.8%となっています。

【就学前児童調査】

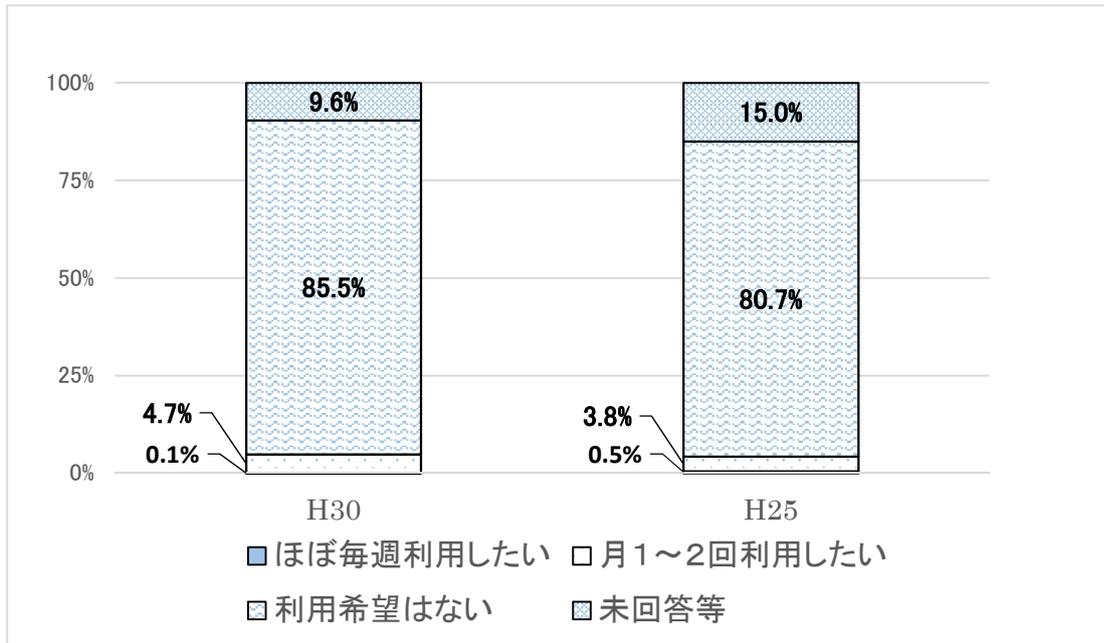
n=83



小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の日曜、祝日の利用希望としては、「ほぼ毎週利用したい」（0.1%）、「月1～2回利用したい」（4.7%）を合わせた『利用したい』が4.8%となっています。また、「利用希望はない」は、85.5%となっています。

【小学生調査】

n=677

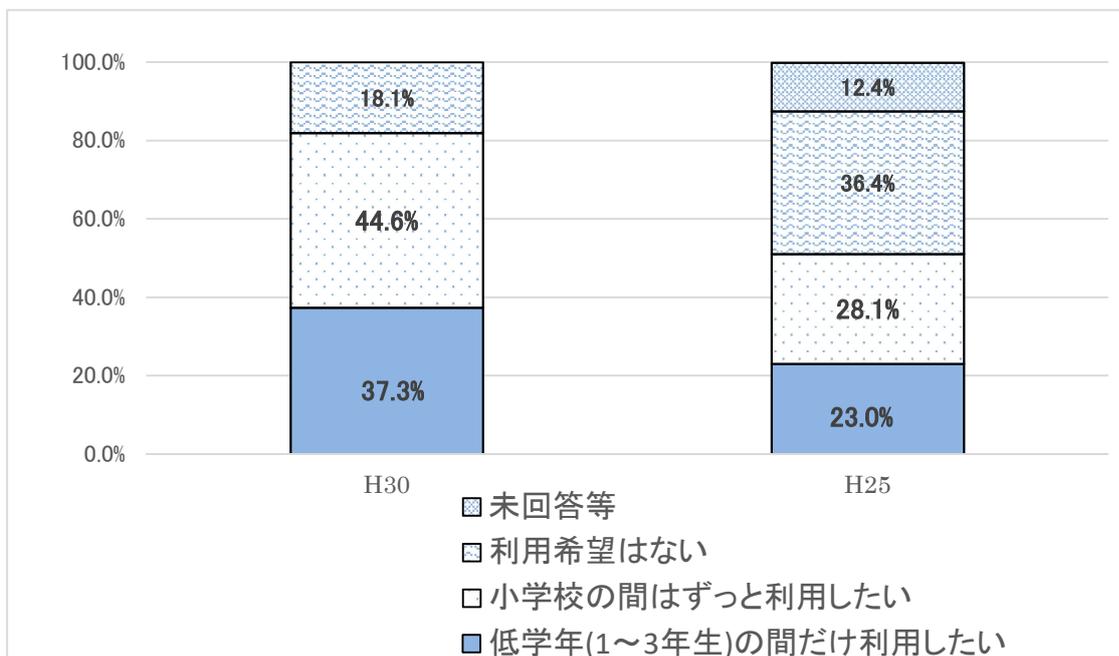


④長期休暇中の利用希望の有無

就学前児童調査における放課後児童クラブ（学童保育）の長期休暇中の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間だけ利用したい」（37.3%）、「小学校の間はずっと利用したい」（44.6%）を合わせた『利用したい』が、8割を超えています。また、「利用希望はない」は18.1%となっています。

【就学前児童調査】

n=83

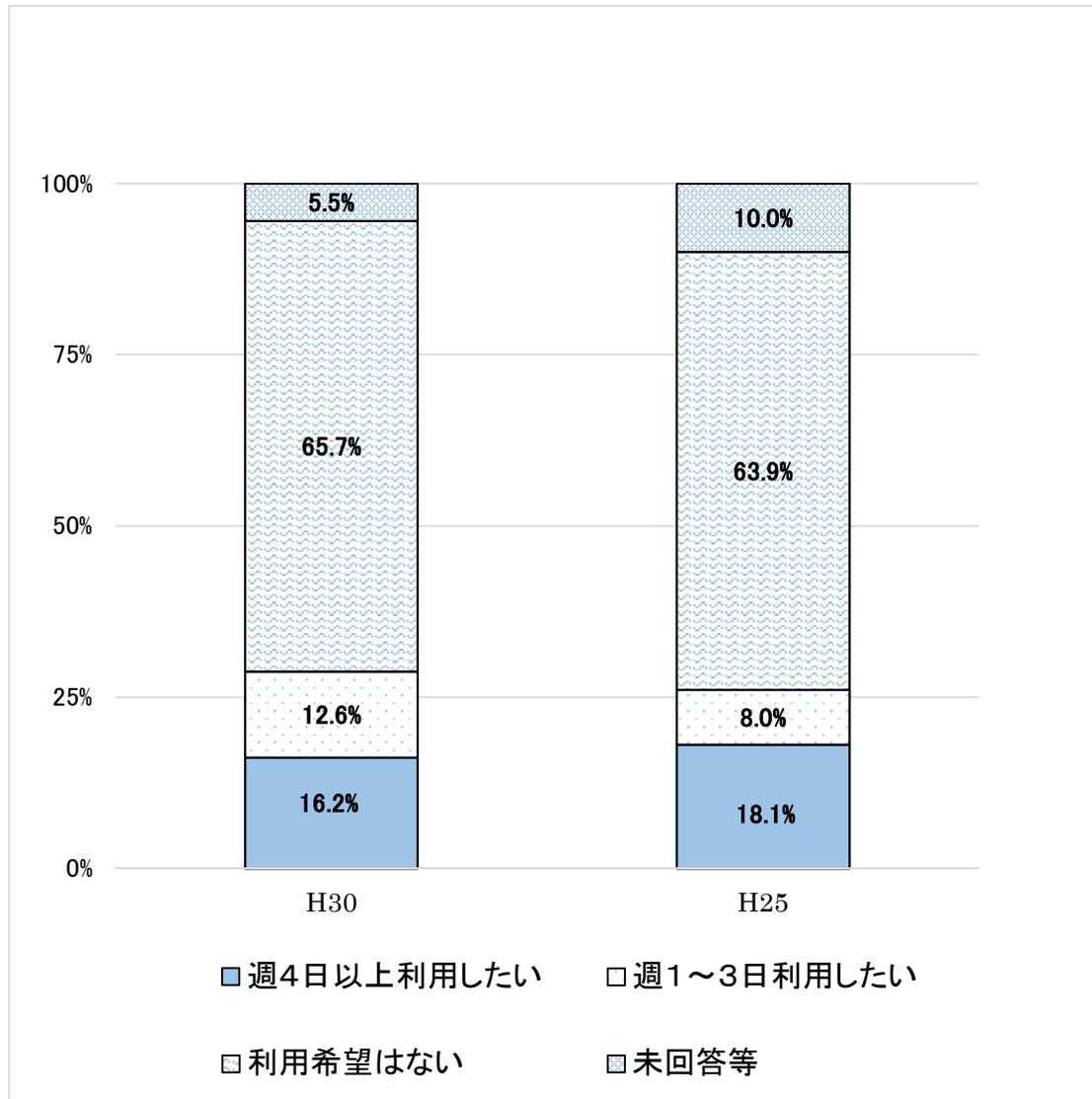


小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の長期休暇中の利用希望としては、「週4日以上利用したい」（16.2%）、「週1～3回利用したい」（12.6%）を合わせた『利用したい』が28.8%と、3割弱となっています。また「利用希望はない」は、65.7%となっています。

なお、未回答等が、5.5%となっています。

【小学生調査】

n=677



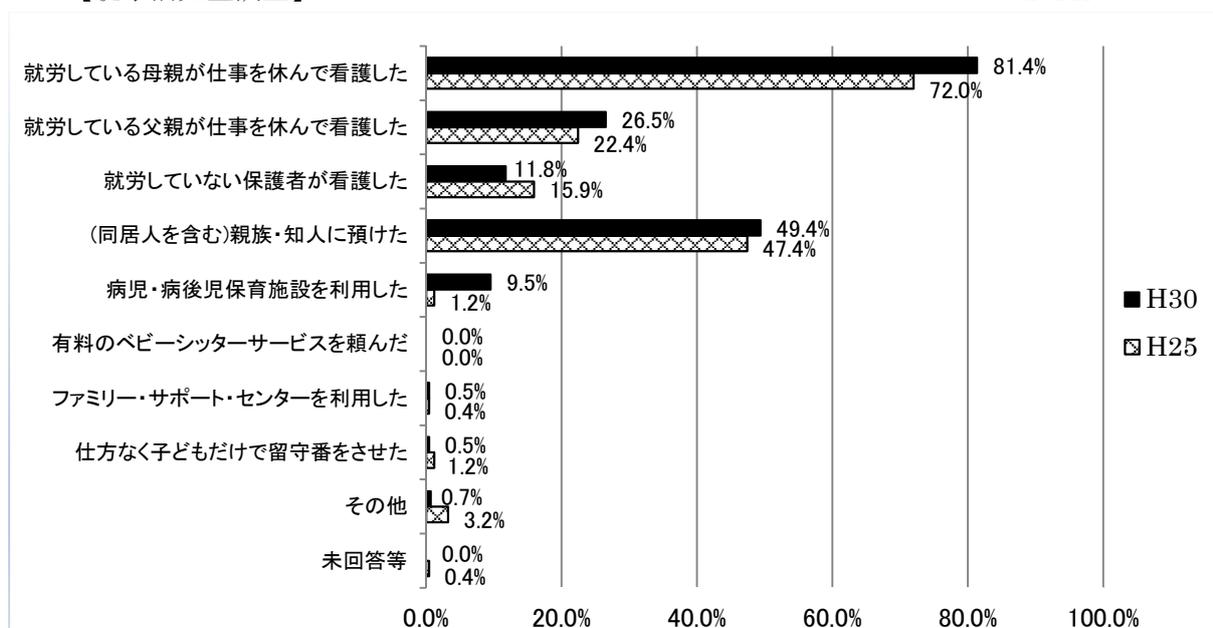
(11) 病気の際の対応について

① 対処方法

就学前児童調査において平日の日中に定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方のうち、児童の病気の際の対処方法としては、「就労している母親が仕事を休んで看護した」が81.4%と最も多く、次いで、「(同居人を含む)親族・知人に預けた」(49.4%)、「就労している父親が仕事を休んで看護した」(26.5%)が続いています。

【就学前児童調査】

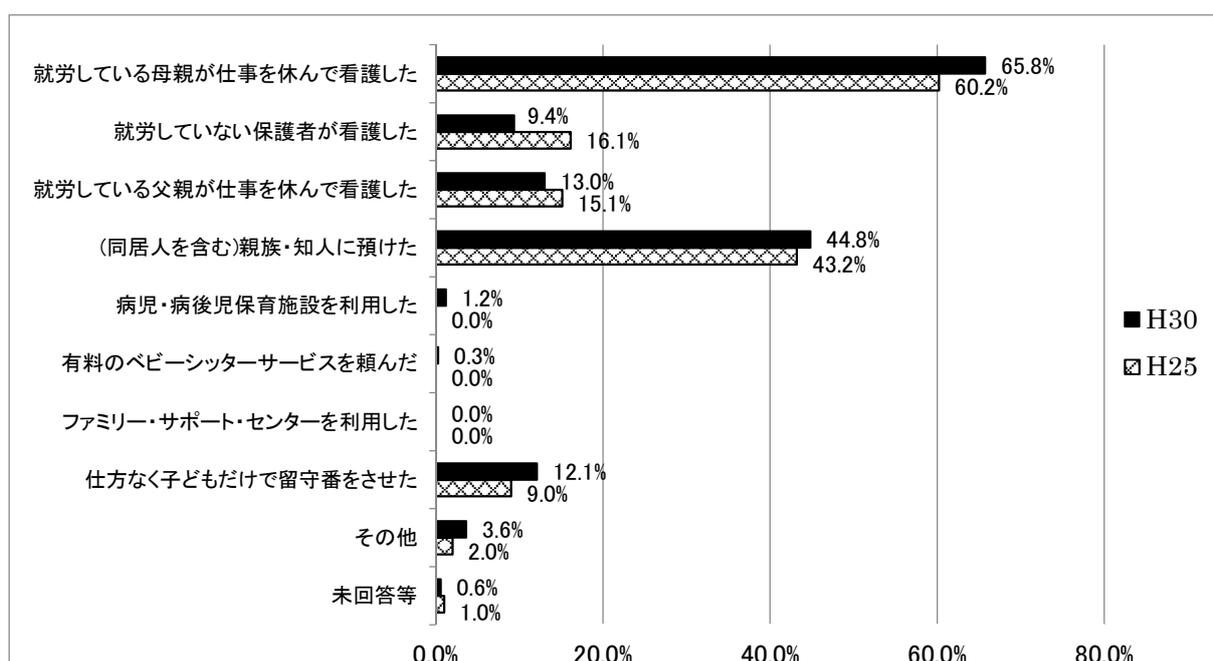
n=441



小学生調査における児童が病気の際の対処方法としては、「就労している母親が仕事を休んで看護した」が65.8%と最も多く、次いで、「(同居人を含む)親族・知人に預けた」(44.8%)、「就労している父親が仕事を休んで看護した」(13.0%)が続いています。

【小学生調査】

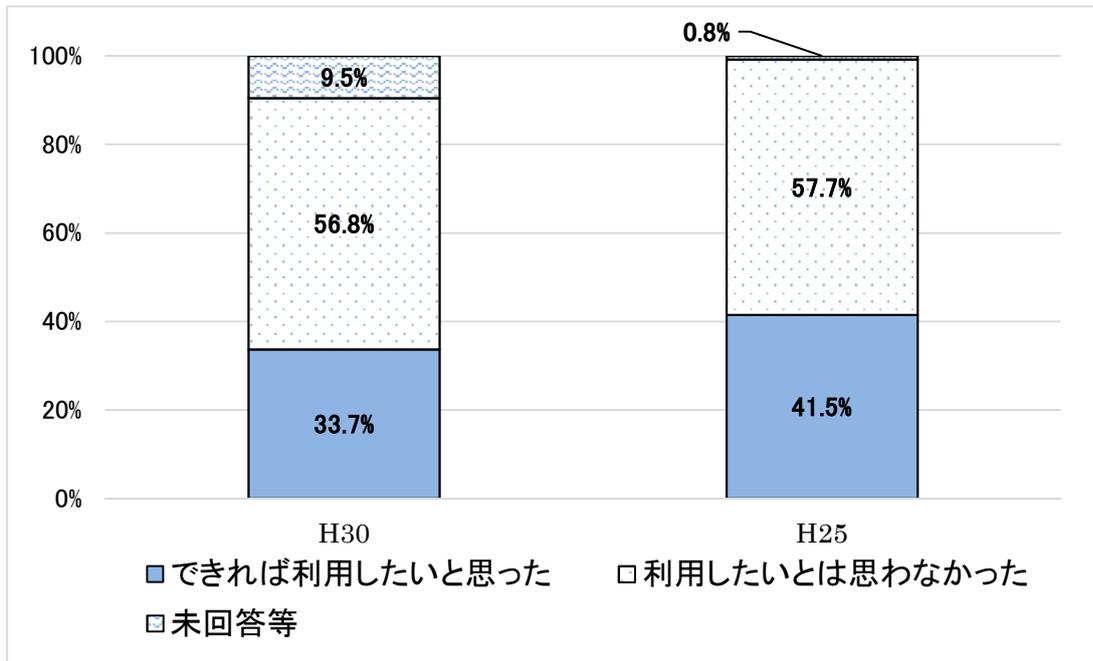
n=330



②病児保育事業（病児病後児保育）の利用希望について

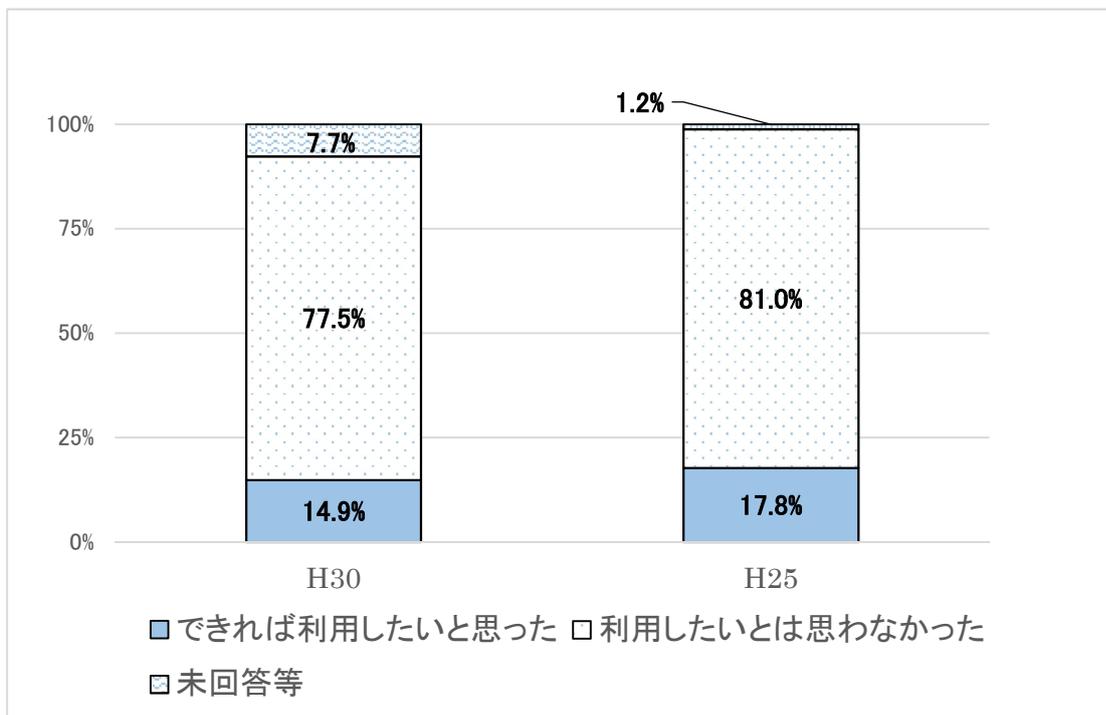
就学前児童調査では、「できれば利用したいと思った」が33.7%。「利用したいとは思わなかった」が56.8%となっています。

【就学前児童調査】 n=368



母親または父親が仕事を休んで病気の児童を看護したと回答した方のうち、病児・病後児保育を利用したいと思ったかという質問に対して、小学生調査では、「できれば利用したいと思った」が14.9%。「利用したいとは思わなかった」が77.5%となっています。

【小学生調査】 n=222



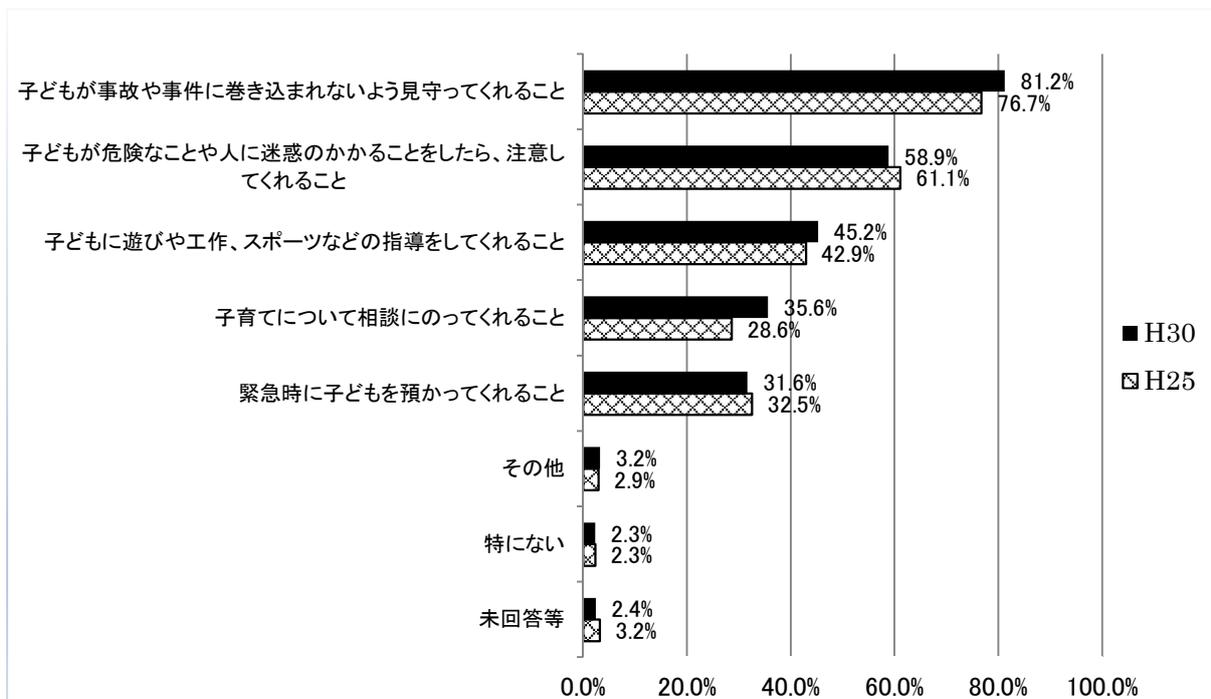
(12) 子育てに関して望むこと

①地域に望むこと

就学前児童調査では、「事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」が81.2%と最も多く、次いで、「危険なことや人に迷惑のかかることをしたら注意してくれること」が58.9%となっています。

【就学前児童調査】

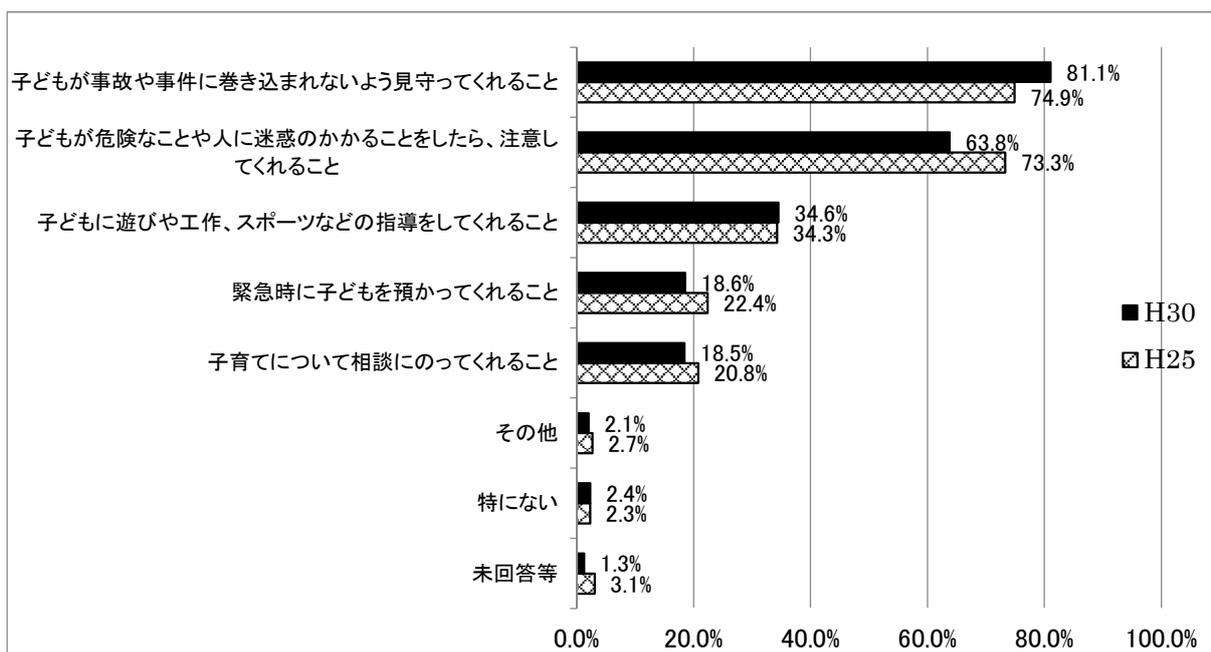
n=778



小学生調査では、「事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」が81.1%と最も多く、次いで、「危険なことや人に迷惑のかかることをしたら注意してくれること」が63.8%となっています。

【小学生調査】

n=677

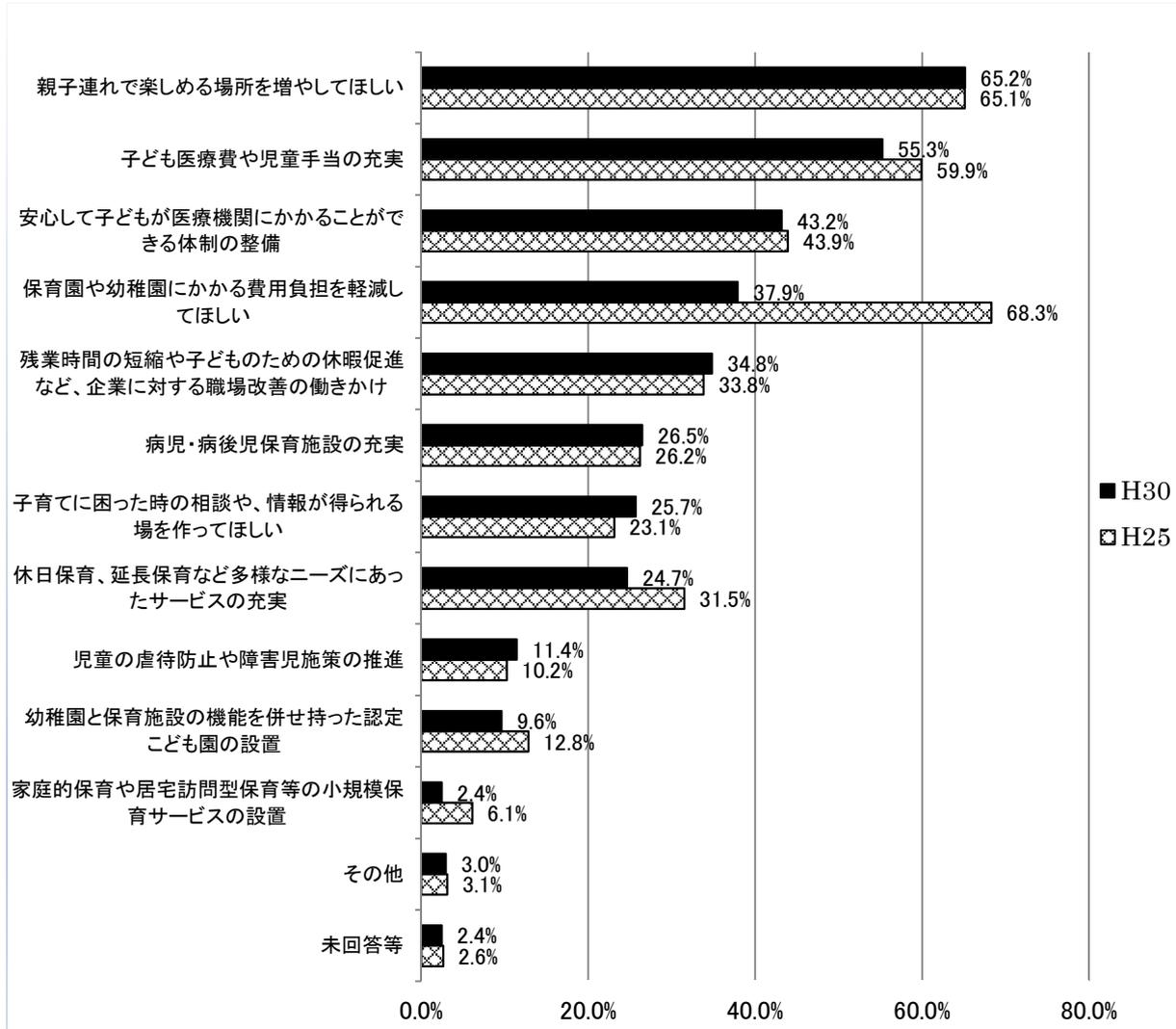


②市に望むこと

就学前児童調査では、「親子連れで楽しめる場所を増やして欲しい」が65.2%と最も高く、次いで、「子ども医療費や児童手当¹²の充実」(55.3%)、「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備」(43.2%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=778

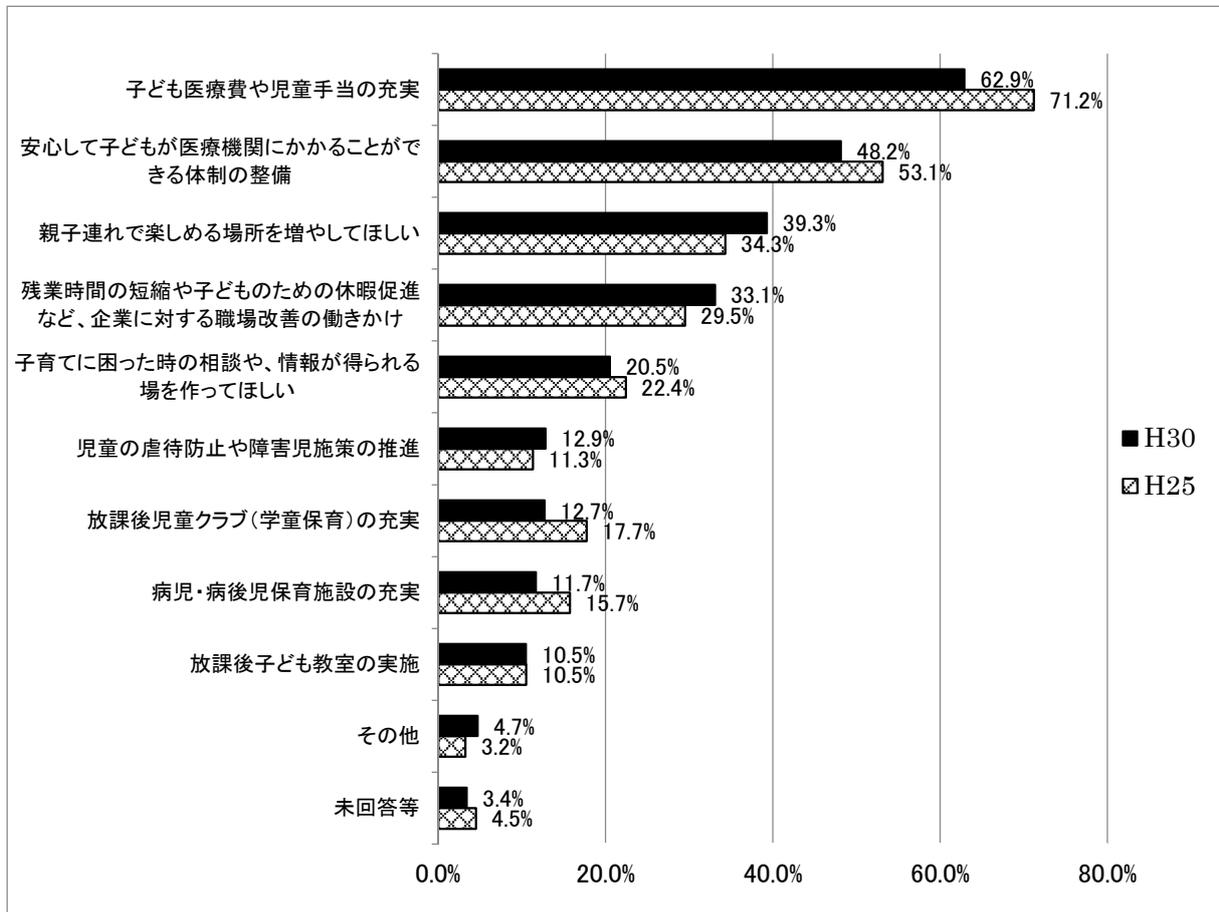


¹² 「児童手当」・・・児童手当法に基づき、保護者の経済的負担を軽減し、児童の健全育成を図るために、中学校修了前の子どもを養育するなどの要件を満たす場合に支給する手当（所得要件有り）

小学生調査では、「子ども医療費や児童手当の充実」が62.9%と最も高く、次いで、「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備」(48.2%)、「親子連れで楽しめる場所を増やして欲しい」(39.3%)が続いています。

【小学生調査】

n=667



6 ニーズ調査等を踏まえた子ども・子育て分野における本市の課題

(1) 人口の減少

本市は、人口減少と少子高齢化が深刻な状況となっており、今後ますますその傾向に拍車がかかるものと想定されています。それらの理由としては、若者の結婚、出産に対する考え方の変化や厳しい雇用・労働情勢に伴う出産適齢期の人口の減少などが挙げられます。

本市の少子化対策としては、医療費助成の対象年齢拡大や保育料第2子目以降無償化等子育て世代に対する経済的な援助の充実を図ってきました。経済的な支援と併せて、若者の定住促進として働きながら子育てしやすく、働きがいのある職場の確保が極めて重要であると考えられます。

また、市内には未婚者も多く在住していることから、引き続き、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てについて切れ目のない支援を行い、併せて、地域全体で子どもを見守り育む仕組みづくりが必要とされています。

(2) 保育サービス

市内には公立保育園が7園、公立認定こども園が1園、公立家庭的保育室が1室、私立保育園が2園あります。各園では、通常保育のほか、一時保育、延長保育を実施しています。その他にも子育て支援センターでは、広場事業、親子教室、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育サービスを行っています。

保育サービスについては、未満児保育の希望者が増加しているため、配置基準にあった保育士の確保が必要な状況となっています。

(3) 幼児教育

市内には、公立幼稚園が1園、公立認定こども園が1園、私立幼稚園が1園あります。公立での幼児教育は、すもんこども園が実施していますが、入広瀬幼稚園は希望者がいない状況から休園状況にあります。また、私立幼稚園については湯之谷地域に所在していますが、両親の就労状況の変化や核家族化により保育を必要とする幼児の割合が増えているためか、幼児数が減少傾向にあり、閉園が予定されています。ニーズ調査でも幼稚園の利用希望はあることから、現在ある保育園の認定こども園への移行などの検討が必要です。

(4) 放課後児童クラブ

少子化により児童数は減少しているものの、核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、利用者数は横ばいの状況となっていますが、長期的には少子化の進行とともに利用者数の減少が見込まれます。

近年は特別な支援が必要な児童の利用が増えており、育成支援に必要な専門的な知識を有する支援員の人材確保と適正な人員配置が求められています。

また、公立の放課後児童クラブの保育時間は平日と土曜日は午後6時30分まで、土曜日と長期休暇中は午前7時45分から実施していますが、開所時間の延長や日曜日・祝日の開所を希望する声があります。

(5) 保健・医療サービス

平成 31 年度から母子保健部門が子ども課に統合となり、妊娠期から子育て期までの支援体制の整備を図りました。今後は、対象者に合わせた切れ目のない支援を提供できるよう、子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関との連携強化を図る必要があります。

健やかな妊娠・出産を支援するために、妊産婦の健診や医療費助成の充実を行ってきましたが、申請の手間を減らすなどより一層の利便性の向上が求められています。また、産前・産後のサポートや産後ケアにより心身の負担を軽減し、安心して育児に臨めるよう支援していくことが重要となっています。

(6) 子どもの遊び場

子どもの遊び場については、平成 30 年 5 月に「子育ての駅かたくり」がオープンし、屋内での遊び場として利用されています。ニーズ調査では、市内に点在する地域の公園で安全かつ気軽に活用できることが求められています。ほとんどが地域の管理となっているため、地域の協力が不可欠です。

(7) 経済的支援

出産、子育てにかかる経済的支援は、市への要望として、最も大きなものの 1 つであり、ニーズ調査の意見や要望の中でも、保育園や幼稚園にかかる費用負担の軽減への希望は高く、この他「学童保育料が高い」「年齢が上がってからの経済支援が欲しい」などの意見もあり、今後も一層の支援が求められています。

(8) 職場環境

仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性の育成・登用などに取り組む県のハッピー・パートナーへの登録企業は、平成 26 年の 7 社から 10 社(令和元年 6 月現在)に増えましたが、待遇面で子育て支援ができる企業はわずかな状況です。ニーズ調査の意見や要望の中でも、残業時間の短縮や子どものための休暇促進など、職場改善の働きかけを求める声が多数ありました。

今後も行政と企業が、共に子育て世代への支援に取り組んでいく必要があります。

(9) 情報提供・相談

現在では子育て支援サービスのメニューも多くなったため、市では「子育て便利帳」を製作、配布して情報提供に当たっていますが、ニーズ調査でも「もっと情報を分かりやすく一覧にしたものを配布して欲しい」という意見もあり、認識度が低いことが課題となっています。

今後、ホームページや、子育て情報メール配信、SNSなどで情報提供を図り、子育て情報がいつでもどこでも得られる体系づくりを構築する必要があります。

また、相談業務については、各種の窓口が開設されていますので、類似する分野の窓口については連携を図り対応していく必要があります。

情報提供と共に相談窓口の情報共有や適切に相談できる体制づくりが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

未来に向かって

子ども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼

2 基本的な視点

子どもの力 = 幸せな生き方を切り開く力

家庭の力 = 家庭で子どもを育む力

地域の力 = 地域の中で子ども・子育てを支えあう力

3 計画の方向性

- ◆子どもの最善の利益が実現され、すべての親が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるようなまちを目指します。
- ◆子どもが社会の一員として、自立し成長していけるようなまちを目指します。
- ◆少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て環境が変化している中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つよう、地域全体で子育て家庭を支えあえるようなまちを目指します。

第 2 部 各論

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

本計画においては、「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

2 区域設定

本計画においては、本市全域を1区域として設定します。

【区域設定の理由】

以下の理由により、教育・保育提供区域を「市内全域で1区域」とすることとしました。

- ① 保護者の生活スタイルの多様化に伴い、現在、本市での幼稚園、保育園等の利用は、旧町村に関係なく市内全域で広域的な利用があること。
- ② 保護者の通勤、勤務状況等に合わせた幼稚園、保育園の利用や市の様々な地域性を活かした特徴ある教育・保育を利用者が選べるなど、細かなニーズに柔軟に対応できること。
- ③ 地域ニーズに合わせた地域型保育施設の導入が容易になること。
- ④ 人口減少が今後も見込まれる中、区域を小さく設定すると地域によっては見込み量が少なく、区域内での量の調整や確保が難しいこと。
- ⑤ 保護者の就労状況や希望するサービスの利用など考慮すると、区域を分けて確保策を検討するよりも市全体で検討した方が既存施設の有効利用につながること。

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

本市では、これまでの教育・保育の利用実績、ニーズ調査の結果を踏まえ、人口推計、施設の配置状況、市の実情等を考慮し、認定区分ごとに、「必要利用定員総数」を設定します。

■必要利用定員総数

- ・1号認定（3～5歳 学校教育のみ）：幼稚園及び認定こども園に係る総数
- ・2号認定（3～5歳 保育の必要性あり）：保育園及び認定こども園に係る総数
- ・3号認定（0～2歳 保育の必要性あり）：保育園及び認定こども園、地域型保育事業に係る総数

■教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）

（単位：人）

計画年度 及び 認定区分	1年目 (R2)				2年目 (R3)				3年目 (R4)				4年目 (R5)				5年目 (R6)				
			3号				3号				3号				3号				3号		
	1号	2号	1.2歳	0歳	1号	2号	1.2歳	0歳	1号	2号	1.2歳	0歳	1号	2号	1.2歳	0歳	1号	2号	1.2歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	62	618	307	83	61	589	289	81	60	560	282	79	59	531	276	77	57	508	270	76	
②確保の内容	特定教育・ 認定こども園	15	45	20	5	15	45	20	5	60	95	65	15	60	95	65	15	60	95	65	15
	幼稚園	105				105				105				105				105			
	保育園		798	297	80		798	297	80		703	252	70		703	252	70		703	252	70
	従来型 幼稚園	120				120															
	地域型 保育事業			15	5			15	5			15	5			15	5			15	5
②-①	178	225	25	7	179	254	43	9	105	238	50	11	106	267	56	13	108	290	62	14	

※特定教育・保育施設は、子ども・子育て支援法の施設型給付を受ける幼稚園、保育園及び認定こども園をいう。

※従来型幼稚園は、文部科学省の幼稚園教育要領に基づいて幼児を教育する幼稚園をいう。

※地域型保育事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいう。

※従来型幼稚園（1園）は令和3年度末をもって閉園予定です。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本市では、3号認定が第二子以降無償化等の理由により増加傾向にあります。しかし、今後の人口減少が予想されるため、保育士不足の状況にはありますが、現状の見込み量では定員数の中で充足できる予定です。急激な社会変化の中で不足する場合は、既存施設の定員見直しによる定員増により確保体制を整備することを目指します。また、民間の力を活用した地域型保育事業の導入を支援します。

1号認定に対応できる施設は市内に3施設(めぐみ幼稚園、すもんこども園、入広瀬幼稚園)ありますが、幼稚園の現状や保護者の多様なニーズに対応するため、令和4年度を目標に既存の保育園を認定こども園に移行することについて検討します。

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 利用者支援事業

子どもや保護者が保育園、こども園、幼稚園での教育・保育や放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

■今後の方向性

引き続き、関係機関（子育て支援センター、保育園、こども園、幼稚園など）の連携を図り、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行います。

また、子どもや保護者からの相談や利用に必要な情報提供、助言を行い、関係機関との連絡調整等も行います。

2 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター等で、子育て中の親子の交流や育児相談、子育て関連の情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るとともに、地域の子育てサークルの活動を支援します。

■現在の実施状況・課題

魚沼市子育て支援センターでは、月曜日から金曜日の9時から16時、土曜日の9時から11時30分、堀之内なかよし保育園では、月曜日から金曜日の9時から15時、すもんこども園では月曜日から金曜日の8時30分から11時30分の自由開放を実施しています。

また、守門健康センターで年間2回、入広瀬保健センターで年間10回の出張広場（各10時から11時30分）、各保育園等で年間10回程度の園開放事業を実施しています。

少子化や未満児の保育園入所の増加等により本事業の利用者数は減少傾向にあり、核家族化が進む中、子育てについての悩みを気軽に相談できる環境づくりや孤立感の防止が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も継続して子育て支援センターの機能強化を進めながら、本センターから遠隔な地域については、地域に密着した保育園・幼稚園などで子育て支援・保護者支援体制の充実を図りながらサービスの提供に努めます。

○目標事業量（子育て支援センターの年間総利用者数）

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み	16,000人	15,000人	14,000人	13,000人	12,000人
②確保の内容	16,000人	15,000人	14,000人	13,000人	12,000人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】平成29年度 16,936人

平成30年度 15,185人

3 妊婦健診事業

妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援に配慮することが重要であり、母子保健施策の推進の一環として妊婦の健康診査にかかる費用を助成しています。

■現在の実施状況・課題

関係機関と連携し、母子健康手帳の交付から妊娠・出産・育児まで途切れない支援を行っています。

妊婦健診では、健康診査費用の一部を助成することで、誰もが安心して妊娠・出産を迎えることができるように健康状態を定期的に確認し、様々な不安の相談に応じています。公費負担として県統一の14回の妊婦健康診査に加え、市独自に15回目以降の健診も実施しています。

定期受診をしない妊婦も見受けられるため、医療機関と協力し、受診勧奨と妊婦健診の重要性を伝えていく必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

引き続き出産するまで健診助成を実施し、母体や胎児の健康状態の確認や妊娠や子育ての不安解消に努めます。

定期受診がない妊婦がいないか確認し、医療機関と連携しながら無事出産を迎えられるよう支援していく必要があります。

○目標事業量【母子健康手帳交付数】

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み	210人	210人	210人	210人	210人
② 確保の内容	210人	210人	210人	210人	210人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：交付実績】平成29年度 214人

平成30年度 209人

4 乳児家庭全戸訪問事業

育児経験の豊富な訪問スタッフと保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握しています。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、母子の孤立を防ぎ適切な支援につなげています。

■現在の実施状況・課題

平成30年度の訪問実施率は、100%です。

訪問した際の相談内容が多様化しているため、訪問従事者の研修や意見交換、報告会等を行いスキルアップを図る必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

今後も生後4か月までの乳児がいる家庭の養育環境の全数把握に努めます。

○目標事業量【訪問実施数】

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み	210人	210人	210人	210人	210人
②確保の内容	210人	210人	210人	210人	210人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：訪問実績】平成29年度 対象数210人 訪問数208人
平成30年度 対象数203人 訪問数203人

5 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行う事業です。

■現在の実施状況・課題

継続的な支援が必要なことから特定妊婦¹³の把握に努めています。その上で、関係機関が連携して当該家庭の支援をしています。また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については養育支援の必要性を判断し、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行い、関係機関と連携しながら個々の家庭が抱える養育上の問題を解決するよう継続的に支援しています。

児童相談所や保健所、地区担当保健師、福祉担当部署等の支援にあたる関係者、関係機関の情報共有と連携体制が必要不可欠となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も途切れなく適切な支援が行われるよう関係機関と情報の共有を行い、更に連携を密接にするよう努めます。また、妊娠期から安定した家庭生活が営まれるよう支援に努めます。必要な対象者には関係機関と連携し全数支援できるように対応します。

【参考：訪問実績】平成 29 年度 1 人
平成 30 年度 2 人

¹³ 「特定妊婦」・・・出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある。

6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護するものです。

また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。

■現在の実施状況

本事業については、現時点において県内で実施しているのは新潟市のみです。

■今後の方向性

現時点ではニーズがなく、本市が実施施設を単独で開設することは現実的ではないと考えますが、今後のニーズを把握する中で、ファミリー・サポート・センター事業等、類似の機能を持つ事業による対応の可能性を含め検討していきます。

7 ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。

■現在の実施状況・課題

平成30年度の実績は、依頼会員9人、提供会員12人、利用回数は、他の兄弟の入院や受診時の預かり3回、保育園の送迎2回の合計5回でした。他市の状況を見ると、利用目的の多くは保育園や小学校・塾等の送迎が占めています。本市の場合は、市域が広いことから通園のバスやスクールバスが整備されており送迎のニーズが少ないことが考えられます。

また、依頼会員の登録動機についても祖父母や友人等の協力が得られない場合の保険的な登録が多く、継続して登録していても利用実績が無い会員が多いという実態があります。

さらに、保護者が乳幼児一時預かりや延長保育などを利用していることも本事業の利用が少ない一因と考えられますが、より利用しやすい内容とするために、制度の見直しが課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

FMうおぬまなどを活用した事業内容の効果的なPRや、より利用しやすい環境を整えるため制度の見直しを検討し、子育て支援事業の選択肢の一つとして充実するよう努めます。

また、提供会員については様々な預かりに対応できるように、研修の充実によりスキルの向上に努めます。

○目標事業量

【依頼会員数及び提供会員数】

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み	3人	4人	5人	6人	7人
	13人	13人	14人	14人	15人
②確保の内容	3人	4人	5人	6人	7人
	13人	13人	14人	14人	15人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人

※上段：依頼会員数、下段：提供会員数

※本項では、小学生を対象とした数字を掲載しています。

【参考：利用実績】平成29年度 依頼会員2人 提供会員13人
平成30年度 依頼会員1人 提供会員12人

8 一時預かり事業

保護者の社会参加や病気、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的に子どもを保育園等で預かる事業です。

※ここでは、保育園での一時保育、幼稚園での在園児対象の預かり保育、ファミリー・サポート・センター（就学前児童対象分）、地域子育て拠点施設等での一時預かりが対象となっています。

■現在の実施状況・課題

現在、市内の全保育園（こども園含む）で一時預かり事業を、幼稚園で預かり保育事業を実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業は実施しているものの、前述のとおり利用実績は少ない状況です。

一時預かり事業の充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿いながら、今後も一時的に保育が困難な就学前児童について、適正な支援に努めていきます。

○目標事業量

【保育園・こども園】

(実人数)

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み	750人	717人	690人	666人	645人
②確保の内容	750人	717人	690人	666人	645人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】平成29年度 746人

平成30年度 741人

【幼稚園（在園児対応）】

(年間延べ利用人数)

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み	2,000人	1,912人	1,840人	1,776人	1,720人
②確保の内容	2,000人	1,912人	1,840人	1,776人	1,720人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※R4以降の一時預かりについては、こども園で対応することとする。

【参考：利用実績】平成29年度 2,154人

平成30年度 3,097人

【ファミリー・サポート・センターにおける依頼会員数及び提供会員数】

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み	12人	12人	13人	13人	13人
	13人	13人	14人	14人	14人
②確保の内容	12人	12人	13人	13人	13人
	13人	13人	14人	14人	14人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人

※上段：依頼会員数、下段：提供会員数。

※ここでは、就学前児童を対象とした数字を掲載しています。

【参考：利用実績】平成29年度 依頼会員12人 提供会員13人

平成30年度 依頼会員9人 提供会員12人

9 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に保育を行う事業です。

■現在の実施状況・課題

市内の全保育園（こども園含む）で実施しています。平成 27 年度から 30 年度までの年間平均利用実人数は約 620 人です。

通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保護者の就労状況に応じたニーズに対応可能な開設時間や保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

身近な地域でサービスの提供を受けられるよう職員確保に努め、適正な実施サービスの確保に努めます。

○目標事業量【延長保育利用児童数】 (実人数)

	1 年目 (R2)	2 年目 (R3)	3 年目 (R4)	4 年目 (R5)	5 年目 (R6)
①量の見込み	625 人	598 人	575 人	555 人	538 人
②確保の内容	625 人	598 人	575 人	555 人	538 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【参考：利用実績】平成 29 年度 476 人 平成 30 年度 634 人

10 病児保育事業（病児病後児保育）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かるものです。

■現在の実施状況・課題

平成 28 年度から子育て支援センターでの病後児保育は廃止し、魚沼市立小出病院内で定員おおむね 6 床で開設しました。平成 30 年度は延べ利用者数 260 人、実利用者数 157 人の利用があり、医師、看護師の常駐する病院での保育は利用者にとって安心できる環境になりました。

インフルエンザ等が流行した場合の保育士の不足や当日のキャンセル等利用方法が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

働く保護者への支援として、魚沼市立小出病院と連携し継続して実施します。

保護者へは子育て便利帳への掲載等で周知していますが、お知らせ版やFMうおぬまなども活用し制度の周知に努めます。

○目標事業量

【病児・病後児保育事業】

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)
② 確保の内容	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)
② - ①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】平成29年度 延べ利用者数309人 実利用者数144人
平成30年度 延べ利用者数260人 実利用者数157人

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

■現在の実施状況・課題

令和元年度においては、9小学校区で11のクラブ（公立10クラブ、私立1クラブ）を開設し、349人の児童（R元.5.1現在。入所者のみ。長期利用者、一時利用者は除く。）が利用しています。

施設面では、堀之内放課後児童クラブが利用者数の増加により定員を超えていることなどの課題があります。

運営面では、非常勤職員が放課後児童支援員として従事しており、長期的、安定的な人材の確保が難しいこと、夏休みの利用児童数の増加に伴う職員の確保が難しいこと、近年は特別な支援が必要な児童の入所が増加傾向にあり、適切な支援を行うための職員の育成などの課題があります。

また、現在開設している児童クラブの多くを市が運営していますが、開設時間の延長や食事の提供などの柔軟な施設運営が期待される民営化についても検討を行っていく必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

平成27年度から小学校6年生までが利用対象となったことから一時的に需要が増加しましたが、少子化による児童数が減少する一方で、核家族化の進行や共働き世帯が増加したことより現在の放課後児童クラブの利用者数は横ばいの状況にあります。今後もしばらくこの状況が続くことが見込まれるため、ニーズ調査の結果を踏まえながら引き続き量の確保に努めていきます。

また、職員のキャリアアップ、特別な支援が必要な児童に対する研修などの受講機会を充実し、保育の質の向上を図ります。

①堀之内地域（堀之内放課後児童クラブ）

堀之内放課後児童クラブは、堀之内小学校区と宇賀地小学校区を対象区域としています。

平成27年度に堀之内小学校敷地内に新たな施設を建設したことにより、定員を80人に増加しましたが、利用者数の増加により定員を超えています。また、クラブの規模が40人を超えていることから、施設内で保育の集団を2つに分割しています。

今後の利用者数も横ばい状態が続く見込みを踏まえ、堀之内地域内に新たな児童クラブの設置を検討します。

②小出地域（小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブ、伊米ヶ崎放課後児童クラブ）

小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブは、小出小学校区を対象区域、伊米ヶ崎放課後児童クラブは伊米ヶ崎小学校区を対象区域としています。

③湯之谷地域（湯之谷放課後児童クラブ、湯之谷やくしクラブ）

湯之谷放課後児童クラブ、湯之谷やくしクラブは、湯之谷小学校区を対象区域としています。

湯之谷放課後児童クラブは、利用者数の増加により施設内で保育の集団を2つに分割して実施していましたが、井口小学校の改築、移転に併せ、平成29年度に湯之谷小学校内に湯之谷やくしクラブを新設し、2箇所に分割したところです。現在は、いずれのクラブも定員内に収まっていることから継続して実施します。

④広神地域（広神東よつばクラブ、広神西よつばクラブ）

広神東よつばクラブは、広神東小学校区、広神西よつばクラブは、広神西小学校区を対象区域としています。

⑤守門地域（守門きのめクラブ）

守門きのめクラブは、須原小学校区を対象区域としています。

⑥入広瀬地域（入広瀬放課後児童クラブ）

入広瀬放課後児童クラブは、入広瀬小学校区を対象区域としています。

児童数の減少により利用者数も減少していますが、継続して実施します。

○目標事業量

（単位：人）

	H29	H30	R1	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
児童数(5/1 現在)	1,668	1,615	1,503	1,522	1,482	1,442	1,399	1,359
うち低学年	813	729	691	717	698	679	659	640
うち高学年	855	886	812	805	784	763	740	719
①見込み量（低学年）	266	269	270	258	251	245	237	231
①見込み量（高学年）	78	89	79	80	78	75	73	71
①合計	344	358	349	338	329	320	310	302
②確保の内容	420	420	420	380	380	380	380	380
②－①	76	62	71	42	51	60	70	78

※平成29年度から令和元年度の見込み量欄の数字は、通年利用の登録をしている児童の実数です。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設である私立幼稚園において実費徴収を行うことができるとされている副食費の費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に一部を補助する事業です。

■現在の実施状況

幼児教育・保育無償化に伴い対象となった副食費の補助については、保育園等を利用する子どもと同様の取扱いとなるよう補助対象範囲を拡充し、私立幼稚園に在籍する魚沼市の満3歳以上のすべての子どもの副食費の費用について補助を行っています。

■今後の方向性

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減のため継続して実施します。

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

現制度では、幼児教育と保育を一体的に提供する（幼稚園と保育所の機能を併せもつ）認定こども園の普及のため、設置に関する手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化を図り、教育・保育の総合的な提供を図るとされています。

本市では、幼保連携型認定こども園として「すもんこども園」があります。また、幼稚園は市内に2施設（公・私立各1園。ただし公立1園は休園中）あり、市内全域を対象とした募集に対して、現在、入園者数は定員を下回っている状況です。

ニーズ調査結果では、認定こども園、幼稚園の利用希望もあり、保護者の幼児教育への関心が高まっています。まずは、既存施設の有効利用を図ることを第一とし、居住地から近い施設でもニーズを満たすことができるように、既存施設の認定こども園への移行について検討します。

2 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方策

現在、子どもやその家族を取り巻く環境は、急速な少子化に加え核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育ての孤立感、負担感の増加、児童虐待¹⁴の深刻化、兄弟数の減少など様々な課題を抱えています。

子どもの健やかな育ちを等しく保障し、本計画の基本的な視点である「子ども、家庭、地域」の力を育て、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の「環境」及び「質」の向上を図る必要があります。幼稚園教諭、保育士等の人材確保、職員の資質向上のための研修の実施、職員の処遇改善を図ります。

また、既存施設の有効利用など適正な施設規模の確保、地域型保育事業導入の推進を図るとともに、財政健全化の観点から公立保育園の民営化を含めた施設整備について引き続き検討を進めます。

地域の子育て支援では、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」などの事業の充実を図るほか、保護者や地域の子育ての力が高まるよう、地域性や園の特色を生かした活動、地域交流を通じて子育ての視点に立った親支援、地域での子育て支援の推進を図ります。

¹⁴ 「児童虐待」・・・保護者が18歳未満の児童に対して、身体的虐待、性的虐待、養育の放棄、怠慢（ネグレクト）、心理的虐待などの行為を行うこと。

3 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進

適正な就学支援に向けて検討などを行う「幼保小連絡会議」に放課後児童クラブを加え、小1問題¹⁵だけでなく各年齢で生じる様々な問題等に対し一貫した指導が行えるよう、情報交換などによる課題を共有するほか、継続して職員及び関係者の共通理解を図ります。

職員の相互理解を深めるため、保育参観、授業参観への積極的な参加や一貫した教育のための合同研修などによる交流の場を設けるなど連携に努めます。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校における教育の円滑な接続のために、行事への相互参加など異年齢交流を推進します。

¹⁵ 「小1問題」・・・小学校に入学した1年生が新しい環境に馴染めず、集団行動ができない、授業中座ってられない、先生の話を受けないなどの状態が継続すること。

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

ニーズ調査結果では、育児休業を早めに切り上げ仕事に復帰した理由として、『経済的な理由で早く仕事復帰する必要があった』と回答した方が 38.9%、『人事異動や業務の節目の時期に合わせるため』と回答した方が 23.3%、『その他』と回答した方は 19.1%で、記載理由の中でも『職場の要望』、『職場に迷惑を掛けたくないため』などの意見が多く見られ、『希望する保育園に入るため』と回答した方は全体の 11.8%でした。

現在育児休業取得中の方に『1歳になった時に必ず預けられる教育・保育施設の事業があれば1歳になるまで育児休業を取得しますか』という問いに対して、10.1%が1歳になる前に職場復帰をしたいと回答しています。

これらの回答から、施設を充足しただけでは必ずしも1歳までの育児休業取得にはつながらない現状があります。

本市では、現在待機児童はいませんが、希望する保育施設利用のためと限定すると少数ながら、その保育施設を利用するために育児休業を早めに切り上げている人がいます。

このため、特定教育・保育施設¹⁶又は特定地域型保育事業¹⁷の利用を希望する保護者が育児休業満了時（原則1歳到達時）から利用できる環境を整えていくことが重要です。

今まで以上に育児休業取得中の保護者に対して市内各施設の情報提供を行うことで、市内全体で産後休暇・育児休業後の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保を目指します。

事業名	事業内容
子ども・子育てに関する広報・周知	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市情報メール配信サービス、暮らしのガイド、子育て便利帳、FMうおぬまを利用した周知活動を行う。
子ども・子育てに関する相談受付	市民相談センター、民生委員・児童委員、保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師を活用して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消する。

¹⁶ 「特定教育・保育施設」・・・市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。なお、施設型給付とは、認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付をいう。

¹⁷ 「特定地域型保育事業」・・・市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）」をいう。

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の推進

1 児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待による重大な事件が後を絶たず深刻な社会問題となっています。児童虐待の早期発見・早期対応につなげるためには、魚沼市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を中心とした子どもの命と安全を守る関係機関の連携だけでなく、地域全体による見守りや寄り添いが重要です。

虐待の発生を未然に防ぐため、保育園、幼稚園、学校、子育て支援センター等が連携し、子育て世代の育児不安や孤立感の軽減を図るとともに、令和2年度には子育て世代包括支援センター¹⁸を設置し妊娠から子育て期の切れ目ない支援を行い、特に支援を必要とすると判断した場合には養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

また、令和4年度までに子どもとその家庭及び妊産婦等を対象により専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク業務までを行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備を目指し、子育て世代包括支援センターや協議会と連携し虐待の防止に努めます。

事業名	事業内容
子どもからの相談体制確立	子どもスマイルコールを設置して、子ども達から直接「いじめ・虐待等」の相談を受ける。
「子どもスマイルコール」カード配布	「いじめ・虐待等」の相談のための連絡先等周知カードを広く配付する。
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	生まれてから4か月までの乳児の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺う。（H21年から全戸訪問実施）
要保護児童対策地域協議会	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図る。
要保護児童関係機関との協働	要保護児童対策地域協議会の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行う。
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行う。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計維持の役割を1人で担っており、子どもの養育や経済面での

¹⁸ 「子育て世代包括支援センター」…妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する仕組み

困難に直面している事例も多く見られるため、関係機関等との連携による就労・養育などの支援を推進します。

また、子どもが健やかに成長していくうえで起きる様々な問題に対応するため、子どもや子育て家庭が安心して頼ることのできる相談窓口が求められています。各相談窓口等の受付内容、所在を分かり易くまとめた子育て便利帳等を活用して周知を図り、相談体制の充実を図っていく必要があります。

事業名	事業内容
児童扶養手当	18歳以下の子ども（障害のある子どもは20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母や、母または父に代わって児童を養育している方に支給（所得制限有）
ひとり親医療費助成	ひとり親家庭に対する医療費助成（所得制限有）
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母が、就業に結びつくと考えられる教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を助成（所得制限有）
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父または母が、資格取得のため養成機関で修業した際に修業期間の生活費を支給（所得制限有）
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減
保育料の軽減	ひとり親家庭で非課税世帯等の場合

3 障害児施策の充実

次世代を担う全ての子どもたちが、将来自立し社会に参加するため、障害のある子どもたちも他の子どもと同様にいきいきと安心して生活できるように、一人ひとりの特性に応じた継続的な相談や支援の取組を推進します。

障害の早期発見、早期治療及び日常生活を送るための訓練の推進と、障害の原因となる疾病及び事故等の予防のため、乳幼児に対する健康診査及び学校における健康診断等を推進します。

乳幼児期を含めた早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、保育園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通認識を深めることにより、保護者の障害受容やその後の円滑な支援につなげていくことが重要になります。

また、本人及び保護者と教育委員会事務局、学校等が、教育上必要な支援等について合意形成を図ることが重要です。

障害の特性がいまだ社会的に十分理解されていないと思われることから、適切な情報の周知が必要であり、さらに、家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援体制の整備が必要です。

社会福祉法に基づき策定した「魚沼市地域福祉推進計画」、障害者基本法に基づき策定した「魚

沼市障害者計画」、障害者総合支援法¹⁹に基づき策定した「魚沼市障害福祉計画」及び児童福祉法に基づき策定した「魚沼市障害児福祉計画」と調和を図り、連携を密にして事業を推進していきます。

事業名	事業内容
つくしプレイ教室	発達に課題のある就園前児童の療育教室
ステップアップ教室	発達に課題のある就学前児童の療育教室
ペアレント・プログラム	2歳から5歳の子どもの保護者対象の支援プログラム
就学相談	就学児童の適正就学について保護者の相談を受ける。
支援ファイルの活用	教育、医療、福祉、就労等の関係機関と連携による相談支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作成、活用
保育園障害児受入れ	職員の研修機会をつくり、障害・発達障害児の受入れを行う。
放課後児童クラブ障害児受入れ	職員の研修機会をつくり、小学生の障害・発達障害児の受入れを行う。
保育園等巡回相談事業	保育園等を訪問し、子どもの発達に不安のある保護者からの相談に応じ、園生活を安心して送られるよう支援する。
相談支援事業	「うおぬま相談支援センター」に委託し、身体、知的、精神、発達障害等を対象に様々な相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を図る。
日中一時支援事業	障害のある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一時的な見守りを行う。
発達障害への意識啓発	一般の保護者に対し、発達障害教育やセミナーの開催をとおして理解を深めてもらう。
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者の入院・通院に対し、保険診療による自己負担のうち、一部負担金を超える額を助成する。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の20歳未満の最重度の障害児に支給し、福祉の増進を図る。
特別児童扶養手当	一定の障害を有する児童を育てている方に手当を支給し、福祉の増進を図る。

¹⁹ 「障害者総合支援法」・・・正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

全国的に少子高齢化の進行と併せて長期の人口減少社会の中で、少子化を改善するための各種施策が求められています。

国では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を一定規模の企業等に義務化し、仕事と子育ての両立を図れるように、子育て世帯等向けの就労支援に関する各施策を進めています。

仕事と家庭の調和のとれた社会を実現するためには社会全体で男女共同参画社会²⁰を推進し、働き方の見直しを進めることが重要です。

ニーズ調査結果では、育児休業を取得した人の約4割は1年以内に職場復帰をしています。5年前の調査と比較して約1割減ってはいますが、8割以上の方が職場復帰の希望を1年以上と回答しており、実際に復帰した期間と比べて大きな開きがあります。希望よりも早く職場復帰した理由として、「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」、「人事異動や業務の節目時期に合わせるため」を合わせると約6割を占め、経済的な理由も含め仕事を優先する社会意識が残っており、仕事と生活の調和が十分にとれていない状況が依然あると考えられます。こうしたことから、引き続き事業所側にも育児休業中の経済支援制度の周知や理解を求めるとともに、育児休業を取得した人に対しても事業所と協力しながらワーク・ライフ・バランス²¹の重要性について更なる普及啓発が必要です。

一方、子育てしながら安心して働き続けるため、延長保育、病児保育事業、放課後児童健全育成事業などの多様な保育ニーズに柔軟に対応し、仕事と子育てが両立できるよう、保育サービスの充実に向けた取組を継続して行います。

また、サービスの量的充実を進めていくことはもちろんですが、人間形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの成長に大きな影響を及ぼす特定教育・保育施設においては職員の質の向上を図るため、より一層のスキルアップに取り組みます。

事業名	事業内容
職場における子育て意識啓発	雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等
	仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク（くるみん）及び特例認定マーク（プラチナくるみん）の周知
	雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることの周知

²⁰ 「男女共同参画社会」・・・男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会

²¹ 「ワーク・ライフ・バランス」・・・仕事だけではなく、家事、育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことが出来ないものであるため、仕事と生活との調和があってこそ人生の生きがいや喜びが倍増するという考え

第8章 母子保健計画

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1 背景

母子保健計画は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、市町村及び都道府県が策定するものとされています。

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援が重要となります。

ニーズ調査から、子育てをしながら就労している親の割合が増加しており、子どもと十分に関わる時間や気持ちの余裕がないこと、しつけや教育に関する不安や悩みがあることがわかります。

不妊治療による妊娠や、子どもを産み育てたいと考えても出産・子育て・教育にお金がかかることなどから、妊娠届出時においても経済的な支援を望む声が多く聞かれています。

現在は、家庭環境の変化などにより、子どもとの関わり方がわからない、子育ての大変さを理解してくれる人がいない、緊急時等に子どもをあずかってもらえる友人等が全くないなど、妊娠・出産や育児に不安や悩みを抱えやすい妊婦・母親が増えています。

国においても、妊娠、出産、子育てを通じて必要なサポートを行う子育て支援の充実を図るため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターについて、母子保健法等の改正により市町村での設置の努力義務を法制化し、全国展開を図ることとされました。

本市では、令和2年度に子育て世代包括支援センターを立ち上げ、親子が健やかに、ともに育ち、子育てに喜びを感じる親が増えることを目指します。妊娠期から出産、育児を通して、育児不安を軽減し、子どもの成長・発達に応じた適切な支援ができるよう事業を進めていきます。

2 活動目標

- ① 安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができる
- ② 健やかな成長発達に必要な子育てに関する相談体制・学習機会がある
- ③ 望ましい生活リズムや生活習慣が確立できる
- ④ 子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導が受けられる
- ⑤ 思春期に心とからだについての正しい知識を身につけることができる

3 母子保健事業の提供体制と量の見込み

〈活動目標①〉

安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができる

(1) 母子健康手帳の発行

■現状と課題

妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援の出発点として、母子健康手帳の交付を保健師が行うことで妊婦の健康、家庭状況などを把握しています。

関係機関と連携し健康相談や支援に努めていますが、妊娠週数が12週を過ぎて交付を受ける妊婦が若干名います。

【妊娠週別交付状況】

平成30年度	11週まで	12～19週	20～27週	28週以降	出産後	計
交付人数	206人	2人	0人	1人	0人	209人

■今後の方向性・施策

妊娠届出及び母子健康手帳交付時を、保健師と妊婦の重要な接点と捉え、保健師による健康相談を積極的に実施し、継続した支援に努めます。また、全妊婦を対象に利用できるサービスや必要な支援についてプランを作成し、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう支援します。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
母子健康手帳交付の妊婦への面接実施割合	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 妊婦一般健診助成事業

■現状と課題

県下統一された1人あたり14回分の健診助成以外にも、15回目以降の健診が発生した際の市独自の助成を実施し、誰もが安心して妊娠・出産を迎えることができるように、母体や胎児の健康状態を定期的に確認し、様々な不安の相談に応じています。

定期受診をしない妊婦も見受けられるため、医療機関と協力し、受診勧奨と妊婦健診の重要性を伝えていく必要があります。

■今後の方向性・施策

今後も、健診助成を実施し、母体や胎児の異常の早期発見、正常な妊娠の経過を確認することなどを通じ、妊娠や子育ての不安解消につなげます。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
妊婦一般健康診査受診率	100%	100%	100%	100%	100%

(3) 妊産婦・新生児訪問事業

■現状と課題

産婦と赤ちゃんの健康状態の確認と産後うつや育児不安への対応を図るため、助産師又は保健師が新生児のいる家庭へ訪問しています。

また、妊娠届出時から支援が必要な妊婦に対して妊娠中から保健師が訪問し、相談支援を行っています。

産婦の精神面の把握や支援にあたる訪問従事者への研修と、母乳の不足や授乳に関する不安に対応するために助産師の確保が必要です。

【実施状況】

平成30年度	対象者実人数	訪問実人数	実施率
妊婦	3人	3人	100.0%
産婦	198人	159人	80.3%
新生児	196人	160人	81.6%

■今後の方向性・施策

今後も、新生児のいる家庭へ母子の健康状態や産後うつや育児不安等の確認等のため、すべての新生児に対しての訪問を目指します。そのためには、出生連絡票の確認が欠かせないものであるため、母子健康手帳交付時に出生連絡票の提出についての説明に注力します。また、訪問従事者の資質の向上と助産師の継続的な確保に努めます。

なお、妊娠届出時から支援の必要な妊婦は、妊娠期から出産後も継続的に保健師等が訪問を行うなどして切れ目のない支援をしていきます。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
新生児への訪問率	100%	100%	100%	100%	100%

(4) 妊産婦医療費助成事業

■現状と課題

妊産婦の経済的負担軽減により安心して出産できる環境を整えるため、妊娠期間中の医療費自己負担額について助成を行いました。平成 29 年度から診療科の制限を撤廃し、妊娠及び出産に関わる疾病以外にも制度を拡充したことで多くの妊産婦が助成の対象となり、経済的な負担を軽減することができました。

申請に係る負担の軽減と確実な助成を実施できるよう、現物給付に移行する必要があります。

【実施状況】

平成 30 年度	延べ助成件数	助成実人数
助成状況	159 件	119 人

■今後の方向性・施策

受給者証の交付等により、医療機関窓口での支払い時において直接助成ができる現物給付への移行を進めていきます。

(5) 不妊治療費助成事業

■現状と課題

子どもを望む夫婦にとって高額な不妊治療費は大きな負担となるため、治療に対する経済的負担軽減により安心して治療できるよう、特定治療（体外受精・顕微授精）と人工授精等の一般治療に対してそれぞれ治療費を助成しています。

不妊治療を行っている方を把握することが困難であるため、医療機関と連携して制度の周知を行っていますが、治療を行うきっかけになるようさらなる制度周知が必要です。

【実施状況】

平成 30 年度	特定治療	一般治療
申請件数	14 件	15 件

※特定治療（体外受精・顕微授精）、一般治療（特定治療以外の治療）

■今後の方向性・施策

引き続き、不妊に悩む方の治療に対して治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、治療を実施している医療機関やホームページでの制度周知を継続し、効果的な制度の周知に努めます。

(6) 不育治療費助成事業

■現状と課題

望む妊娠・出産ができる支援体制の整備を図るため、不育症²²の治療に対しての助成を平成31年度から開始しました。

不育治療を行っている方を把握することが困難であるため、医療機関と連携しさらに周知を図る必要があります。

■今後の方向性・施策

引き続き、不育症に悩む方の治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、利用者の利便性を向上させるため、申請方法や対象時期などの検討を行っていきます。

(7) 産婦健診事業

■現状と課題

平成30年度から、産婦の身体的及び精神的な健康管理及び経済的な負担軽減のため、乳児1か月健診と合わせて産後1か月の健診費用の助成をしています。

現在、健診票で受診できる医療機関は1か所のみで、他の医療機関を受診した場合は、償還払いによる助成となっています。利用者の利便性の向上及び健診結果の早期把握のため、今後も医療機関との連携を深めていく必要があります。

【実施状況】

平成30年度	実件数
助成件数	172件

■今後の方向性・施策

産後の身体や環境等の変化が影響して情緒が不安定になる時期に早期介入・支援できるよう医療機関との連携を継続するとともに、健診票を使用できる医療機関の拡充を図ります。

²² 妊娠はするものの、流産・早産を繰り返したり、死産となったりすることで、元気な赤ちゃんを得ることができない状態を指す。

(8) 産後ケア事業

■現状と課題

母親の身体的回復と精神的な安定が図られる体制づくりのため、平成 30 年度から、産後の育児の支援や休養が必要な方へ必要なケアを、医療機関と連携して行うサービスとして開始しました。宿泊、日帰り型のケアと、助産師による訪問型のケアを設定しています。

開始してからの利用者は少なく、制度周知を積極的に行っていく必要があります。

■今後の方向性・施策

市報及び市ホームページ等を通じて制度の周知を図るとともに、より利用しやすい制度とするために実施医療機関の拡充などの検討を行います。

〈活動目標②〉

健やかな成長発達に必要な子育てに関する相談体制・学習機会がある

(1) 乳幼児・妊産婦健康相談

■現状と課題

妊産婦や母親が不安を抱え込まず、子どもの成長発達に合わせた育児ができるよう、随時、保健師等が電話や窓口、訪問等で乳幼児の成長発達、妊産婦の健康相談に応じています。

土・日夜間問わず 24 時間体制の「うおぬま健康ダイヤル」では、医師、看護師、保健師等が無料で電話相談に対応できるようにしています。

子どもの年齢が上がるにつれて、「子育てが楽しいと感じる人」の割合が低下する傾向にあり、「相談相手がない人」も見受けられます。

【相談事業】

年度	実績	妊婦健康相談	電話・来所相談者数
平成 25 年度		99 人	314 人
平成 30 年度		242 人	337 人

【健診でのアンケート結果】

平成 25 年度	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳児
子育てが楽しいと感じる人	91.5%	88.8%	82.2%
相談相手がない人	3 人	1 人	1 人
平成 30 年度	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳児
子育てが楽しいと感じる人	93.4%	88.7%	77.7%
相談相手がない人	2 人	0 人	1 人

■今後の方向性・施策

令和 2 年度から「子育て世代包括支援センター」を設置し、今後も妊娠期から子育て期まで切れ目なく気軽に相談できるよう体制を整えます。

また、相談先を知らずにいる妊産婦等もいるため、母子健康手帳交付時や新生児訪問、乳幼児健診の際に紹介する等、周知方法の工夫、徹底を図ります。

■目標事業量

全乳幼児健診を通じてアンケート回答で下記の率及び人数を目指します。

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
子育てが楽しいと感じる人	90%	90%	90%	90%	90%
相談相手がない人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 妊娠期～子育て期の健康教育

① パパ・ママ準備教室

■現状と課題

妊婦及びその夫を対象に、市の子育て支援の制度紹介や食生活の講話、マタニティ体操、擬似妊婦体験等を実施しています。座談会では、同じ立場の人同士で話ができ、安心して妊娠期を過ごすことにもつながっています。

子育て期につながる仲間づくりのために、第一子の対象組に対する参加率を上げていく必要があります。

【実施状況】

平成30年度	開催回数	受講人数			参加状況		
		合計	パパ	ママ	参加組数	対象組に対する参加率	第一子の対象組に対する参加率
参加状況	4回	54人	25人	29人	30組	15%	37%

■今後の方向性・施策

今後も安心して出産ができ、家族で育児を協力して行えるよう事業内容の充実を図るとともに、妊婦の仲間づくりの場の提供に努めていきます。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
第一子の対象組に対する参加率	38%	39%	40%	41%	42%

② ニコニコハッピー子育て教室

■現状と課題

妊婦及びその夫と乳児をもつ保護者や関心のある人を対象に、子どもが健やかに成長発達できるような心構えや知識を得る教室を開催しています。

出産前はからだの健康や出産について、出産後は育児への関心が高くなっており、夫婦

での参加も増えています。

近年、就労している保護者が増え子どもの預け先について関心が高まっているため、市の子育て支援の制度と一緒に保育園・こども園などの情報も事業内容に取り入れる等、参加率向上のために、対象者に合った内容を工夫しながら実施する必要があります。

【実施状況】

平成 30 年度	開催回数	受講人数				参加状況		
		合計	パパ	ママ	関心のある人	組	内 訳	
							妊娠期	子育て期
参加状況	2 回	33 人	6 人	26 人	1 人	26 組	10 組	16 組

■今後の方向性・施策

今後も子どもの健やかな成長、発達のために、適切な情報提供や学習の機会を提供していきます。

■目標事業量 参加者アンケート結果

	1 年目 (R2)	2 年目 (R3)	3 年目 (R4)	4 年目 (R5)	5 年目 (R6)
「今後の子育てに活かせる」と答えた人の割合	100%	100%	100%	100%	100%

③ 1 歳よちよち教室

■現状と課題

1 歳頃の成長発達の目安や心身の発達を促すための関わりの大切さがわかり、子どもの成長発達を楽しみながら育児ができることを目的に教室を開催しています。規則正しい生活リズムの大切さ、むし歯予防の意識向上など、成長発達に応じた適切な指導により不安の軽減や必要な知識の習得につながっています。

一方で参加割合は4割にとどまっており、子どもとの関わり方に悩みながら育児している親への支援が必要です。

【実施状況】

平成 30 年度	回数	対象者数	参加人数 (割合)	うち第一子の参加率
参加状況	12 回	221 人	87 人 (41.2%)	44.0%

■今後の方向性・施策

今後も関わり不足・体験不足による発達の遅れの予防や、育児不安の軽減、口腔衛生の意識向上のため教室等の機会を設定します。また、内容の充実を図るとともに、参加しやすいように対象月齢を親の育児休業中に合わせる等の検討を行います。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
第一子の参加率	45%	46%	47%	48%	50%

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

■現状と課題

育児経験豊富な訪問スタッフや保健師等が生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行っています。

長期里帰り等の場合は必ず連絡を取り状況を確認し、戻ってから訪問しています。

訪問従事者の質が一定に保たれるための研修等が必要です。

【実施状況】

	対象者実人数	訪問実人数	訪問実施率
平成30年度	203人	203人	100%

■今後の方向性・施策

今後も生後4か月までの乳児のいる家庭の養育環境の全数把握に努めます。

また、親子の心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

さらに、訪問従事者の研修や意見交換、報告会等を行いスキルアップを図ります。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(4) 養育支援訪問事業

■現状と課題

養育に関する支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行っています。

児童相談所や保健所、地区担当保健師、福祉担当部署等の支援にあたる関係者、関係機関の情報共有と連携体制が必要不可欠です。

■今後の方向性・施策

今後も途切れなく適切な支援が行われるよう関係機関と情報を共有し、連携を密にするよう努めます。

また、妊娠期からの支援についても安定した家庭生活が営まれるよう支援に努めます。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
養育支援訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(5) 未熟児訪問

■現状と課題

助産師又は保健師により、未熟児養育医療の対象となった児や、2,500g未満で生まれ健康状態等の確認が必要と思われる児を対象として訪問指導しています。

発育や発達に対する保護者の不安の軽減、医療、福祉等の関係機関との連携が必要となります。

【実施状況】

平成30年度	対象者実人数	訪問実人数	実施率
未熟児訪問	3人	3人	100%

■今後の方向性・施策

今後も未熟児養育医療の対象となった児全員の訪問指導を目指します。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(6) 発達発育にフォローが必要な児の相談

■現状と課題

乳幼児健診等で発達について経過観察が必要とされた児に対して、言語聴覚士による「こたばの相談会」や関係機関で実施する「療育相談」や「療育事業」等で、児の発達状況に合

わせた具体的な関わりをアドバイスすることで児の発達を促し、育児不安を軽減します。

対象児の発達を促すために、専門職から子どもとの関わり方について具体的な助言を受ける相談会等の必要性が高まっています。

■今後の方向性・施策

今後も言語聴覚士等の専門職による相談会や「療育相談」、「療育事業」等への適切な支援につなげ、対象児の発達の促進及び保護者の不安の軽減を図ります。

〈活動目標③〉

望ましい生活リズムや生活習慣が確立できる

(1) 離乳食講習会

■現状と課題

乳児期からの健全な食習慣の形成を目的とし、子どもの発育・発達に応じた離乳食の進め方、食品の量や種類及び形態を講話だけでなく体験・試食を通し、望ましい食習慣を考える機会としています。

また、参加者同士の情報交換の場となっており、子育て経験者や食生活改善推進員からのアドバイスも良い支援になっています。

課題としては、第一子の参加率が低迷していることです。インターネット等の普及により手軽に情報を得ることができるようになったことや家庭で料理することに対して負担を感じる保護者がいることも要因となっています。

【実施状況】

平成 30 年度	ステップ 1		ステップ 2		ステップ 3	
	回数	参加組数	回数	参加組数	回数	参加組数
参加状況	12	101	12	94	12	72

※ステップ 1 第 1 子参加率 62.4%

■今後の方向性・施策

今後も離乳食講習会をステップ 1～3 の三段階のコースとし、きめ細やかな相談・支援が受けられる体制づくりを継続していきます。

第一子参加率向上のために適正な機会を捉え、参加を促します。

また、参加された方へは離乳食の負担感を軽減するような内容の見直しを行い、より満足できるような講習会を目指します。

■目標事業量

	1 年目 (R2)	2 年目 (R3)	3 年目 (R4)	4 年目 (R5)	5 年目 (R6)
(ステップ 1) 第一子参加率	85%	85%	85%	85%	85%

(2) およこ食育教室

■現状と課題

およこ料理教室として、親子等での調理体験を通して、食材に興味を持つ、食への関心や

意欲を高めるなど、自ら食について考え、判断し、望ましい食行動が取れるよう、家庭での食習慣を見直すきっかけづくりの事業として実施しています。

参加は募集人員の8割程度となっていますが、更に参加率を高めるため、日程等について考慮が必要です。

【実施状況】

平成 30 年度	募集に対する参加率
参加状況	83.3%

■今後の方向性・施策

今後も、魚沼市食育推進計画に基づいた食育を推進する中で、家庭を中心とした食習慣の見直しを支援する事業を検討していきます。

事業の募集人員に対して100%の参加を目指します。

■目標事業量

	1 年目 (R2)	2 年目 (R3)	3 年目 (R4)	4 年目 (R5)	5 年目 (R6)
おやこ料理教室の募集に対する参加率	100%	100%	100%	100%	100%

(3) 歯科保健教育

■現状と課題

魚沼市歯科保健計画に基づき、乳幼児健診や1歳よちよち教室における歯の健康教育を実施しています。3歳児のむし歯のない子の率は県平均よりも良い状況が続いているので、これを維持していく必要があります。

また、成人期の歯科保健対策として、妊娠届出時に妊婦へ歯科保健指導を、4か月児健診時に保護者へお口の健康チェックを実施しています。保護者へ歯科保健指導を行うことで、子どもへの波及効果が期待されます。

【実施状況】

平成 30 年度	むし歯のない子の率	1 人平均のむし歯の本数
3 歳児のむし歯の現状	92.7%	0.18 本

■今後の方向性・施策

今後も乳幼児の歯科健診や健康教育など魚沼市歯科保健計画に基づいた事業を継続し、3歳でむし歯のない子の率90%以上の維持を目指します。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
3歳でむし歯のない子の率	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上

(4) 健診・各種教室での指導

■現状と課題

1歳6か月児・3歳児健診や各種教室において、早寝早起きの生活リズム、3回の食事、歯みがきの習慣などについて指導しています。

生涯にわたる健康づくりを推進するためには、子どもの頃からの正しい生活習慣を確立しておくことが望まれます。

【実施状況】

平成30年度	1日3回の食事をしている子の割合	7時までに起床している子の割合
健診の問診結果	99%	84%

■今後の方向性・施策

今後も健診・各種教室の場を活用し、規則正しい生活習慣について理解を深めてもらうような指導を続け、3回の食事をしている子、規則正しい就寝・起床ができる子の割合を伸ばしていくことを目指します。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
1日3回の食事をしている子の割合	100%	100%	100%	100%	100%
7時までに起床している子の割合	90%	90%	90%	90%	90%

〈活動目標④〉

子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導が受けられる

(1) 乳幼児健診

■現状と課題

子どもの成長や発達段階に応じた育児支援ができるよう、乳幼児健診を育児支援の場ととらえ、育児不安の軽減、乳幼児の健康管理、健康増進を図っています。

受診率は高く維持されており、欠席者に対しても通知や電話で受診勧奨を行い未受診理由の把握に努めています。健診に出席できない場合は、地区担当保健師が訪問等により生活・発達状況の確認を行っています。

また平成30年度から、安心して子育てをできる環境づくりの一環として乳児の1か月健診に対する助成制度を開始し、発育状況等の結果把握及び支援の介入が早期にできるようになりました。

子どもとの関わり方に悩む保護者がいることから、引き続き、乳幼児健診を子育て支援の場とすることが求められています。

【受診状況】

平成30年度	4か月児	1歳6か月児	2歳児	3歳児
受診率	100.0%	99.5%	98.7%	100.0%

■今後の方向性・施策

今後も乳幼児健診が子どもの成長発達を知る大切な機会であることを訴え、未受診者には、電話等により個別に周知するなど積極的に受診してもらえるよう働きかけをし、対象児の100%受診を目指していきます。

また、療育事業や保育園、幼稚園と連携を図りながら、子どもや保護者が健やかな生活を送ることができるよう支援を継続します。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
全乳幼児健診の受診率	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 予防接種

■現状と課題

保護者が予防接種の必要性を理解し、子どもの健康管理のため主体的に接種できるよう

に、小学校入学前に受けるすべての予診票を生後2か月頃に個別通知しています。

接種時期が空くことによって予防接種の接種率が下がる傾向にあることから、麻しん風しん2期の予防接種に対し、年2回接種勧奨を実施しました。それにより接種率が向上傾向にあります。

また、平成30年度から任意予防接種(おたふくかぜと季節性インフルエンザ)の接種費用の助成事業を開始しました。集団感染の防止と重症化予防のため保護者等への啓発普及が今後の課題です。

【接種状況】

平成30年度	四種混合1期初回1回	麻しん・風しん
接種率	91.9%	96.8%

■今後の方向性・施策

乳児期の予防接種が増え接種スケジュールの調整が難しくなっているため、適切な時期に接種ができるよう、健診等の機会に状況確認をして必要なアドバイスを行うとともに、未接種者に対する効果的な勧奨を行い定期予防接種の接種率90%台維持を継続します。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
定期予防接種の接種率	90%	90%	90%	90%	90%

〈活動目標⑤〉

思春期に心とからだについての正しい知識を身につけることができる

(1) 学校、保健所等の関係機関との連携

■現状と課題

平成 28 年度から思春期教育に関する情報交換会を立ち上げ、学校、病院、保健所及び本市における思春期保健の現状と取組について、情報を共有する機会を設けています。情報交換を通じて各関係機関の取組を共通理解する機会になりました。

学校からは、周囲が子どもたちの変化に早く気づくこと、子どもたちには SOS の発信ができる力を身につけることが課題として挙げられました。

■今後の方向性・施策

関係機関で情報交換を行い、思春期保健における現状と取組の共通理解に努めます。また、情報交換から見えてきた現状や課題を踏まえ、課題解決に向けた取組について検討していきます。

思春期健康教育は、引き続き関係機関と連携しながら進めていきます。

■目標事業量

	1 年目 (R2)	2 年目 (R3)	3 年目 (R4)	4 年目 (R5)	5 年目 (R6)
連絡会の開催回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回

(2) 思春期における母性・父性を育む事業

■現状と課題

思春期の健康教育は各学校で実施されており、授業の教材として妊婦ジャケットや赤ちゃん人形を貸し出す「物品貸出事業」と、4 か月～1 歳までの赤ちゃんとその保護者が学校へ出向き生徒と触れ合う「ふれあい事業」を行っています。中学 3 年生を対象に令和元年度は希望のあった 3 中学校で実施しました。

将来の母性・父性の健全な育成のために、自らが大切な存在であることを自覚し、自己肯定感を高められるよう、学校の教育方針や年間計画に沿った形で実施する必要があります。

■今後の方向性・施策

将来、心身ともに健康な母親・父親になるための重要な課題として、標準的な事業内容を提示する等により全中学校での実施を目指すとともに、各学校と関係機関が連携をして進めていきます。

參考資料

1 魚沼市子ども・子育て会議

(1) 構成

(令和2年3月末現在)

区分	団体・機関等	所 属	氏 名	備考
子どもの 保護者	保育園等保護者	堀之内なかよし保育園保護 者会	古田島裕太	
	小学生保護者	湯之谷小学校P T A	高橋 久子	
	中学生保護者	広神中学校P T A	上田 紀子	
	障がい児団体(親の 会)	さくらんぼの会	中澤 京子	
学識 経験者	魚沼市教育振興会	小出小学校	樋口 健一	◎会長
	主任児童委員	魚沼市民生児童委員協議会	橘 恵 子	○副会長
子育て 支援事業 従事者	私立保育園	小出保育園	山本 都子	
	私立保育園	清心保育園	清水 明次	
	私立幼稚園	めぐみ幼稚園	富永 直子	
	公立保育園	佐梨保育園	桑原久美子	
	放課後児童クラブ	守門きのめクラブラブ	櫻井 久子	
関係団体	社会福祉団体	魚沼市社会福祉協議会	岡部ひとみ	
公募委員			梅田 愛子	
			櫻井 悦子	
			高橋 静枝	

(2) 魚沼市子ども・子育て会議条例

○魚沼市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 40 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、魚沼市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。以下同じ。)に関する法律による施策について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関し学識経験のある者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 関係団体の推薦を受けた者

(5) 公募による市民

(6) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年魚沼市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(任期の特例)

3 この条例の施行後、初めて委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

2 策定の経過

日付	審議内容	出席者数
平成 30 年 7 月 10 日	平成 30 年度 第 1 回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画の平成 29 年度評価結果の確認について (2) 第二期 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたスケジュールについて	8 人
平成 30 年 11 月 30 日	平成 30 年度 第 2 回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 第二期 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査について (2) 今後のスケジュールについて	11 人
平成 31 年 3 月 18 日	平成 30 年度 第 3 回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果について	11 人
令和元年 6 月 13 日	令和元年度 第 1 回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援ニーズ調査結果(詳細)について (2) 第二期 子ども・子育て支援事業計画の項目(章等)の構成について (3) 第二期 子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール(案)について	13 人
令和元年 7 月 30 日	令和元年度 第 2 回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画 平成 30 年度事業評価シートについて (2) 第二期 子ども・子育て支援事業計画 第 1 部総論(案)について	13 人
令和元年 9 月 30 日	令和元年度 第 3 回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画 第 1 部 総論(案)の修正等について (2) 第 2 部 各論 (案) について	14 人
令和元年 10 月 18 日	令和元年度 第 4 回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 第 3 回会議以降の計画(案)の修正箇所等について	14 人
令和 2 年 月 日	令和元年度 第 5 回魚沼市子ども・子育て会議 (1)	人

3 パブリックコメントの結果

- (1) 公表資料 第二期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画（案）
- (2) 実施期間 令和元年12月 日（ ）～令和2年1月 日（ ）
- (3) 閲覧場所 市ホームページ、教育委員会事務局子ども課(堀之内庁舎)、各市民センター、北部事務所、同入広瀬分室
- (4) 提出意見の概要と件数

意見の区分	件数	反映の有無
	件	

第二期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画

発行 令和2年3月

編集 魚沼市教育委員会事務局

〒949-7494 新潟県魚沼市堀之内130番地

TEL : 025-794-6027

FAX : 025-794-3890

E-Mail : kosodate@city.uonuma.lg.jp



Uonuma City